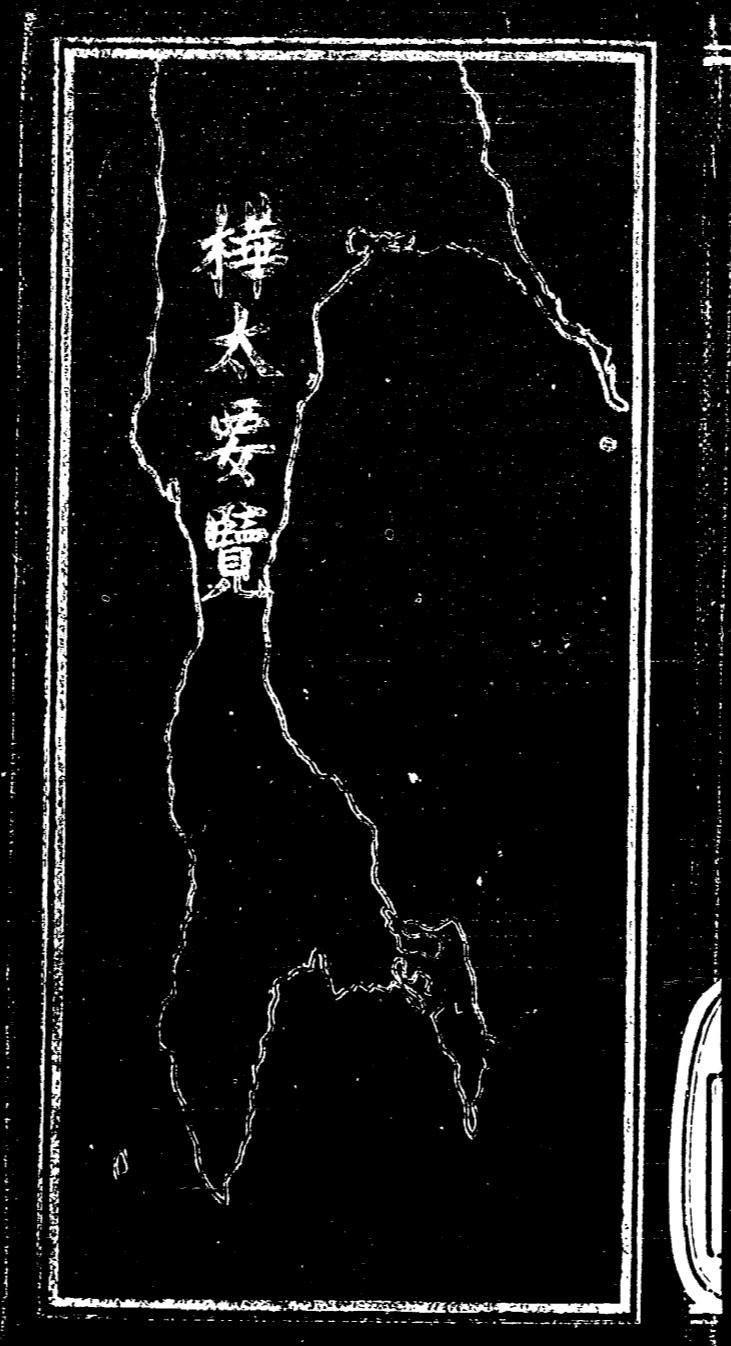
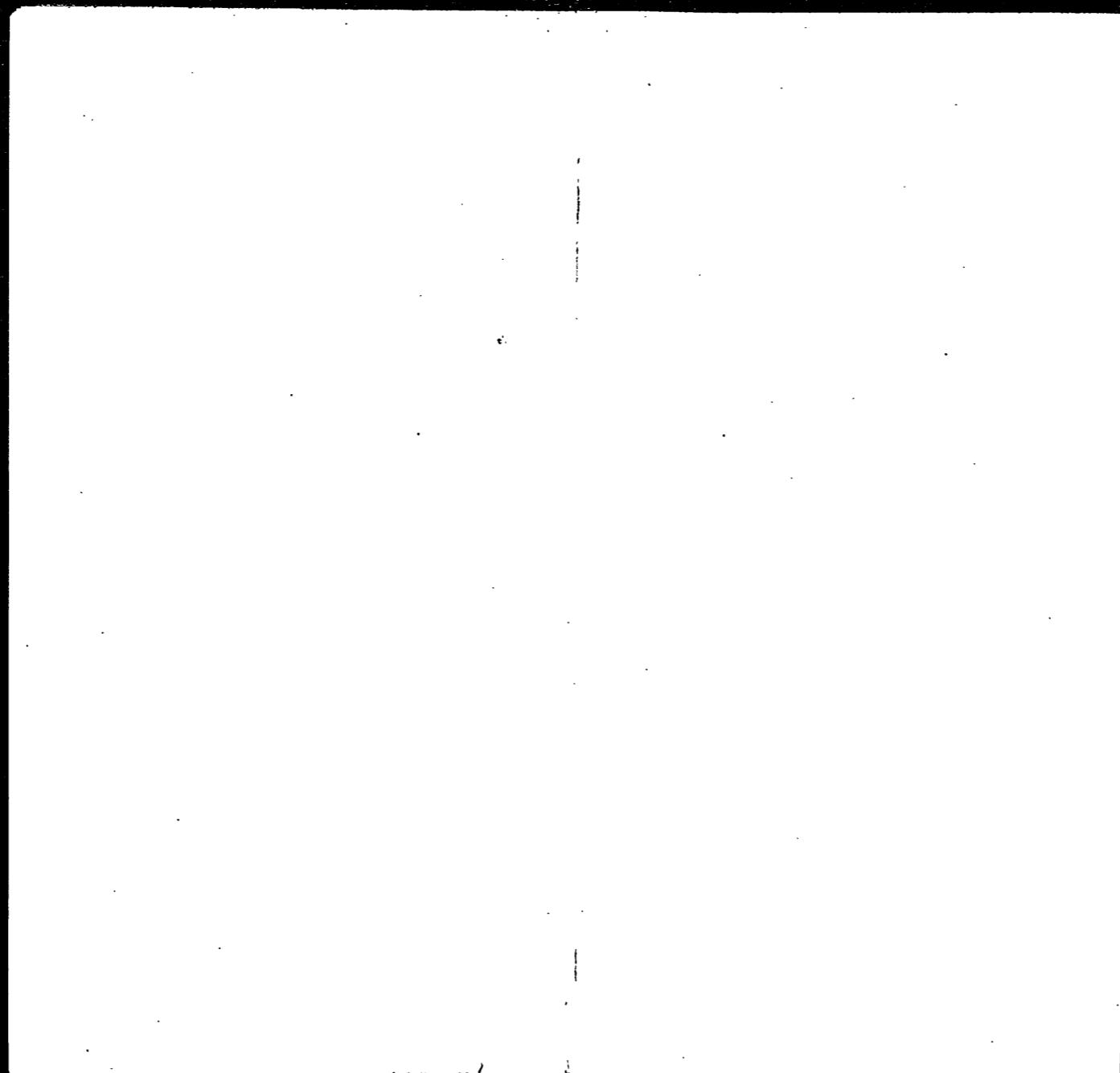


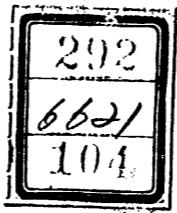
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 $\frac{2}{3}$







292.98
104



樺太廳編纂

樺 大 要 覽

昭和三年

一、本書は最近に於ける樺太の事情を廣く紹介せん

が爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前曆年又は前會計年度のものに據りたり。

一、本書中大正十五年は昭和元年 大正十五年は昭和元年
年度とせり。

樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革

第一款 松前氏及幕府の探險施設

一

第二款 幕園の東征と南樺太の恢復

二

第二節 經營施設

第一款 千島樺太交換以前

六

第一項 幕府時代

六

第二項 開拓使時代

六

第二款 軍政施設

八

第一項 軍政署時代

八

第二項 民政署時代

九

第三款 樺太廳の設置及官制改正

三

目次

目次

第二章 地誌

第一節 位置及面積

第二節 地勢

第三節 地質

第四節 市街地

第五節 氣象

第六節 概說

第七節 氣溫、氣壓及風

第八節 湿度、降水及霜雪

第九節 海霧及海水

第十節 戶口

第三章 交通通信

第一節 交通

第二節 航路

第三節 港灣

第四節 航道

第五節 通航

第六節 通信

第七節 機械

第八節 電信

第九節 航路標識

第十節 社外線

第十一節 航空

第十二節 電影

第十三節 電影

第十四節 電影

第十五節 電影

第十六節 電影

第十七節 電影

第十八節 電影

第十九節 電影

第二十節 電影

第一款 道路	東部縱貫幹線、西部縱貫幹線、橫斷線、農耕道路、その他	四
第二款 鐵道	運輸、建設、地方鐵道	六
第三款 港灣	大泊港、眞岡港、本斗港、船入洞	七
第四款 航路	第一項 樺太廳命令航路 第二項 通信省命令航路	八
第五款 鐵道省連絡線		九
第六款 航空		一〇
第七款 通信		一一
第八款 機械		一二
第九款 電信		一二
第十款 航路標識		一二
第十一款 社外線		一二
第十二款 航空		一二
第十三款 電影		一二
第十四款 電影		一二
第十五款 電影		一二
第十六款 電影		一二
第十七款 電影		一二
第十八款 電影		一二
第十九款 電影		一二
第二十款 電影		一二

目 次

四

第四章 自治行政

第一節 自治制施行の沿革

1

第二節 町 村

1

第一款 概 説

1

第二款 町村の事務

1

第三款 町村評議會

1

第四款 町村吏員

1

第三節 町村の財政

1

第五章 財政及金融

第一節 財 政

1

第一款 概 説

1

第二款 歳 入

1

第三款 歳 出

1

第二項 租 稅

1

第三項 租稅外收入

1

第三節 金 融

1

第六章 教 化

第一節 教 育

1

第一款 概 説

1

第二款 初等教育

1

第三款 中等教育 大泊中學校、豊原中學校、眞岡中學校、豊原高等女學校、大泊高等女學校

1

第四款 眞岡高等女學校、泊居高等女學校

1

第四款 教員養成及其の他の教育施設

1

目 次

五

目 次

六

第一項 教員養成	小學校教員講習所、樺太聰高等女學校、教員の指導教養	130
第二項 其の他の教育施設		130
第三節 社會事業		130
第三面 神社及宗教		131
第一款 神社		131
第二款 宗教		131

第七章 兵 事

海軍募兵、在郷軍人、軍隊と地方との關係

第一節 土地		132
第二節 移民		132
第三節 概 説		132

第八章 殖民及農業

第一款 農業移民		134
第二節 農業		134
第三節 農業概説		134
第四款 農畜產物		134
第五節 農畜產物	畜牛、馬匹、橐駒、養鶏、綿羊、養狐、牛飼	134
第六節 農業試驗及調查	畜牛、馬匹、橐駒、養鶏、綿羊、養狐、牛飼	135
第七款 農事概說	沿革、農事試驗場	135
第八款 農事試驗及調查	沿革、農事試驗場	135
第九款 農藝化學試驗及調查	沿革、農事試驗場	135
第十款 農產試驗及調查	沿革、農事試驗場	135
第十一款 農產試驗及調查	沿革、農事試驗場	135

第九章 鎌業

第一節 總 説		136
第二節 鎌業制度		136

目 次

七

第二款 鑄務施行の状況
第二節 鑄 物
第一款 石 岩
第二款 石 油
第三節 鑄 菓
第一款 鑄菓の現況
第二款 鑄菓の将来

第十章 林業

第一節 総 説
第二節 森林の利用
第三節 森林保護
第四節 森林調査
第五節 林業試験

第六節 大學演習林
第七節 官行研伐
第一款 樹 説
第二項 事業の開始
第一款 事業の計画
第二款 事業の組織
第三款 事業の成績

第十一章 水産業

第一節 総 説
第二節 漁業並に水産製造
第三節 水産物検査
第四節 水産に関する組合

目 次

10

第五節 水産に関する試験及調査	一〇
第一款 檢査	一一
第二款 試験及調査	一二
第一項 漁業	一二
第二項 水産製造	一二
第三項 水産養殖	一二
第十二章 商工業	一三
第一節 商業	一三
第二節 工業	一三
第三節 外國貿易	一四
第四節 商工會議所	一五
第五節 度量衡	一五

第十三章 警察

第一節 総説	一六
第一款 治本	一六
第二款 警務機關の配置	一七
第三款 警察官吏の教養	一七
第二節 行政警察	一八
第一款 保安警察	一九
第二款 風俗警察	一九
第三款 交通警察	二〇
第四款 計量警察	二〇
第三節 司法警察	二一

第十四章 醫事衛生

第一節 総説	二二
--------	----

二二

目次

第二節 醫療機關	一一一
第一款 醫院	一一一
第二款 公醫	一一一
第三款 聽聞、齒科醫師、其の他	一一一
第三節 救疾機關	一一一
第四節 藥品	一一一
第五節 海港檢疫	一一一
第六節 檢驗徵收	一一一
第七節 飲料水及水	一一一
第一款 上水	一一一
第二款 清涼飲料水	一一一
第三款 米	一一一
第八節 傳染病	一一一
第九節 汚物糞除	一一一

第十五章 法 刑

第十六章 司 法

第一節 滅罪	二二二
第二節 裁判所	二二二
第三節 供託事務	二二二
第四節 刑務所	二二二

第十七章 公共施設

第十八章 土 人

 第一節 總 說

 第二節 水道

 第三節 電氣事業

 第四節 通 信

 第五節 通 軍

 第六節 通 警

 第七節 通 證

 第八節 通 警

 第九節 通 警

 第十節 通 警

 第十一節 通 警

 第十二節 通 警

 第十三節 通 警

 第十四節 通 警

 第十五節 通 警

 第十六節 通 警

 第十七節 通 警

 第十八節 通 警

 第十九節 通 警

 第二十節 通 警

 第二十一節 通 警

 第二十二節 通 警

 第二十三節 通 警

 第二十四節 通 警

 第二十五節 通 警

 第二十六節 通 警

 第二十七節 通 警

 第二十八節 通 警

 第二十九節 通 警

 第三十節 通 警

 第三十一節 通 警

 第三十二節 通 警

 第三十三節 通 警

 第三十四節 通 警

 第三十五節 通 警

 第三十六節 通 警

 第三十七節 通 警

 第三十八節 通 警

 第三十九節 通 警

 第四十節 通 警

 第四十一節 通 警

 第四十二節 通 警

 第四十三節 通 警

 第四十四節 通 警

 第四十五節 通 警

 第四十六節 通 警

 第四十七節 通 警

 第四十八節 通 警

 第四十九節 通 警

 第五十節 通 警

 第五十一節 通 警

 第五十二節 通 警

 第五十三節 通 警

 第五十四節 通 警

 第五十五節 通 警

 第五十六節 通 警

 第五十七節 通 警

 第五十八節 通 警

 第五十九節 通 警

 第六十節 通 警

 第六十一節 通 警

 第六十二節 通 警

 第六十三節 通 警

 第六十四節 通 警

 第六十五節 通 警

 第六十六節 通 警

 第六十七節 通 警

 第六十八節 通 警

 第六十九節 通 警

 第七十節 通 警

 第七十一節 通 警

 第七十二節 通 警

 第七十三節 通 警

 第七十四節 通 警

 第七十五節 通 警

 第七十六節 通 警

 第七十七節 通 警

 第七十八節 通 警

 第七十九節 通 警

 第八十節 通 警

 第八十一節 通 警

 第八十二節 通 警

 第八十三節 通 警

 第八十四節 通 警

 第八十五節 通 警

 第八十六節 通 警

 第八十七節 通 警

 第八十八節 通 警

 第八十九節 通 警

 第九十節 通 警

 第九十一節 通 警

 第九十二節 通 警

 第九十三節 通 警

 第九十四節 通 警

 第九十五節 通 警

 第九十六節 通 警

 第九十七節 通 警

 第九十八節 通 警

 第九十九節 通 警

 第一百節 通 警

 第一百一節 通 警

 第一百二節 通 警

 第一百三節 通 警

 第一百四節 通 警

 第一百五節 通 警

 第一百六節 通 警

 第一百七節 通 警

 第一百八節 通 警

 第一百九節 通 警

 第一百十節 通 警

 第一百十一節 通 警

 第一百十二節 通 警

 第一百十三節 通 警

 第一百十四節 通 警

 第一百十五節 通 警

 第一百十六節 通 警

 第一百十七節 通 警

 第一百十八節 通 警

 第一百十九節 通 警

 第一百二十節 通 警

 第一百二十一節 通 警

 第一百二十二節 通 警

 第一百二十三節 通 警

 第一百二十四節 通 警

 第一百二十五節 通 警

 第一百二十六節 通 警

 第一百二十七節 通 警

 第一百二十八節 通 警

 第一百二十九節 通 警

 第一百三十節 通 警

 第一百三十一節 通 警

 第一百三十二節 通 警

 第一百三十三節 通 警

 第一百三十四節 通 警

 第一百三十五節 通 警

 第一百三十六節 通 警

 第一百三十七節 通 警

 第一百三十八節 通 警

 第一百三十九節 通 警

 第一百四十節 通 警

 第一百四十一節 通 警

 第一百四十二節 通 警

 第一百四十三節 通 警

 第一百四十四節 通 警

 第一百四十五節 通 警

 第一百四十六節 通 警

 第一百四十七節 通 警

 第一百四十八節 通 警

 第一百四十九節 通 警

 第一百五十節 通 警

 第一百五十一節 通 警

 第一百五十二節 通 警

 第一百五十三節 通 警

 第一百五十四節 通 警

 第一百五十五節 通 警

 第一百五十六節 通 警

 第一百五十七節

目次

一四

第三節 種族及戶口	三二
第一款 概說	三二
第二款 衣食住	三三
第三款 社會及家族關係	三四
第四款 經濟及法律關係	三五
第五款 娛樂及祭祀	三六
第四節 文化	三七
第一款 教育	三七
第二款 藥生	三八
第五節 產業	三九
第六節 教化	四十

插入寫眞目次

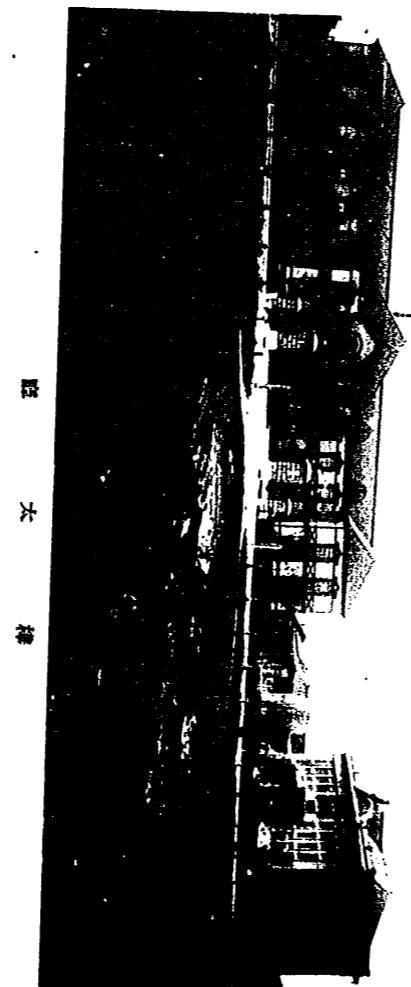
卷首	二〇頁ノ次
社團標	二六頁ノ次
豐原市街	三四頁ノ次
內油橋	四八頁ノ次
豐原驛	四五頁ノ次
大泊港棧橋	五四頁ノ次
大泊港	五八頁ノ次
豐原郵便局	六二頁ノ次
社團標	一一四頁ノ次
豐原中學校	一一八頁ノ次
太神社	一三〇頁ノ次
農村部落	一三六頁ノ次
大泊場	一六〇頁ノ次

一五

目次

目 次

樺太廳農事試驗場	一六
炭 礦	一六二頁ノ次
森 林	一七三頁ノ次
豊原バルブ工場	一九六頁ノ次
海 豹 島	二〇六頁ノ次
製糖精製實況(其の一、其の二)	二一六頁ノ次
樺太廳水產試驗場	二二六頁ノ次
眞岡市街	二三二頁ノ次
バルブ工場	二四四頁ノ次
豊原商工會議所	二五四頁ノ次
樺太廳豐原醫院	二六二頁ノ次
樺太地方裁判所	二七八頁ノ次
豊原上水道水源地	二九二頁ノ次
土人部落	三〇八頁ノ次
	三一〇頁ノ次



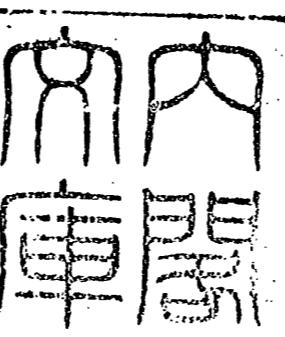
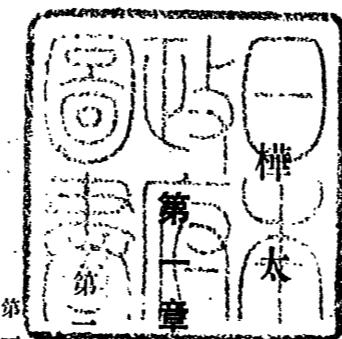
眞岡市街

要

覽 昭和3年7月寄贈

總論

領有の沿革



第一款 松前氏及幕府の探險施設

樺太古代の状態に關しては文献の徵すべきものなしと雖も、自然の地理的關係と近世に公ける史實とに依りて之を悟ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へるアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に繁殖せる山丹族即ち今のギリヤーク、オロチヨン等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の隕落に關し

總論

總論

ては史乘明確を缺くと雖も、之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣して樺太を觀察探險せしめたるが、土人の漁業に從事する者夥からざるものならず奥羽地方より渡來して漁労を樂とする者漸を遅ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラメシ（白主）、クレニンコタン（大泊浦溪）等に勘番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勘番の藩吏と雖も尙に漁船中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北隅に於ける露國との交渉恰々煩繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相疎で特派して蝦夷各地を調查探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ期くて管轄統治の端を擧けり。

第二款 露國の東使と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺訓歷代の廢是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出

し、更に清蘭と尼布楚條約を結びてスターノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年（元祿二年）なり越えて一八四七年（弘化四年）海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今之の黒龍江縣及沿海縣を略し一八五八年（安政五年）愛珲條約を締結して黒龍江以北を併せ、一八六〇年（萬延元年）北京條約を斡旋したるの故を以て烏蘇里江東の地を獲たり。

斯くて東方沿岸の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉りて北美大陸のアラスカ地方に其の蹟足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危慮斯の如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサツクは千島列島並に樺太との間を往來して其の動静を窺ひ、黒龍江口を地盤とせる商人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。

露國は斯くて其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年（寛政四年）ラックスマンをして我が漂流民を作はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年（文化元年）レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年（嘉永六年）三度水師提督ブウチャチヤンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を譲せしむ。

總論

總論

四

我が交渉委員は大日付荷井肥後守政憲及勘定奉行川路左門尉聖謙にして、アウチヤチンは千島の擇捉以北及留庭瀬沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して讓らず、爲に交渉題々として挿らす荏苒三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擇捉以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儀として終結せり。而て一八五九年（安政六年）東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛理條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年（文久元年）我國は修好の爲め國使として外國奉行竹内下野守、松平右見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界割定を提議せしめたり。

此の交渉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相譲らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みる暇なく、遂に之が履行を見ること能はず

して止みたり。

幕府は一八六六年（慶應二年）再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線割定の實行を迫らしめたるも譲合はず、從前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年（明治五年）露國代理公使ビオツォフの來りて樺太に關し協定を試むる所ありしも譲合せざりき。

外務卿副島種臣は樺太の買收を提倡し力説大に努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太撤葉の建议政府の容るゝ所となり、一八七四年（明治七年）駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年（明治八年）遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如しと雖も、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年（明治三十八年）十月ボーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙ほ人の耳目に新たな所なれば茲に詳記せす。

總論

五

總論

第二節 經營施設

第一款 千島樺太交換以前

第一項 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當リクシュンコタン（大泊浦溪）、シラヌシ（自主）等に勧善所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたるが、鋸國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閑却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勘定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方薩摩は倍々暴威を逞ふし北方の形勢急々急なり。書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の急にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付波達風使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察使として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正義及大河内政壽、三橋成方等を配する外、幕府に蝦夷地掛

を置きて老中戸田采女正氏教、若年寄立花田雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずることとなり、蝦夷地經營漸く其の精に就きたるを以て享和二年東蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安藤守正義を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統治の陣容漸く整ひたりと雖も尚大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地（樺太）をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林蔵に命じて樺太を調査見分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ、即ち文化五年には會津藩之に當り翌文

化六年より津輕藩之に代る。
然るに之より先歐洲に於ける國際紛争の爲め極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊境の警備を嚴にすべきことを命じて松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を

總論

八

獎勵する等銳意經營に努めたり、然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及廻縫部正利熙を奉行に任じたるが、消々たる中外の大勢は幕府を刺戟し、遂に翌安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬しクシユンコタ（大泊楠溪）に調役を、シラヌシハ自主、西トンナイ（眞岡）其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は租頃駐在して行政を擔當し、替備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當ちしめたり。歷代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を奨励する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍従清水谷公考を總督に任じて箱館奉行に代らしめたるが、閏四月之を

廢して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞て七月箱館に開拓使を置きて鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月檢判事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設けて樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使（明治二年八月娘夷）及樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒川清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し銳意土人の撫育産業の開發に努め治績稍見るべきもの有りたるが
例々樺太南部に根據を築くべく機会を窺へる歸國は我が維新の粉擾を聞知して機乗すべしと爲し、明治二年六月歸兵は突如函館（大泊楠溪）に強行上陸し、我が勸告を肯せず暴虐を振舞ひて毫も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉皇上京して北方の急を政府に報じ保護の緊要を力説大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒川清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしと爲し樺太の積極的施設を肯ぜず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、檢判官長谷部辰連岡本

總論

九

總論

監輸の後を製ひ、監事相基之を扶く。

一〇

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クレニンコタン（大泊浦）の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を設置し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し韓國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太拠業建議となり、外務卿開島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨戰的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ（大泊）に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き、軍政の執行に任す。

政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域を數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任す。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁断し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ（大泊）に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ（豊原）ガルキノウラスコエ（密合）、マウカ（眞岡）の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項 民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク（同年九月コルサコフに移轉）に支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ボロアントマリ（大泊）ベルソヤバージ（ノ澤）及其の附近に民政を布きたるに始まる。

總論

一

總論

一一

民政署は明治三十八年勅令第百五十六號占領地民政署ノ職員ニ關スル件に依り編制せられ民政長官、事務官の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に隸し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政署支署及支署出張所を示せば左の如し。

民政署

民政署支署

支署出張所

明治三十八年八月二十八日

明治三十八年八月二十八日

明治三十八年九月十四日

明治三十八年九月十四日

明治三十九年七月二十五日

明治三十九年十月二十五日

不詳

ボロアントマリ出張所

ウラジミロフカ(豊原)支署

ガルキノウラスコエ(落合)

ナイヨロ(内路)出張所

マウカ(眞岡)支署

クスンナイ(久春内)出張所

ウラジミロフカ(豊原)支署

ボロアントマリ出張所

總論

一三

第三款 樺太廳の設置及官制改正

占領後の軍政に關しては既述せる所なるが、斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布あり同年三月三十一日限り軍政を撤廃し、四月一日より豊原に樺太廳を設置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關し新に裁判所を設け、守備隊司令官は單に軍事のみを統理することとなれり。

總論

長官は内閣總理大臣（自明治四十年四月至明治四十三年六月は内務大臣）の指揮監督を受け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

初め廟に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部に拓殖、土木、鐵業、森林、農業及牧畜に關する事務を掌り第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務並に警察及衛生事務をも管掌せり。其の後桂太郎官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

一、明治四十二年五月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。

一、大正二年十二月 第一部、第二部、第三部を内務部、拓殖部、警察部に改む。

一、大正三年十一月 拓殖部を廢し拓殖部の事務は内務部に移る。

一、大正七年六月 拓殖部設置、支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。

一、大正十一年十月 支廳出張所廢止。

一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し、支廳出張所を置き、拓殖部の事務は内務部に移る。

一、昭和二年六月 農林部を設置し警察署分署を廢止す。

桂太郎管内須要の地に支廳を置き管内行政事務を掌理せしむ。當初支廳長は警察權を有し警察及衛生事務の

執行に任じたるが、大正七年六月警察署及警察分署を設置し専ら其の執行に當ることとなれり。

尚支廳管内概要の地に支廳出張所を置き支廳の事務を分掌せしむ。支廳出張所は大正十一年十月一度廢止せられたるが大正十三年十二月復活せり。

現在の支廳及支廳出張所を擧ぐれば左の如し。

支廳	支廳出張所	設置年月	摘要	要
豊原支廳		明治四十年四月		
大泊支廳		大正十三年十二月		
本斗支廳	留多加出張所	大正十一年十月	大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり	始め名好に在りて名好支廳と云ひしを火
眞岡支廳		明治四十一年四月		め正三年六月久春内に移し久春内支廳に改め、更に大正七年六月泊居に移轉泊居支廳と改稱せり
泊居支廳		明治四十一年十二月		

總論

總論

鶴城田張所

大正十三年十二月

大正十一年十月

明治四十一年十二月

が大正十三年十月鶴城田張所とせりが大正十一年十月鶴城田張所を廢し田張所とせり

元泊支廳
敷香支廳
樺太廳官制

大正十三年十二月
大正十一年十月
明治四十一年十二月

が大正十三年十月鶴城田張所とせりが大正十一年十月鶴城田張所を廢し田張所とせり

外に支廳出張所九箇所ありたるが大正十一年十月支廳増設の際廢止せられたり。

第一條 樺太廳ニ樺太廳ヲ置ク

樺太廳

樺太廳官制

第二條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

樺太廳

樺太廳

樺太廳官制

樺太廳

樺太廳官制

樺太廳

樺太廳官制

樺太廳

樺太廳官制

樺太廳

樺太廳

樺太廳官制

總論

一八

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ泄退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ内閣總理大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條 長官ハ其ノ機械ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條 横太廳ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク

内務部

農林部

農務部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十二條 横太廳管内須要ノ地ニ横太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱位置及管轄區域ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ

長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、鉄道、警察部補及巡査ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十條 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部警部補及巡査ヲ指揮監督ス

第二十一條 周ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡査ヲ指揮監督ス

一九

總論

總論

二〇

- 第二十四条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第二十五条 (削除)
- 第二十六条 (削除)
- 第二十七条 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ營林及林野保護ノ事務ニ從事ス
- 第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ森林及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
- 第三十条 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
- 第三十一条 横太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
- 第三十二条 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第三十三条 横太廳ニ巡査ヲ置ク列任官ノ待遇トス
- 第三十四條 巡査ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十五條 (削除)

第二十六條 (削除)

第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ森林及林野保護ノ事務ニ從事ス

第二十八條 権太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムハ支廳出張所ヲ置クトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ

第三十條 支廳出張所長ハ専門以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ掌理ス

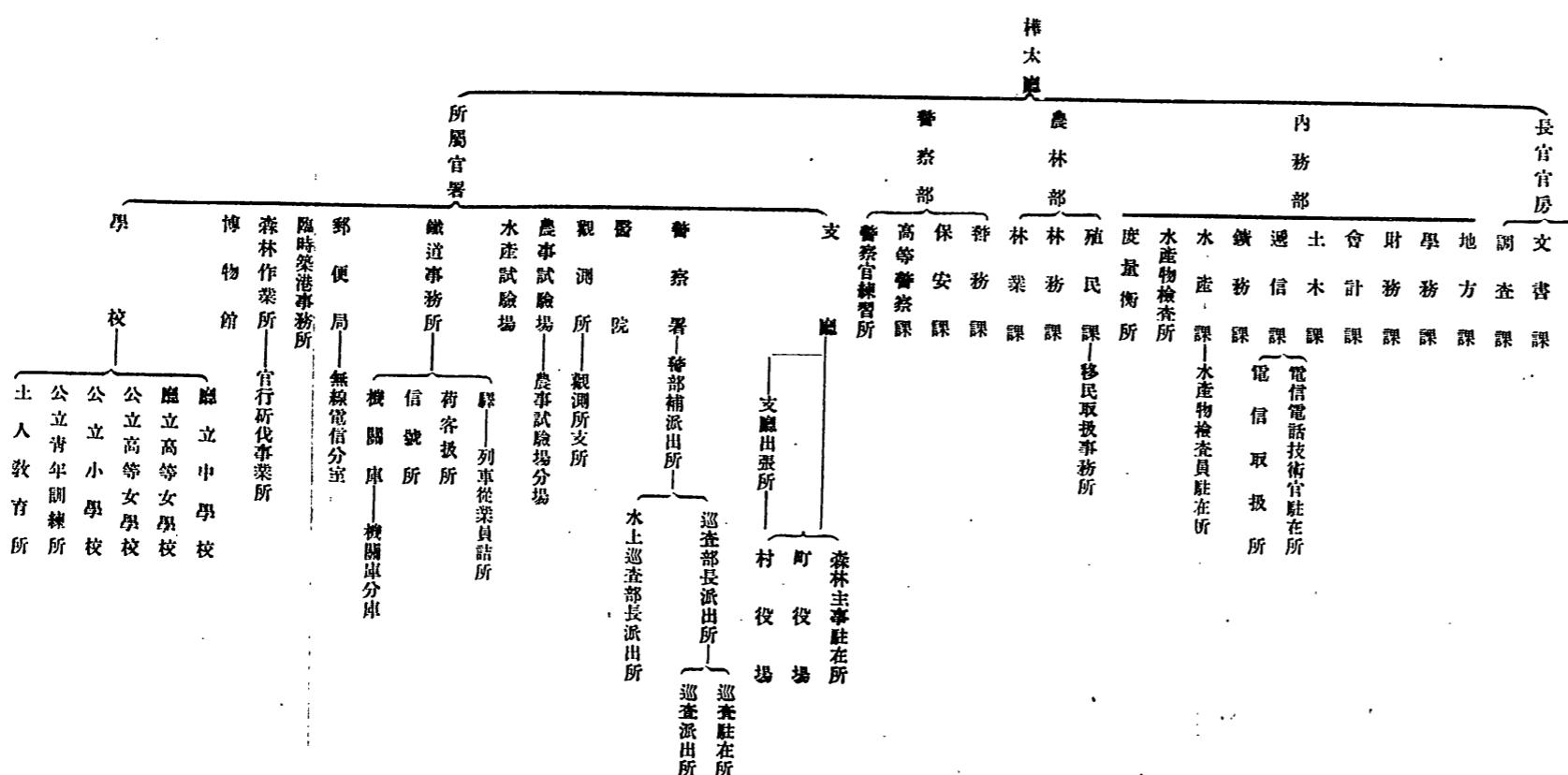
第三十一條 権太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

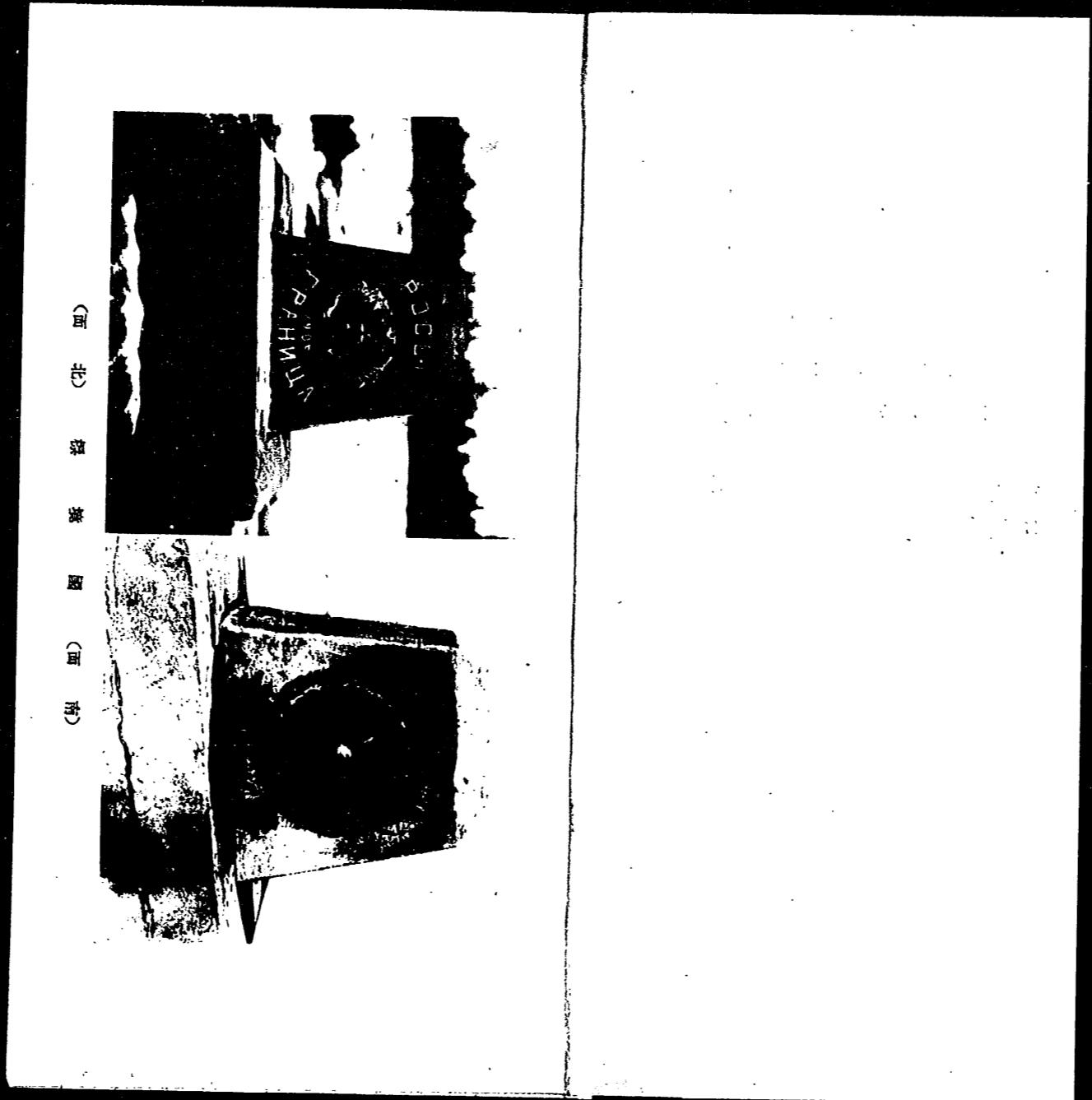
第三十二條 警察署長ハ警視又ハ特部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ特部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三十三條 権太廳ニ巡査ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡査ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

権太廳及所屬官署を表示すれば左の如し。





蒙古族文書
Mongolian Manuscripts

第二章 地誌

第一節 位置及面積

本島はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は惟に四浬の間宮海峡を隔て、濱海州に對す
南端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し、峠間約二十三浬の宗谷海峡を隔て、北海道宗谷岬と相呼應し
北端エリザベス岬は北緯五十四度二十分に位せり。南北二百四十里、東西七里乃至四十里餘、其の面積約五千
餘方里にして北海道本島に匹敵す。即ち邦領樺太は其の南半にして北緯五十度を以て界領樺太と拂し、延長
百十六里餘、幅員七里乃至四十里、其の面積約二千三百三十九方里にして臺灣より稍大なり。

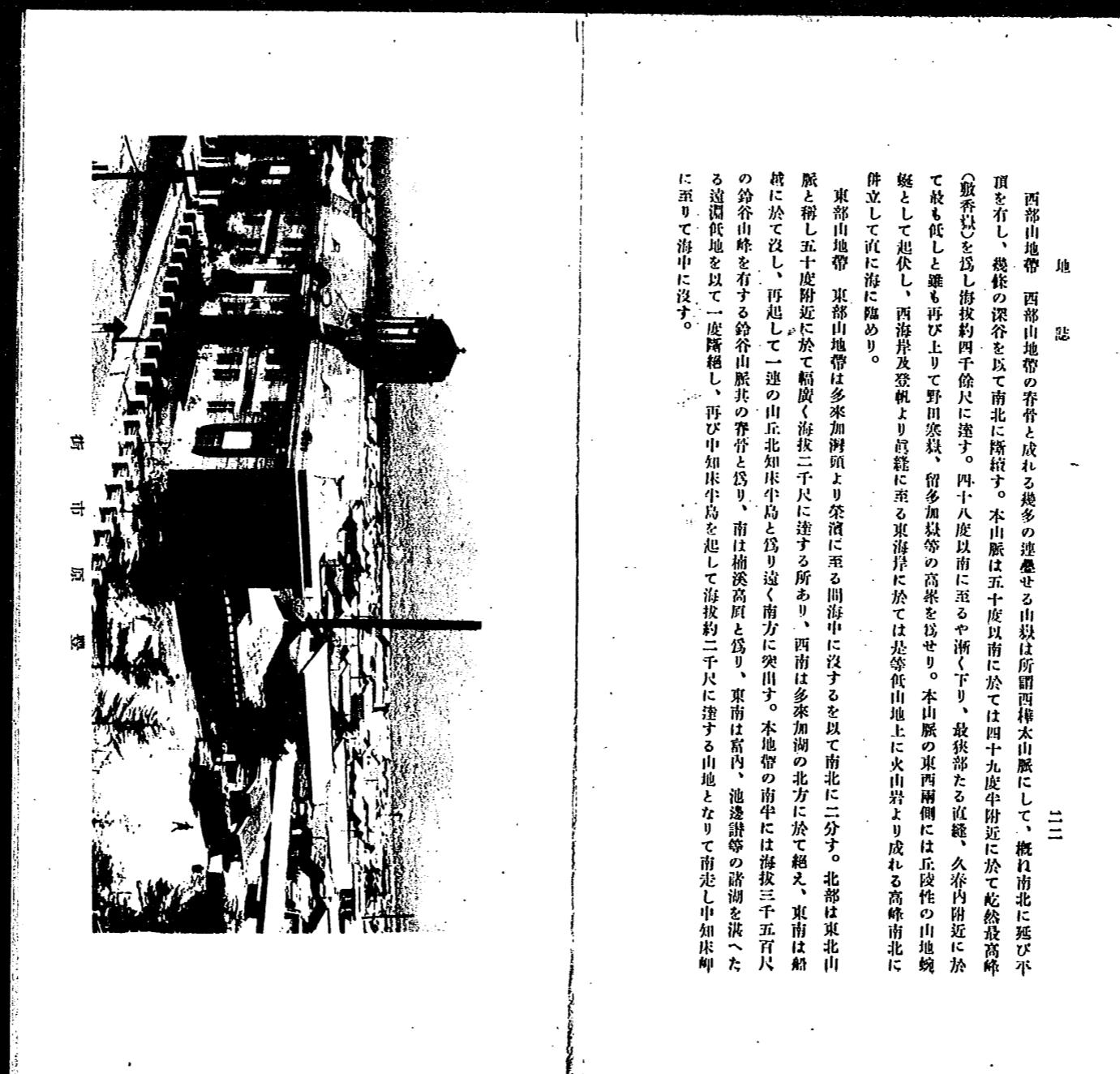
第二節 地勢

本島は地貌及地質に由り之を東部山地帶、中央低地帶、及西部山地帶の三地帶に區別するを得べし。

地誌

西部山地帶 西部山地帶の脊骨と成れる幾多の連疊せる山嶽は所謂西擧太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し、幾條の深谷を以て南北に隔離す。本山脈は五十度以南に於ては四十九度半附近に於て屹然最高峰（敷香岳）を爲し海拔約四千餘尺に達す。四十八度以南に至るや漸く下り、最狭部たる直縫、久春内附近に於て最も低しと雖も再び上りて野田寒林、留多加嶽等の高峯を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地塊として起伏し、西海岸及登帆より眞縫に至る東海岸に於ては是等低山上に火山岩より成れる高峰南北に併立して直に海に臨めり。

東部山地帶 東部山地帶は多來加瀬頭より榮濱に至る間海中に没するを以て南北に二分す。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔二千尺に達する所あり、西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船城に於て沒し、再起して一連の山丘北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帶の南半には海拔三千五百尺の翁谷山峰を有する鈴谷山脈其の脊骨と爲り、南は楠溪高原と爲り、東南は富内、池邊等の諸湖を湛へたる遠潟低地を以て一度隔絶し、再び中知床半島を起して海拔約二千尺に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。



第三回

中央低地帶 中央低地帶は東側に於ける東部山地帶の中継するや、幌内河口附近より榮濱附近迄の間は海面下に没し爲めに南北二低地に分たる。北中央低地帶はツイミ、幌内兩川の流域にして其の長さ約七十餘里五十度以南邦領に屬する部分は長さ約二十八里幅約五里乃至八里とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低湿地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、矮小なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き階段的平地なり。然れども幌内河畔の兩側及其の支流の兩岸には柳、どろ、椴松、蝦夷松及落葉松叢生し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯の如く幌内河の兩側に展開するツンドラは寂漠荒漠たる湿地なりと雖も、其の地方に住するオロチヨン及ギリヤークに對して驯鹿の好放牧地なり。南中央低地帶は榮濱附近より鈴谷河口附近に至る約二十二里に亘る平野にして、北中央低地帶に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なるものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌内川、内浦川、亞庭灣に注ぐものに鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに泊居川、野田川、名寄川、恵須取川等あり。

湖沼 西部山地帯より東側に多來加湖、白鳥湖、富内湖、遠淵湖、和愛湖等ありて、西側には來知志湖あり。

第三節 地質

排太島(邦領樺太)を構成する岩石は左の如し。

- 一、結晶片岩系 石墨片岩、綠泥片岩等
- 二、古生界 硅岩、砂岩、粘板岩、巖岩、石灰岩、輝岩、花崗岩、閃綠岩、橄欖石等
- 三、中生界 白堊系、砂岩、頁岩、巖岩、泥灰岩
- 四、新生界 第三紀、砂岩、頁岩、巖岩、凝灰岩
- 五、第四紀、砂、砾、粘土、泥炭、玄武岩、安山岩、流紋岩等

以上は時代順に列挙せる岩類の代表的ものゝみなり。

東部山地帶 東部山地帯を構成する岩類は主として結晶片岩類及古生界的岩類にして、東北山脈は主とし

て結晶片岩類と古生界的岩類より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界的岩類及花崗岩其の大部分を成す。

西部山地帶 西部山地帯を構成せる岩類は白堊系及其以後の岩類なり。西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊系に屬し南北に長く連亘す。是より西方は漸次高さを減じ臺地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩類にして廣大なる石炭層及石油層も亦本層中に胚胎す。而して此の臺地帶には處々に火山岩の噴出せる跡ありて休火山を作り地形の單調を破れり。

中央低地帶 中央低地帯を構成するものは主として第四紀層なり。北中央低地帯には幌内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩類なく、厚層の泥、粘土及砂礫より成る。南中央低地帯は主として、粘土、砂礫より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 以上を通覽するに、本島が一種特別なる地形を示すは岩石の分布と密接なる關係あり、即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界的岩類及白堊系の岩類が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に堪へて高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩類の分布に左右されて作られ、今日見るが如く南北に延長せる地形を成せり。

地點

るなり。同時に河流も亦此等山脈及岩質に左右され大河も堅硬なる岩石を横切りて流るゝ事能はず殆んど全部南流或は北流す。

第四節 主要市街地（戸口ハ昭和二年末現在）

一、豊原町

人口
二一四五九一戸

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積四十二方里規模輪奐壯大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心にして鐵道本線は此の地を過ぎて東海岸築港に至り、東西樺太を連絡すべき豊原鐵道は此の地に起り既に一部開通せり。

ウラジミロフカと稱せし舊市街は町の北端に位し今尙餘人式家屋（丸太造）を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり土地高潤眺望絶佳鈴谷平野を一眞に裹む。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、森林作業所、豊原醫院、豊原中學校、廳立高等女學校、豊原郵便局、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所箇館

地方貿易局樺太出張所、豊原町役場、樺太慈惠院、豊原商業會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙樺太會社、櫻原工場、樺太電氣合資會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。

二、大泊町

人口
三四〇〇三戸

亞庭灣の北奥千歳海の東岸に位する開港場にして内外の船舶轉轍す。鐵道泊築線の起點にして内樺連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐口にして貨客集散の中心を爲し本島第一の大都市なり。元コルサコフ（捕溪町）及ボロアントマリ（菜町）と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都なりき。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區割され、北部捕溪町一帶は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隔てて菜町及本町一帶は商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般労務者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と内部の開發と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊臨時築港事務

地誌

二八

所、大泊醫院、大泊中學校、觀瀬所、大泊郵便局、同無線電信分室、豐原區裁判所大泊出張所、函館稅關大泊支署、大泊町役場、大泊高等女學校、大泊商業會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、東洋養糞場、樺太製藥株式會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。

三、落合町

人口一〇、六五八戸

東海岸菜漬の稻南泊菜漬沿線の要地にして、元ガルキノソラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相伴つて將來益々發展すべし。落合町役場、富士製紙株式會社落合工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

四、知取町

人口一五、六九八戸

東海岸の要地にして大正十三年富士製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。尙菜漬より此の地を經て敷香に至る鐵道敷設の計畫あり既に工場に着手しつゝあるを以て之が完成の上は更に一層町勢の進展を見るに至るべし。現に知取警察署、知取郵便局、知取町役場、富士製紙株式會社落合工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

場、公立小學校、富士製紙株式會社知取工場、登帆炭礦株式會社事務所其の他新聞社、會社、工場等あり。

五、本斗町

人口一七〇五戸

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内陸連絡の要地を占め、西海岸鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として遂行し、昭和元年度に竣工せり。

領有當時は僅に十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物產の豊富なる爲め急激に膨脹發展せり。

海岸は要流を以て洗はれ海水凍結せずして、氣候温和風光亦佳にして、近海漁業盛んに行はれ、附近に林產物產豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相伴つて其の發展は今後に禱せらる。本斗支廳の外本斗警察署、本斗臨時築港事務所、本斗郵便局、本斗町役場、本斗海陸運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、眞岡町

人口一三、九五八戸

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸鐵道は此の地を經て北方野川に至り、豊原との間に豊眞鐵道を通ずるの外日下敷設中の豊眞鐵道近く開通せむとし、交通至便商工業發達に

地誌

二九

して西海岸に於ける交通經濟の中心を成し會社工場等多し、大正十年築港事業を起し昭和二年竣工せり。眞岡支廳の外眞岡警察署、眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、農業試驗場、宇遠泊分場、眞岡區裁判所、札幌刑務所樺太支所眞岡出張所、函館稅關眞岡支署、眞岡町役場、高等女學校、眞岡商業會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、樺太工業株式會社眞岡工場其の他新聞社、銀行會社、工場等あり。

七、泊居町 人口八千五百四十一人

西海岸北部の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一集村なりしが近海漁業の發達と附近炭鉄の探査、工業會社の設立等により漸次發展の途上にありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる狀況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手せるを以て、之が完成の上は地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支廳の外泊居警察署、泊居郵便局、眞岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、樺太工業株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

第五節 氣象

第一款 概説

本島は日本海とオホーツク海との間に介在して沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縱貫し、近く亞細亞大陸の影響を受くるものあり。氣象は地方によりて種々の狀態を呈せり。

然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的温暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして、中部は山脈に囲まるゝを以て大陸氣候を呈し寒暖の差甚し。而して世界同緯度の地に比して氣温の殊に低きは、近海に暖流の見るべきものなきは其の一因なりと雖も主として亞細亞大陸の影響を受くるによる。近海暖寒兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りて止む。殊に冬季は主山脈を境とし西海岸は概ね陰雲にして東海岸は晴明なり。

第二款 氣溫、氣壓及風

地誌

三二

気温。 年平均氣温は本斗の四度五より敷香の氷點下零度二の間に在り、最寒なるは一月最暖なるは八月にして溫度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬期は氣温の差甚だ大なれども夏季は小にして、又内部地方は海岸地方に比すれば冬季は寒冷にして夏季は高温なり。西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季節を通じて高溫を示し、本斗、安別は大泊、敷香に比し一度餘の差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ往々三十度を越ゆることあり。

風。 平均風向は各地皆風癖を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變するは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遅速あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏す。是れ海陸風の發達者しきに由るものなり。最多風向に就れば整然たる區別あるは敷香にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於て黒龍江下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的温暖なる一因も亦之に由るものゝ如し。

第三款 気温、降水及霜雪

温度。 平均溫度は夏季に高く春季に低し、各地を通じて月平均九十%以上るとともに降るとともなく、多來加溝沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らず本邦中殊に最高の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比溫度甚だ高く概ね温り勝るも、絕對溫度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其差二十%内外に上り、暴天又は雨天の場合は饱和狀態にあるも覺るれば忽ちにして乾燥して四、五十%の變化を呈するが如きは取て珍しからず。

降水。 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百五十耗に止り少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出でずして、本邦中最濕雨地の一として南滿洲に次ぎ北見消岸と略相等し。最大日量は其の五十耗を越ゆることは少からざるもの、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降雨日數は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日數は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

地誌

三三

霜雪・結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては間々六月下旬に亘ることあり、其の中間日数は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。

雪は北部は早く概ね十月下旬に現はるゝも、南部に於ては同月初旬鉢谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の交にあるも、大正二年には南部一體六月中に於て降雪を見たり、斯の如き晚雪は又稀有のことにして、而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第四款 海霧及海水

海霧・本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。其の他の期間に於ても間々之を認むることあれども甚だ稀にして且つ概ね淡霧なり。

之が發生は暖寒兩潮流の衝突によるが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近殊に多く、是等岬角を離るれば順に減少するものゝ如し。海豹島及西能登呂岬に於ける夏期三箇月の海霧總

日数は五、六十日に上り、濃霧日数のみを算するも四、五十日に及び、本邦に於て最も多霧なる根室及襟裳岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは多し。大泊は西能登呂岬に比すれば其の半に上らず、敷香は大泊と大差なきも、眞岡は甚だ少く大泊の六割に過ぎず。其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前の中は約六割を占め午後のものは約四割に充たず。連續時數に就て見れば往々断續四、五十時間に亘ることあるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回數の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。

海水・本島は冬季殊に低温にして海水温も亦水點以下に降り濱海は概ね結氷し、春季に至りては流氷を見る。唯眞岡以南四五十哩間は著しき結氷なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を過ぎたる水塊の流着すること珍しからず。海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒咸の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲来することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風爪げば再び聚積し春暖の候に至りて流出融解す。其の期間を概括すれば玄の如し。

東海岸 敷香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬

地誌

三六

祭演沿岸 十二月下旬乃至四月下旬
頭庭瀬 大泊沿岸 一月中旬乃至三月中旬
西海岸 安別沿岸 一月上旬乃至三月中旬
真岡沿岸 一月下旬乃至二月下旬

第六節 戸口

概説。 本島の現住人口は其の大部分内地人にして、極めて少數の朝鮮人、土人、外國人あり。昭和二年末現在の現住人口は二十二萬一千二百四十三人にして、領有當初明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比すれば實に二十萬八千八百八十二人の増加にして、約二十倍に達し増加率の高きこと他に其の例を見ざる所なり。之が増加は主として、移住に因るものにして本島が如何に發展の域にあるやを窺知するに難からず。然れども之を本島先住の土人を見るに、サンダーフ族は遂に其の跡を絶ちもキーリン族の如きは北洋太より移住ありて其の数も増加じつゝあり。

種族別戸口 昭和二年末現在の種族別戸口を掲ぐれば左の如し。

人土下	人邦本	種族別		戸口數
		内	外	
キオニニア	朝	四、三二	二、四九	六、八一
トリロクイ	鮮	三、五三	一、一〇六	四、六九
リツブ	人	二、九六	一、五三	三、四九
ンコシヌメ	計	七、七九	三、五三	十、三二
九	三二〇			
地	三二〇			
陸				

三七

現住戸上増加の趨勢、明治三十九年以降五年毎の現住人口及増加の趨勢を示せば左の如し。

地誌

四〇

人口一千人未満二、一千人以上三千五百人未満八、二千五百人以上五千人密度十四、五千人以上一万人未満七、一萬人以上七にして、人口密度を支那別に示せば左の如し。

地	明和二十一年未	大正十一年未
人口	一万里に付人口	一万里に付人口
豊	四〇四	一四九
大	五〇五	一六四
本	八〇五	一六五
眞	三〇五	三〇四
泊	三〇九	三〇九
元	三〇九	三〇九
香	三〇九	三〇九
泊	三〇九	三〇九
數	三〇九	三〇九
全	三〇九	三〇九
管	三〇九	三〇九
内	三〇九	三〇九

右に依りて觀るに五年以前に比すれば、一万里に付四十三人即ち約二倍に増加したりと雖も、眞岡支那の三百二十七人を最も密なるものとし管内平均一万里八十七人に過ぎず、之を内地の三百十三人に比すれば實に三十五分の一に過ぎず。北海道の四百三十七人に比するも及ばざること遠し。

年齢及性別人口　本島人口の特徴として注目に値するは各年齢階級の構成なりとす。即ち昭和二年末現在於て内地人の所謂生産年齢級（十六歳より六十歳迄）は十四萬三千四十一人、不生産年齢級（十五歳以下六十歳以上）は七萬八千二百二人にして生産年齢級の不生産年齢級を超過する實數六萬四千八百二十九人、其の割合は人口總數百中生産年齡級六十五人、不生産年齡級三十五人に當れり。之れ本島人口は青壯年者の移住による增加多く其の年齢構成は拓殖進展の途上にある本島の特徴を示すものと謂ふべし。

體性の別に於ても男性の女性を超過すること三萬二千八百四十一人、人口百中男五十七人女四十三人にして女百大對し男百三十四人に當り内地に比し大いに其の趣を異にせり。此の男女の權衡は僻處地に到るに從ひ愈々甚だし。

出身地方別人口　在住内地人の本籍に就き之を地理的關係に從ひ十二地方に大別して表示せば、左表の通

の七萬三千四百

リ北海道の七萬三千四百四十九人最も多く、東北區の五萬九千四百九十一人之に亞ぎ、北陸區、關東、四國、東山、中國、東海、近畿の順にして、九州の二千四百四十四人最も少し。
然るに本島に戸籍法施行せられて以來本島に轉籍するもの相逎ぎ年々異常の増加を示し、昭和二年末に於て既に七千八百八十九戸四萬九百六十人となり東北區本籍者の次に位せり。

卷之三

職業別人口 本島の人口を職業別に観察すれば左表の如し。

人	戶	種別
從業者	數	
使用者	九〇〇〇〇	農業
人及家事從業者	五〇〇〇〇	水產業
三、三六〇	八五四	礦業
三、三六〇	四、三一四	工業
一、一七〇	七、六四二	商業
一、一七〇	一〇、七〇三	交通業
一、一七〇	一〇、七〇三	自公自由業及
一、一七〇	一〇、七〇三	有其他業者
一、一七〇	一〇、七〇三	無職業
一、一七〇	一〇、七〇三	計

第三章 交通通信

第一節 交 通

第一款 道 路

開拓時代に於ける道路施設は殆んど原始状態に在りて、必要已むを得ざるものゝみ所在の森林を伐開して小徑を通じ僅かに通行せる有様にして、道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し、内路より北岸太オノールを経てアレキサンドルスクに至る幹線道路及二・三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗惡にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨一處至れば忽ち泥田と化して交通朴拙する狀態にして、之が施設改善に關しては創始的効力を要せり。

拓殖の築造み人口増加して各種商業の勃興するに從ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を

開拓と共に舊道を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。

本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、從つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縱貫線と之を連結する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、権要都邑等を連絡する爲め幹線より分歧せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成り現在主要道路の延長六百餘里に達す。

一、東部縱貫幹線

大泊を起點とし豊原、落合を過ぎ東海岸榮濱に出て海に沿ひて北上し、東白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走すれば燒領オノトルより遠くアレキサンドルフスクに達す。大泊國境間延長百十一里餘員十五尺乃至十八尺全線車馬を通じ、大泊榮濱間既設鐵道と相俟て貨客の集散に便し交通甚だ至便にして、榮濱國境間八十六里餘は大正九年軍事費を以て修築せるものなり。榮濱を距る北方約一里にして内瀬橋（内瀬川）あり、同橋はハウトラス式延長百六間幅員十五尺工費十一萬六千圓を要し、大正十年の竣工に係り本島に於ける最大の橋梁なり。本線は南稚太に於ける主要道路なるのみならず實に南北稚太を連絡する主要幹線にして、日露國交恢復に伴ひ之が利用は將來益々頻繁となるべし。

交通通信

二、西部縦貫幹線

本島の南端西能登岬に發し麥苔の嶺を越へ西海岸に沿ひて北上し、武意泊、本斗、眞岡、泊居、久春内及鶴城を經て國境安別に至り、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約百三十里東部縦貫線と相俟て本島交通の動脈を爲す。本線中久春内宗仁間六十一里餘は改築既に成り幅員十二尺乃至十五尺車馬を通じ野田久春内間は乗合馬車あり夏季は乗合自動車を運轉し、本斗野田間の既設鐵道と相俟て交通至便なり。久春内以北六十二里及宗仁以南六里餘は未だ改築するに至らず、應急の措置として交通困難の箇所のみ部分的に補修しつつあり。

三、横断線

眞岡街道

豊原より軍川、中野、逢坂を經て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長十九里餘幅員十五尺全線車馬を通じ、殊に夏季は定時乗合自動車を運轉し交通至便にして往來頗繁なり。

眞経街道 木島の中央最狭部を横断連絡する路線にして軍事費を以て開鑿せるものなり。眞経より久春内に至る延長八里幅員十八尺車馬を通じ、定時乗合馬車往復するの外夏季は臨時自動車を運轉し貨客輸送に便

す。

東西を連絡する横断路線は以上の二條なるが、本島の地形及其の他の實狀に鑑み尙數條の横断線の必要を認め之が計畫を進めつつあり。

四、農耕道路

農村内及農村相互間を貫通連絡する路線にして、隨に於て經營開墾せる官營道路と、農村に補助を與へて開墾せしめたる輔助道路の二種あり。現在の總延長二百四十四里餘に達し地方農村の交通運輸の便に資する所渺からず。

五、其の他

留多加街道 豊原より追分、並川、小里を經て留多加川口に至り、延長十里幅員十二尺全線車馬を通ず。本道は雨龍街道及眞岡街道途坂より分岐し二段を經て留多加に至る道路と共に留多加大殖民地に至る重要路線なり。

雨龍街道 東部縦貫道路貝塚より分岐して亞庭海岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を經て西能登岬に至る、

交通通信

四八

延長三十一里餘貝塚江の浦間三里留多加伏子間一里半、越谷兩龍間三里は開墾既になり車馬を通ず。

長濱街道 大泊より亞庭海岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る。延長二十六里餘にして其の中大泊長濱間八里餘は改修既に成り幅員十二尺車馬の通行自由にして、近く乗合自動車の完時運轉を見んとす。

富内街道 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る、延長十三里餘幅員十二尺全線車馬を通じ富内地方より亞庭海岸に通する主要路線にして交通頻繁なり。軌道敷設計畫成り大泊古牧間二里餘は工事既に終り、全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。

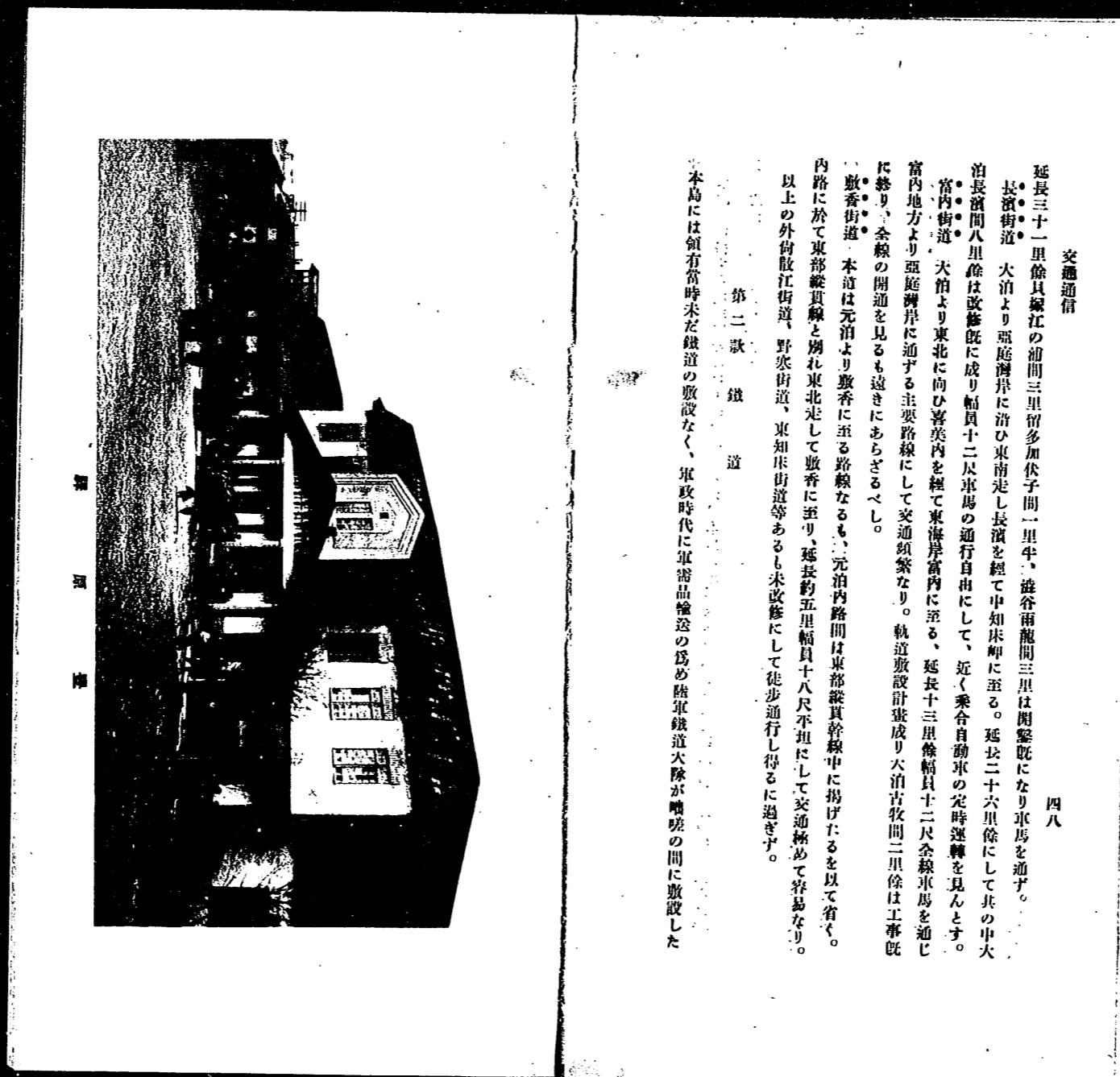
敷香街道 本道は元泊より敷香に至る路線なるも、元泊内路間は東部縦貫幹線中に掲げたるを以て省く。

内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敷香に至り、延長約五里幅員十八尺平坦にして交通極めて容易なり。

以上の外尚散江街道、野寒街道、東知床街道等あるも未改修にして徒步通行し得るに過ぎず。

第二款 鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が轍堀の間に敷設した



る大泊豊原間の軽便鐵道を以て嚆矢とす。軍政撤廢後桜太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫敷設し現在營業線路五、延長一五五哩六分にして、尙敷設中のもの二線あり。

舊 葵 葦 線 路 建 設 中 の も の

本 線 大 泊—榮 濱 間 豊原線

川上 線 小 沼—川上炭山間

野久線 野 田—久春内間

豊原東線 豊 原—鈴 谷 間

豊原西線 手 井—遂 坂 間

西海岸線 本 斗—野 田 間

本 線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる橋浜町豊原間の

軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八度軌條を用ひ、軌間二呎獨逸及合式重量十五噸の機關車及積量僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十年四月軍政廢止と共に桜太廳に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊橋浜町間を延長せるが越

交通通信

五〇

えて明治四十三年十二月全線を軌間三呎六吋にする改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を盛へり。翌明治四十四年六月豊原築濱間新設工事に着手同年十二月竣工、茲に大泊築濱間延長五八哩五分の全通を見るに至れり。

川上線 本線小沼駅より分歧し西北川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼奥川上間を運轉し大正十一年一月に全線一三哩四分の開通を見たり。

豊原線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連結する街路に當り、中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる植民地を擁し、拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊原鈴谷間六哩一分、大正十五年十一月手井達坂間一九哩三分の開通を見たり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡を経て野田に至る。從來西海岸交通は海運を主としたるが近時沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年工を起し、大正九年十月本斗眞岡間工成り翌大正十年十二月全線五八哩四分開通せり。

一、運輸

○ 現在營業哩程、運轉回數等を擧ぐれば

線名	營業哩程	運轉回數				驛 所	荷客 搬 送 所	信 號 所
		輪	回	數	輪			
本川上線	三三・五	一	一	一	一	一	一	一
豊真東線	三四・六	一	一	一	一	一	一	一
豊眞西線	二五・六	一	一	一	一	一	一	一
西海岸線	二五・六	一	一	一	一	一	一	一
計	二五・六	一	一	一	一	一	一	一

右の外夏期石炭輸送の爲め豊原川上炭山間に臨時貨物列車を運轉し、其の輸送年量十三萬噸に達す。

従事員 現在從業人員は一千三百數十名にして庶務、會計等の事務に從事する外運輸、車輛、保線、建設の各系統に分屬す。而して是等從事員は一哩七人強に當り、内地其の他に比し配富人員過少なるが銳意能率

五一

交通通信

増進を計り以て之を補ひつつあり。

運輸成績 埠頭の通航、人口増加及線路の延長等に因り之が利用逐年増加しつつあるが、殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚泊連絡大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊眞岡と小樽青森間の航路を經由して樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及本島内地間を近接せしめ更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線（新場留多加間十一哩五分）の開通延いては昭和二年十月樺太鐵道株式會社の經營に係る樺鐵線（落合知取間百五哩九分）の開通等に依り、本島拓殖に一大利便を與ふると共に日韓の經濟的關係を密接ならしむる效果大なり。我樺太廳鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。今最近五箇年間の運輸成績概要を表示すれば左の如し。

年度	種別	旅 客		貨 物		收 入	鐵道省及汽船會 ヨリ割賦受額	同上拂額及 内代拂額	純 収 入
		人	人	噸	噸				
大正十二年	一、五三、二四			五百三十二	一、六八、三九、六〇	四四、六八、三〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九	一四六、六四四九
大正十三年	一、五三、六四			五百八〇	一、七〇、五七、三〇	四四、三三、七六〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九	一四六、六四四九
大正十四年	一、五四、六六			五百三十二	一、七〇、五七、三〇	四四、三三、七六〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九	一四六、六四四九
昭和元年	一、五四、六六			五百三十二	一、七〇、五七、三〇	四四、三三、七六〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九	一四六、六四四九
昭和二年	一、五六、三五			五百三十二	一、七〇、五七、三〇	四四、三三、七六〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九	一四六、六四四九

大正十四年	一、五四、六六	五百三十二	一、七〇、五七、三〇	四四、三三、七六〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九
昭和元年	一、五四、六六	五百三十二	一、七〇、五七、三〇	四四、三三、七六〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九
昭和二年	一、五六、三五	五百三十二	一、七〇、五七、三〇	四四、三三、七六〇	一四六、六四四九	一四六、六四四九

二、建設

豊原線 豊原より本島の脊梁を爲せる西樺太山脈を貫通して西海岸の要地眞岡に至る東西兩地を連絡する唯一の横斷鐵道にして、延長五三哩大正十年十月起工昭和三年度開通の豫定なり。

本線は本島の脊梁を爲す西樺太山脈を横断し加ふるに西海岸に急迫せる臺地を下降するを以て、長大なる土工と敷土箇所の隧道、橋梁を必要とし工事の困難なる箇所妙からず。大正十四年十月其の一部豊原鈴谷間に大正十五年十一月半途坂間開通し一般營業を開始せり。且下工事中のもの豊原口約二十哩、眞岡口約七哩にして内豊原口十四哩五分は既に軌條の敷設を了せり。

野久線 西海岸線の終點野川より沿岸を経て北方久春内に至るものにして目下野川知登間約一二哩、杜門

交通通信

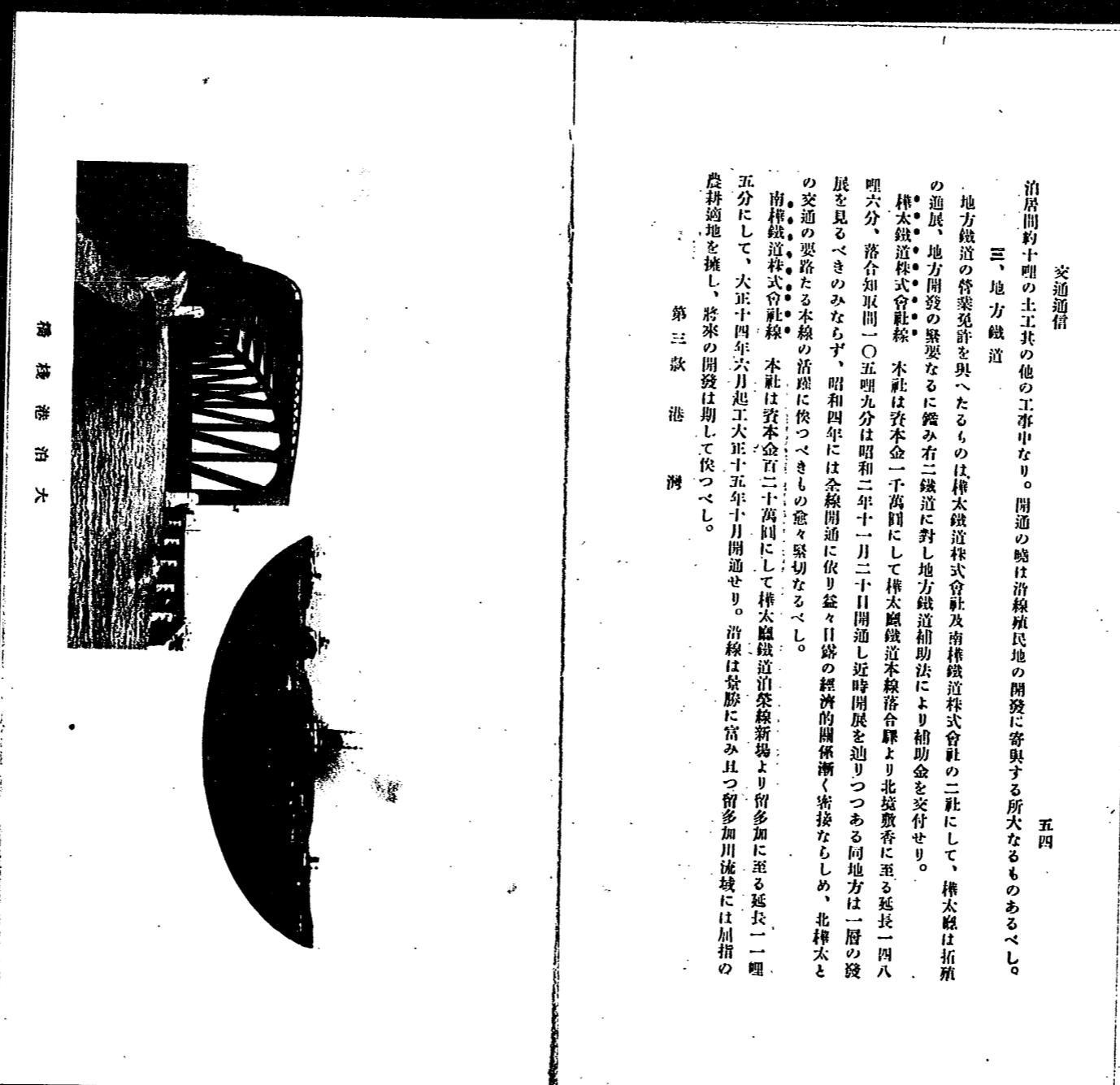
泊居間約十哩の土工其の他の工事中なり。開通の曉は沿線殖民地の開發に寄與する所大なるものあるべし。

三、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは、樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二社にして、樺太總は拓殖の通展、地方開發の緊要なるに鑑み右二鐵道に對し地方鐵道補助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社^株 本社は資本金一千萬圓にして樺太鐵道本線樺太驛より北境敷香に至る延長一四八哩六分、落合知取間一〇五哩九分は昭和二年十一月二十日開通し近時開展を辿りつある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、昭和四年には全線開通に依り益々日歸の經濟的關係漸く密接ならしめ、北樺太と南樺鐵道株式會社^株 本社は資本金百二十萬圓にして樺太鐵道泊築線新潟より留多加に至る延長一一哩五分にして、大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には刷指の農耕適地を擁し、將來の開發は期して俟つべし。

第三款 港



大治港

本島は四面環海の地に於して外部との連絡は一に船舶に依らざるべからざるのみならず、其の主要産業たる漁業に關し漁港設備の必要なるは言を俟たざる所にして、港湾施設の如何は其の拓殖の消長に関するもの洵に大なりと云ふべし。

然るに本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊・本斗及真岡の三港に築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繁留地に避難所として沿岸漁場の地に船入洞を築設して海運に便せり。

一、大泊港

本港は亞庭灣の北漢千歲灣の東岸に在り、本島の咽喉を扼する主要港にして樺太の玄關とも見得べく、多

望なる將來を有せり。

築港 本港の修築は明治四十二年榮町、楠溪町及一ノ澤一帶を調査せるを始めとし、同四十四年工費約五十萬圓を投じて榮町前面約七萬坪を埋立て船洞二箇所を築設して水陸の連絡に便し、既て大正八年工費四百九十九萬圓四箇年の修築計畫を樹て翌九年十一月工を起したるが、大正十二年工費六百九十九萬八千二百

交通通信

本工事に依り一は内外交通の連絡港として船見町地先より突堤を築造して繋船岩壁を裝置し、一は近く開放さるべき内港及輸出港の前提として突堤根部より楠溪町前面近く埋築し、榮町地先に假設する防波堤により内港を被覆し沿岸航行船の泊地たらしめ、荷揚場護岸と相俟つて舟船荷役に便ならしめんとす。岸壁は格に三千噸級二隻二千噸級二隻を同時繫留し得べく、工事は防波堤臺及北船湖改修工事の一部を残し他は昭和二年度に於て完成せり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登岬突出して大灣形を爲し、元個人經營の一漁場に過ぎざりしも邦領後漸次發達し西海岸に於ける交通産業の中心地となり海港として認められ、商港として將來益發展すべし。

築港 本港は領有當時に於て港灣として何等の設備なく大正元年始めて二千四百坪の船入泊を築設せるが

大正九年工費二百九十五萬圓七箇年繼續の修築計画を樹て翌大正十年工事に着手せり。本工事は主として六百噸級の船舶六隻を繫岸し得べき岸壁總延長四百五十米突水深干潮以下五米突幅員百二十五米突を有する湛船渠を築造し、之が航路に當る前面を浚渫し船渠の背部に接して荷揚場護岸延長二百六十六米突を有する船入泊を設けて小船の繫留に便し、尙其の西南方海岸の一部を埋築して近時急激なる發展に伴ひ狹隘を告げつゝある市街地及倉庫地に充當する計畫なり。大正十三年度末財政緊縮の結果工費四十五萬圓を減額せられ昭和二年度竣功せり。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約二百間の沖に陸地に並行して延長一浬餘の岩礁露出し天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり、本島唯一の不凍港にして往時より小形船の避難港として相當利用せられたり。但有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産鐵產の豐饒なること世上に知らるるや急激に發展膨脹するに至れり。

本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは極めて重要

なりとし、工費二百五十萬圓を以て大正五年起工昭和元年度に竣工せり。其の概要を擧ぐれば本工事は面積三十萬坪主として三千噸級船舶六隻の繫留を容易ならしめ、港岸七萬餘坪を埋築して上屋及倉庫その他海陸連絡上必要な陸上設備を施し、埋築の中央部に船溜を設け小形船舶及荷役船舶の繫留に便し、其の周圍の護岸をコンクリート造として物揚場に充當し、埋築護岸の南部及北部を繫船埠壁として大量荷役に適せしむ。

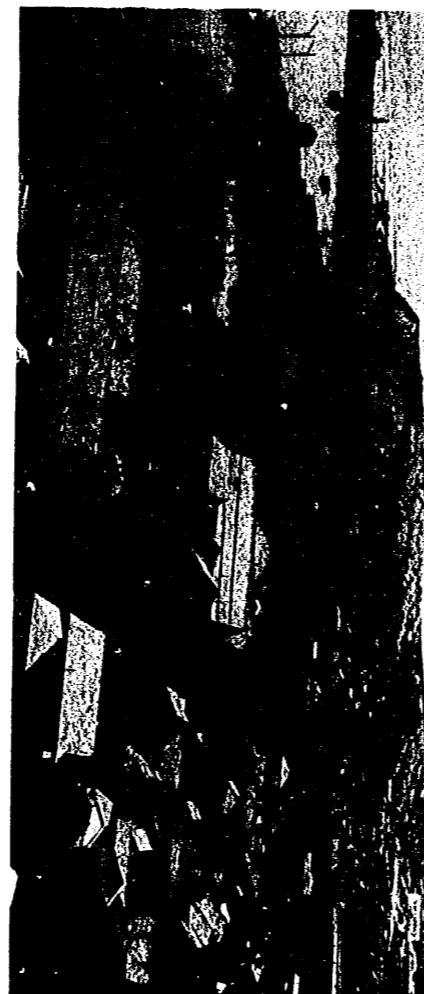
四、船入洞

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繫留、避難所並に荷役船の繫留所として船入洞を建設し、大正十年に其の數十を算せるが、近年の急激なる發展は之を以て足れりとせず、更に工費百十四萬圓大正十一年度より七箇年繼續事業を以て沿岸権要の地に船入洞十一箇所建設の工事に着手し漸次進捗しつつあり、完成の時は既設船入洞と相俟つて沿岸海運に資すること大なるべし。

船入洞施設の概要是有效面積三千坪内外、水深五尺乃至六尺三十噸級以下的小型船舶の繫留に適す。

第四款 航路

四面環海の構太に於て外部と接觸するには唯海上交通に依るの外なく、從つて航海業の振否は直ちに本局



第三章

拓殖の上に大なる影響を及ぼすを以て之が施設に關しては最善を期しつつあり。

顧るに本島の航海業は頃有以來南部の開拓と相俟つて逐年隆盛に向ひつつあるが、殊に大正十二年鐵道省
營業船連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌大正十三年には稚内連絡、大正十五年には大泊真岡と小樽
青森間の船車連絡開始せらるに至り、益々發展の域に達ひつつあり。今昭和三年度に於ける航路を便宜構
太廟令航路、逓信省命令航路、鐵道省連絡船及社外船の四に分ち左に略説すべし。

第一項 樽太廳命令航路

樽太廳命令航路を内地北海道線及沿岸線に大別す。

一、内地北海道線

内地北海道線は大阪線、敦賀線、伏木線、西海岸線、東海岸線の五線に分つ。

大阪線 本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして東海岸に至るものは四月より十月に至る間汽船二隻
を以て大阪を基點、敷香を終點とし十二回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船三隻を以て大阪を基點
とし恵須取を終點とする十四回、及汽船二隻を以て大阪基點岡を終點とする十四回を往復す。

交通通信

敦賀線 四月より十月迄敦賀を基點とし大泊間を汽船二隻を以て十四回往復す。

伏木線 東西兩海岸及大泊に至る三線あり。東海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て、伏木惠須間を十六回及伏木、大泊間は四月より十一月迄汽船一隻を以て七回各地寄港往復す。

西海岸線 本線は函館を基點とするもの、小樽を基點とするものとの二線及、稚内本斗間の速船あり。函館を基點とするものは汽船二隻を以て四月より十月迄二十八回、同地を發し海馬島、本斗真岡、泊居惠須取等を経て安別に至る沿岸各地に寄港往復す。

小樽を基點とするものは夏期は恵須取を、冬期は泊居を終點とし汽船二隻を以て夏期は七十六回、冬期は十九回往復す。

稚内連絡は汽船一隻を以て稚内本斗間を夏期百四回、冬期二十八回往復するものにして樺太羅鐵道と鐵道省線との連絡運輸をなす。

東海岸線 函館を基點とするもの及小樽を基點とするものの二線あり。函館を基點とするものは五月より

十月に至る間汽船二隻を以て小樽、大泊富内、榮濱、元泊、知取、敷香等を経て海豹島間を十八回往復す。小樽を基點とするものは五月より十月迄汽船一隻を以て榮濱、元泊、知取及内路を経て敷香間を二十一回往復す。

二、沿岸線

沿岸線は東線西線及瀬内線の三線に大別す。

東線 大泊を基點とし敷香に至る航路、榮濱を基點とし能登を経て海豹島に至る航路及知取を基點として能登を経て海豹島に至る航路の三ありて、大泊を基點とするものは汽船二隻を以て十八回、榮濱を基點とするものは發動機船を以て三十六回、知取を基點とするものは發動機船を以て十八回何れも五月より十月に至る間往復す。

西線 真岡を基點として名好を終點とするもの、本斗を基點とし海馬島を経て西能登島に至るもの及鶴城本斗、西能登島間は發動機船二隻を以て夏季五十五回、冬季十五回、鶴城安別間は發動機船を以て五月より十月迄三十六回往復す。

交通通信

交通通信

六二

* 湾内線 大泊を基點とし函館灣内東西兩海岸に至るものにして小型汽船二隻を以て四月より十一月迄各七十回往復す。

第二項 遅信省命令航路

遅信省命令航路は汽船二隻を以て函館を基點とし青森、小樽、大泊、真岡間を四月より十一月迄四十八回十二月より三月迄二十四回往復するものにして樺太鐵道と鐵道省線を連絡し連帶運輸をなす。

第三項 鐵道省連絡船

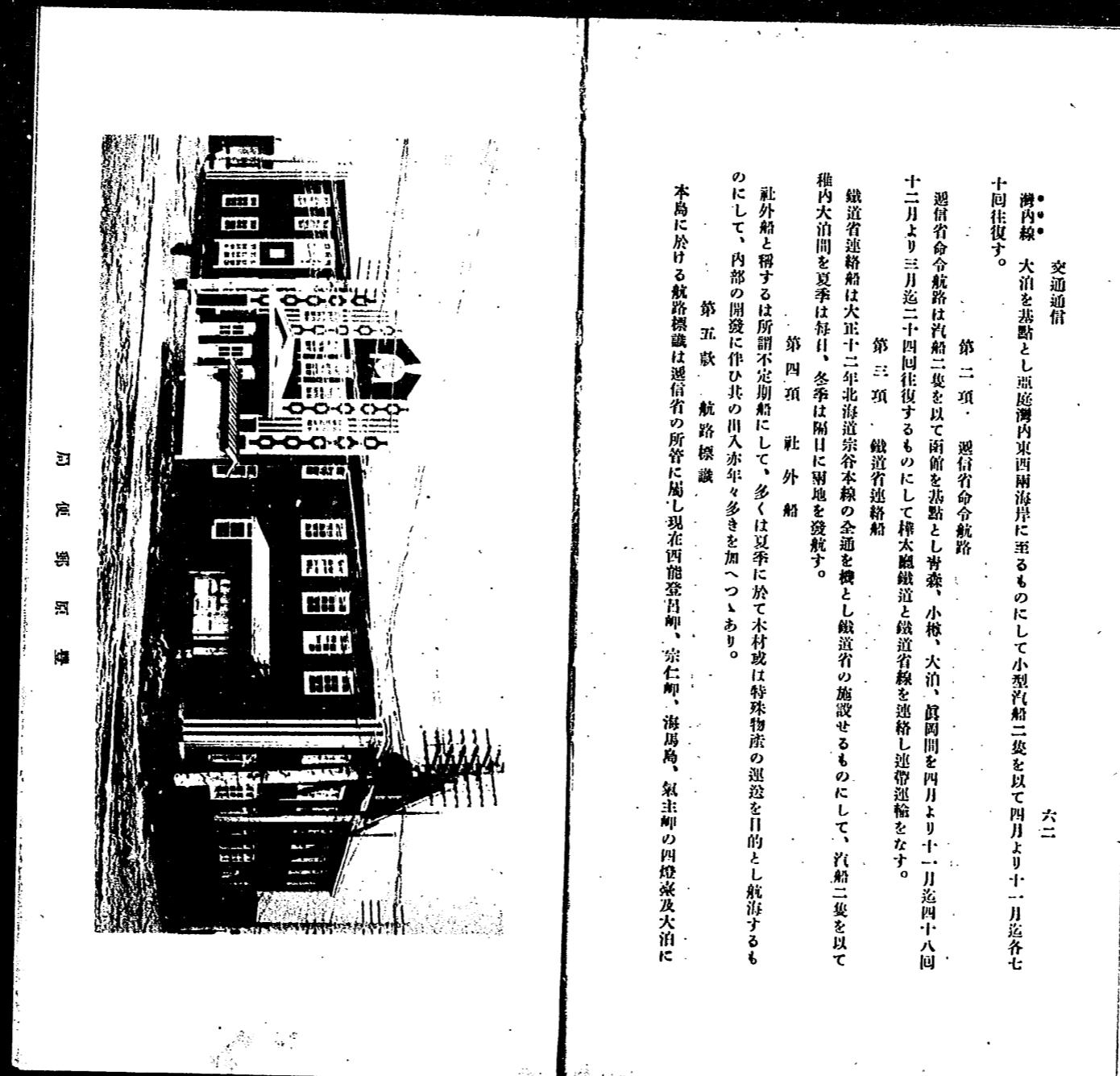
鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を発航す。

第四項 社外船

社外船と稱するは所謂不定期船にして、多くは夏季に於て木材或は特殊物産の運送を目的とし航海するものにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

第五款 航路標識

本島に於ける航路標識は遅信者の所管に屬し現在西能登岬、宗仁岬、海馬島、氣主岬の四燈臺及大泊に



燈篭あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる燈籠或は燈竿様のものあるも、本島は東西七百九十餘海里に及び、尙幾多燈臺建設の必要なるを認め逓信省に於ては、西能登岬南方二丈岩に對し日下燈標建設中なり。

第六款 航 運

本島は人口未だ稀薄にして故里の間人煙を見ざること稀ならず、加ふるに交通機關未だ完からざるを以て僻遠の地方に於ては物資の輸送は勿論一般旅行者の齊しく困惑する所なり。依つて其の不便を補はむが爲め驛遞制度を樹て、必要的箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の積立等に備ふることゝし、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌して之を適當に普及せしめ、以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は八十九に達す。

第一節 通 信

第一款 概 説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)マウカ(眞岡)、ガルキノウラス

交通通信

六四

コエ(落合)の西野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひたるに端を發し、明治四十年四月軍政撤廃と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し、豐原に樺太廳郵便電信局を置き一般現業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普通局及特定局の二となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業は樺太廳直接之を主管することとなれり。現在局所及關係職員数左の如し

局 所

(昭和二年 度末現在)

種 別	局 数	業 務	別
郵 便 局(普通)	郵 便	電 信	交 換
特 定 郵 便 局	四	無 配	通 話
計	四	四	四
郵 便 局(普通)	四	四	四
計	四	四	四

區 別	事 務 官	奏	任
郵 便 局(普通)	局 長 技 師 局	判	任
本 部	事 務 官	奏	任
郵 便 局(普通)	局 長 技 師 局	判	任
特 定 郵 便 局	事 務 官	奏	任
計	事 務 官	奏	任

第二款 郵 便

郵便選送 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく原始的境域を脱せば郵便選送は困難を極めたり。然れども人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關漸く進歩して、選送方法も人肩に依るの外汽車或は車馬を併用すると共に一面選送線路の拡張、選送回数の増加等観意施設の

交通通信

六五

交通通信

六六

改善に努めたる結果大いに面目を改めたり。

殊に大正九年度に於て東海岸筑濱國境間及貫幹線道路の修築成り、最も難關とせる同方面の冬季運送は圓滑を得たるのみならず、昭和二年十一月落合知取間の樺太鐵道開通せるを以て、郵便運送上の從來の不利不便は一掃せられたり。

水路便は島内相互間を連絡するもの及内地本島間を連絡するものの二あり、前者は本廳命令船、後者は通信省命令船に依る。

尙通常郵便物に關しては大正十三年八月より鐵道省の稚泊連絡船を、大正十四年五月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡船を利用することとなりたるを以て非常に迅速となれり。

* * *
郵便物數　人口の増加産業の發達に伴ひ郵便物は逐年激増しつゝあり之を表示すれば

年 度	種 別	通			小		
		引	受	配	包	郵	便
明治四十年		一、四三、五二	一、一七、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
明治四十三年		一、四三、六七	一、一七、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
大正一二年		一、三三、六〇	一、〇、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
大正五年		一、三三、六〇	一、〇、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
大正八年		一、三三、六〇	一、〇、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
大正十一年		一、三三、六〇	一、〇、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
大正十三年		一、三三、六〇	一、〇、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
大正十四年		一、三三、六〇	一、〇、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六
昭和元年		一、三三、六〇	一、〇、〇四	一、〇、〇	七、六六	七、六六	七、六六

本局は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲に預金及送金の大部分は郵便局を媒介とす。之が現況を示せば左の如し。

郵便爲替

年 度 種 別	受			拂		
	口	數	金	口	數	金
明治四十年	九、一九、三五	一、〇三、六〇	八、五七	五、六、七三	一、〇九、一〇	一、〇九、一〇
明治四十三年	五、三九	一、〇三、六〇	五、七九	二、〇九、三五	一、〇九、一〇	一、〇九、一〇
大正二年	二、一九	一、〇三、六〇	三、六九	一、〇九、三五	一、〇九、一〇	一、〇九、一〇
大正五年	一、七一八〇	一、〇三、六〇	一、七一八〇	一、七一八〇	一、七一八〇	一、七一八〇

年 度 種 別	預			入		
	口	數	金	口	數	金
大正八年	三、九、三五	九、一九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
大正十一年	三、九、三五	九、一九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
大正十三年	四、九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
大正十四年	四、六、一〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
昭和元年	三、九、一〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
昭和二年	三、九、一〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇

年 度 種 別	預			入		
	口	數	金	口	數	金
明治四十年	三、九、三五	九、一九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
明治四十三年	三、九、三五	九、一九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
大正三年	一、七一八〇	七、一九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
大正四年	一、七一八〇	七、一九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇
昭和元年	一、七一八〇	七、一九、三五	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇	一、〇三、六〇

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつつあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿
交通信

岸の結氷等の爲め交通絶する事と少からず。従つて電信の利用極めて旺にして通信機器中最も長足の進歩發達を示せるは素より其の所なり。現時郵便局五十三申並川、大菜の二局を除く外は悉く電信事務を兼掌し、尙大泊、豊原、中里、落合各駅には電信取扱所を設く。同線数二六(内豊原及眞岡より北桟太亞港に通ずるもの二回線、敷香より北桟太オノールに通するもの一回線を含む)、自働通信機三座、二重機二座、單信音響機六七座、モールス機一座及電報送受用電話機一五を算す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け、不時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め盛領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の巾綱に係り夏季は通信の輒精苦しく疎通回満ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め之が計畫中なり。本島内地間連絡電信は豊原札幌、大泊札幌間各一回線及眞岡小樽間一回線なるに依り何れも自働二重通信機を使用せり。左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。(局所數以外の數は元年度末)

附 上 線

年次	區別	直 長	延 長	年次	區別	直 長	延 長
明治四十年		104,000	112,000	大正十一年		34,000	40,000
明治四十三年		234,000	274,000	大正十三年		34,000	40,000
大正二年		234,000	274,000	大正十四年		34,000	40,000
大正五年		234,000	274,000	昭和元年		34,000	40,000
大正八年		34,000	37,000	昭和二年		34,000	40,000

ケーブル線　其長　一里二五町一間　延長　一里二五町一間
水底線　能登島、泊内間　(二番線)
能登島、泊内間　(二番線)
四五津(札幌豊原線の一部)
四五津(札幌大泊線の一部)

交通通信

電信通數

交通通信

(D) 受信機種類
一一五 同 (二六〇〇米)
R、A三七號但しオートダイヤン受信機
七五 同 (四一五〇米)

五、無線電報取扱数(送受信)

區別年 度	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年	
	一日平均	總通 數	同	三五、三八	同	三五、三九	同	三三、三九	同	一五、四三
第五款 電 話										

電話は始め軍事上の必要によりコルサコフ(大泊)、ウラヂミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、ノトロ(小能登呂)の各軍用通信所及主要軍衛に設置せられ、後樺太廳之を繼承し明治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラヂミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ボロアントマリ(大泊茶町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増し、廳核算のみにては到底需要を充す能はざるを以て、大正四年度以降架設希望者をして所要物件を寄附せしめ毎年六〇

乃至二〇〇の着設を爲し稍之を緩和することを得たり。而して地方開發に伴ふ各地交換業務開始の要望を察るゝと共に市外電話回線の着設整理を行ひ、昭和元年交換局一二(内特設八) 通話局二七 加入者三、四二七を算するに至れり。左に事業増進の状況を掲ぐ。

種別年 度	大正十一年		大正十三年		大正十四年		昭和元年		昭和二年	
	内	市外								
架空裸線	亘長	八八	亘長	八八	亘長	八八	亘長	三〇	亘長	三〇
同 ケーブル	三三、三九									
延長	二三									
延長	四五									
延長	三五、三三									
	三五、三三		三五、三三		三五、三三		三五、三三		三五、三三	

交通通信

電話加入者及交換機

年 度	局 別
大正九年	豊原
大正十一年	大泊
大正十三年	眞岡
大正十四年	泊居
昭和元年	本斗
昭和二年	野田
	落合
	榮瀬
	蘭泊
	加多留
	知取
	取須恵
	元泊
	内春久
	敷香
	計

七八

市外通話度数

年 度	種 別
明治四十年	加入者相互
	電話所持
一四、七七	四、四〇
三、七二	三、七二
三、七一	三、七一
三、七〇	三、七〇
三、六九	三、六九
大正二年	大正五年
大正八年	大正十一年
大正十四年	昭和元年

市外通話區域 現在市外通話區域は豊原を中心として北は落合、榮瀬を経て東由浦迄、南は大泊より分岐し富内及留多加迄、又西海岸は眞岡を中心として北は野田、泊居を経て久春内迄、南は内幌に至る。此の外東海岸の北部内路放江間及眞岡より達坂、豊原を経て大泊及東海岸に至る區間を通話區域とす。

交通通信

七九

第四章 自治行政

第一節 自治制施行の沿革

明治三十八年本島占領後移住者は各地に集團して小部落を形成し、部落民會或は町民會等の團體を結び總代或は評議員等を選出して部落に於ける諸般の事項の審議執行に任せしめたりしが、明治四十二年に至り總令を以て部落に部落總代を置く制度を有き、且つ其の取扱事項を規定して節度あるものたらしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に関する勅令の公布あり、次て全管内を十七郡四町五十八村に區割し從來の通り町村に部落總代を置けり。爾來人口年を逐うて増加し自治心の向上著しきものあるを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に関する件公布せられ、自治の基礎確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるると共に同年勅令第八

號を以て樺太町村制の公布あり、當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、翌大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。現在十六郡十町二十八村に區割す。

第二節 町 村

第一款 概 説

町村は法人とし官の監督を受け、法律勅令に依り町村に屬する事務を處理し、町村長は町村の事務を擔任し町村を代表す。町村は其の事務に關し第一次に樺太廳支廳長第二次に樺太廳長官の監督を受け、町村長の諮問機關として町村評議會あり、町村は其の事務を執行する爲に要する費用に充つる爲め町村稅其他夫役現品等を賦課徵收することを得。

樺太に於ける町村を内地の町村制に依る町村に比較するに、内地に於ける町村長は町村會の選舉する所にて名譽職を原則とし町村會は公選に依る議員を以て組織する議決機關たり。然るに樺太に於ける町村長は樺太廳長官の任免する所にして有給を原則とし、評議會は亦支廳長の任命せる評議員を以て組織し、且つ路

自治行政

八二

問議院たる等異なる所妙からず。然れども同じく法人にして財産權の主體たるを得る等實際に於ては町村政運用上大なる相違なし。

第二款 町村の事務

町村は法令に依り町村に屬せしめたる事務即ち教育、衛生其の他公共に關する事項を處理執行す。

法令に依り町村に屬せしめたる事務左の如し。

一、教育に關する事項

二、衛生に關する事項

三、土木交通に關する事項

四、産業に關する事項

五、警防に關する事項

六、戸籍に關する事項

第三款 町村評議會

七、賑恤救濟に關する事項

八、前各項の外町村の公共に關する事項

第三款 町村評議會

町村評議會は町村評議員を以て組織し、町村評議員は一定の資格を有する町村住民中より支廳長之を命ず。而して議事を統一整理する爲め評議會に議長を置き評議員中より支廳長之を命す。

評議會は町村長又は監督官廳の諮詢に答申し、町村の公益に關する事件に付町村長又は監督官廳に意見書を提出することを得。

町村評議會に諮問すべき事項左の如し。

一、町村規則の制定又は改廢に關する事項

二、町村費を以て支辨すべき事業に關する事項（町村長の執行すべき法令の定むる所に依り國及公共團體の事務及法律勅令に規定あるものを除く）

自治行政

八三

自治行政

八四

- 三、歳入出豫算の決定に関する事項
- 四、法令に定むるものと除くの外町村税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴収に関する事項
- 五、不動産の管理處分及取扱に関する事項
- 六、基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に関する事項
- 七、歳入出豫算を以て定むるものと除くの外新なる義務の負担又は権利の発生に関する事項
- 八、財産及營造物の管理方法を定むる事但し法律勅令に規定あるものは此の限りに在らず
- 九、町村吏員の身元保證に関する事項
- 十、税場の位置決定又は變更に関する事項
- 十一、町村に係る訴願訴訟及和解に関する事項
- 十二、前各號の外町村長の必要と認むる事項

評議員は名譽職にして其の任期は三年とす。評議員の定數は人口千五百未滿の町村八人、千五百以上五千未滿十二人、五千以上一萬未滿十八人、一萬以上は二十四人とす。

第四款 町村吏員

- 町村吏員は町村長、助役、收入役、區長、委員及其他の吏員とす。
- 町村長は町村の事務を擔任し町村を代表し、株式會社の任命する所にして其の任期は四年とし有給を原則とするも名譽職たるを妨げず、町村長の俸給は國庫の支拂とす。
- 助役は特別の事情ある町村に置くことを得るものにして町村長の事務を補助す。
- 收入役は町村の出納及會計事務其の他を掌る但し特別の事情ある町村に於ては町村長をして之を兼掌せしむることを得るものとす。助役並に收入役は支廳長の任命する所にして任期は四年なり。
- 委員は特殊の事務に當らしむる爲め常設又は臨時に之を置き、名譽職にして住民中より町村長之を命ず。其の他の吏員は有給にして町村長之を命じ、町村長の命を承けて事務に從事し、其の職名は支廳長の認可を受け町村長之を定む。

自治行政

八五

第三節 町村の財政

町村の経費は其の財産より生ずる收入、使用料、手数料及其他町村に屬する收入を以て之に充て、仍ほ不足あるときは町村税及夫役現品を賦課徵収することを得。而して其の必要なる費用及法令に依リ町村の負担に屬せしめたる費用を支拂する爲め、町村税として賦課し得べきものは國稅の附加稅及特別稅なり。

特別稅の種類は命令を以て次の如く定めたり。

●●● 戸別割 町村内に住所を有し又は三月以上の滞在者にして構戸若は獨立生計經營業者に對し其の所得額及資産の状況を標準として之を賦課す。

●●● 建物割 法人及町村住民にあらざる者の町村内に所有する建物並に建物敷地に就き其の種類及坪數を標準として之を賦課す。

●●● 雜種稅 左に掲ぐる營業、稼業又は行爲をなす者若は物件を所有する者に之を賦課す。

●●● 船、車、橇、電柱、金庫、布大、獵、不動産所得、藝妓、酌婦、興業、遊興、流木、漁業、遊技場、

●●● 得割 権太に住所又は一年以上居所を有せざる者の権太に於ける資産又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合、其の所得額中権太に於ける資産又は營業より生ずる所得に對する所得稅相當額を見積り法人に在りては其の十分の五、其の他に在りては十分の三以内を限度として賦課す。

●●● 土地割 市街地又は國より貸付、讓與若は賣拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き、土地臺帳又は土地台帳記名の土地の所有者、又は貸付を受けたる者、若は國有地を使用する者に對し賦課す、其の種類左の如し。

●●● 部落宅地、工業用地、漁業用地、鐵業用地

●●● 營業稅 國稅營業収益稅の賦課を受けずして左の營業をなすものに之を賦課す。

●●● 物品販賣業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席販業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、理髮業、寄席業、遊戯場業、藝妓屋業、貸座敷業

第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概説

樺太の歳計は領有の當初に於ては臨時軍費特別會計に屬せしが、明治四十年三月軍政を撤去し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租稅其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することとなり。今特別會計開始以來連年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歳入及歳出

年 度	歳 入			歳 出		
	收 入	補 充 金	繰 入 金	公債及借入 金	歳 入	歳 出
明治四十一年	一、九三、四百四十一円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
明治四十二年	一、九三、四百四十一円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
明治四十三年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
明治四十四年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
大正元年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
大正二年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
大正三年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
大正四年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
大正五年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円
大正六年	一、三九、七五五円	五〇〇、五〇〇	一、六七、四三二円	一、六七、四三二円	一、七九、四四三円	一、七九、四四三円

見聞錄

特別會計繼續費

財政及金融

九二

右鐵道建設費の内百八拾參萬圓及本斗港修築費、電信電話改良費並に船潮修築費は一般財源に依るものにて其の他は公債又は借入金支辨とす。

第二款 課 稅

第一項 租 稅

日本に於ける租税制度は明治四十年三月の創定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三日に分類せられしが爾來數次の改廢又は暫減に依り今日に至れり。現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業収益税、酒造税、出港税、消費税、營業税及漁業税等にして支廳長に於て賦課徵收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり。今其の各自に付左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り、特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歲入六千八百參拾參圓なりしが昭和三年度豫算額は八千七百拾六圓を示す。

•••
所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し以て今日に至れり。其の課率は第一種(同族會社に對する加算率及第三種を内地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算率及第三種は内地に比し概して低減し、本税實施初年度歲入は拾萬五千貳百七拾五圓にして、昭和三年度四拾九萬九千七百八圓を計上す。
營業収益税 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準により課稅せられたるに依り各業種毎にその標準を異にしたりしも本税は法人に在りては全部の營利法人に對しその總益金より總損金を控除したる年額に、個人に在りては營業の純益金額に課稅し個人の課稅營業種類は物販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席販業、旅人宿業、料理店業、代理業、周旋業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共内地と同一なり。營業税は施行初年度即ち明治四十年度歲入貳萬五千圓(雜種稅共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し大正十五年度參拾五萬八拾貳圓を計上するに至りしも新に施行せられたる本税昭和三年度豫算額は貳拾九萬參千五百貳拾八圓を計上す。

・酒造税 本税は創始時代營業税中に加へられ等級課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となるものなり。之が課税は課率を異にする外略内地同様にして清酒、濁酒、白酒、味醡、焼酎、麥酒、酒精及酒精含有飲料等各酒類の酒精分を標準とし造石高に賦課するものにして、其の税率は酒精分三十度以下に在りては一石に付貳拾貳圓五拾錢、三十度を超ゆるものに在りては一石に付酒精分一度毎に七拾五錢の割合を以て計算することゝせり。之が製造に付ては申告制度を採用し、造石數の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、燒酎十石なるに對し清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一千五十二石にして、逐年増加し本税の獨立したる大正十酒造年度造石高は六千六百二十石となり、漸次増加歩合上昇し大正十四酒造年度造石高參萬八千貳百八拾五石を示すに至れり。昭和二年度(昭和二酒造年度分)の見込石數四萬一千七百六十九石此の豫算稅額八拾參萬五千七百拾七圓を計上す。

・出港税 本税は桟太に於て製造したる酒類を帝國內の他の地方へ移出するとき燒酎に在りては酒造稅法、

酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料稅法の造石稅と同一の稅率に依り課す。大正元年八月制

定後大正四年度に始めて百參圓の歲入あり、爾來逐年増加し昭和三年度見込石數九百七十石、豫算稅額拾參萬貳千貳百六拾七圓を示すに至れり。

・消費稅 砂糖消費稅は明治四十二年度より、穀物消費稅は明治四十三年度より内地當該稅法を施行せり。然れども桟太には製造者なく個々北桟太方面より移入取引ありたる際課稅するの狀態にして、砂糖消費稅は大正十三年度始めて參拾六圓、穀物消費稅は大正十一年度拾七圓、大正十二年度拾壹圓、大正十四年度貳百參拾四圓の歲入ありしに過ぎず。昭和三年度豫算額五拾圓を計上す。

・鐵菜稅 本稅は創始當時は雜種稅中に加へられて課稅したるも、大正十一年四月鐵菜法及砂糖區稅法の全部を施行し内地同様賦課することゝなれり。之れが實施當初たる大正十一年度の歲入は拾貳萬四千五百九拾圓なりしが、逐次減少し昭和三年度豫算額は八萬六千六百六拾壹圓を計上せり。

・漁業稅 本稅は從來租稅外收入として漁業料の目にて徵收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歲入額實に七拾八萬圓を算したりしが、漁獲高の漸減と一面大正十二年度より租稅に改められ同時に課率の改正ありたる關係上其の實施初年たる大正十二年度歲入額は激減して拾九萬九千貳拾圓となり

財政及金融

九六

其の後數次税法の改正ありて昭和三年度豫算税額四萬百九拾壹圓を計上せり。

第二項 租税外收入

租税外收入の大要を記述すれば左の如じ。

- 官業及官有財産收入 昭和三年度豫算額千參百九拾六萬壹千四百壹圓にして其收入の内容を左に略述す。
- イ、郵便、電信、電話、切手收入百九拾五萬六千百參拾四圓
- ロ、鐵道に依る旅客、小荷物、貨車及其の他鐵道より生ずる收入五百四拾參萬四千六百七圓
- ハ、官設醫院の入院料、住院料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる收入貳拾貳萬八千百貳拾七圓
- ニ、水產試驗場に於ける試驗漁獲に係る生魚及製品賣拂收入六千參百九拾圓
- ホ、國有森林に於ける工業原料、普通用材、薪炭材及其他副產物の賣拂收入六百貳拾參萬百五拾圓
- ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其の他官有物の貸付料收入拾萬五千九百九拾參圓
- 印紙收入 収入印紙の賣拂代及稅印押捺に依る現金收入にして、昭和三年度豫算額貳拾八萬八千五百參拾圓を計上す。

- 烟草專賣金受入 横太に於ける專賣金を一般會計より繰入られるものにして、昭和三年度豫算額は百四拾四萬四千百參拾五圓を計上す。
- 雜收入 懸罰及沒收金、辨償及違約金、手數料、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料及其他の雜入等にして昭和三年度豫算額は拾九萬四千九百八拾八圓を計上す。
- 大藏省預金部特別會計より受入 賸金事務取扱費の財源として受入るものにして昭和三年度豫算額壹萬圓を計上す。
- 官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、建物、船舶、石炭、物品其の他の官有物拂下に依る收入にして、昭和三年度豫算額は拾貳萬壹千四百七拾五圓を計上す。
- 官行研伐收入 横太監の直營伐採に依る丸太材木等の賣拂代金の收入にして、昭和三年度豫算額は參百拾參萬七千圓を計上す。
- 返納金 定期及擔質貸金の返納金にして、昭和三年度豫算額は貳千百六拾八圓を計上す。
- 公債金 特別事業費の資金として昭和三年度借入所要のものにして豫算額貳百萬圓を計上す。
- 財政及金融

補充金 桧太廟特別會計へ補給の爲め一般會計より繰入れらるるものにして、昭和三年度豫算額貳百貳萬千六百參拾五圓を計上す。

前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらるものにして昭和三年度豫算額貳百拾五萬四千參拾五圓を計上す。

第三款 歳出

昭和三年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。

歲出 横常部

一、桜太神社費

官幣大社桜太神社に要する交付金なり

一、桜太廟の經費

主として桜太廟、支廟及支廟出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し。

俸給

一、八七〇、五四六圓
六一八、三九四圓
二二三、三七四圓

廟費

一、七八、〇〇〇圓

町村長俸給

雇員給及傭人料及給與

其他の雜給及雜費

一、教育に關する經費

中學校、高等女學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し。

中學校

一、七五六、八三三四圓
三三九、一五六圓

高等女學校

一四八、二二三圓

小學校教員諸給

一、二六九、四六四圓
六〇五、八五一圓

俸給

二九、九六〇圓

廟費

一四、六六五圓

財政及金融

財政及金融

巡査諸給

四二三、六七〇圓
一三七、五五六圓

雜給及雜費

七、七九八、九三九圓
一、七五三、二六九圓

現業に關する經費

選信、鐵道の經營、農事及水產の試驗並に氣象觀測に要する經費にして大要左の如し。

選信費

五、八〇八、三八五圓
一〇〇、四六七圓

鐵道費

八九、四六六圓
四七、三五二圓

農事試驗費

三三〇、四〇六圓
九〇、二〇八圓

水產試驗費

測候費

一、衛生に關する經費

豐原、大泊及眞岡に於ける廳立醫院の診療に要する經費にして大要左の如し。

俸給

100

事務費

患者費

一三三、四二九圓
九六、〇六六圓

助產婦及看護婦養成費

一〇、七〇三四圓
二二三、一二二四圓

一、諸支出金

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戾金、滯納處分

費、囚人及刑事被告人押送並に留置諸費、選信事業用證票類諸費、印紙類諸費等主なるものとす。

一、公債及借入金の經費

一、六〇四、二二四圓
一、六〇四、二二四圓

港灣築築、鐵道建設、改良及道路開闢並に退職賃金等に要する公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜

費とす。

一、豫備金

一八〇、〇〇〇圓
六〇、〇〇〇圓

第一豫備金

一一〇、〇〇〇圓

第二豫備金

101

財政及金融

財政及金融

102

財政及金融

歳出臨時部

一四、三八三、五七七圓

102

一、土木營繕並に拓殖に關する經費
交通、通信及治水事業の施設、廳舍、學校等の増設、新營造に拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する經費にして大要左の如し。

俸給	一九〇、九三〇圓
廳費	二六、三五七圓
雜給及雜費	二七五、八〇八圓
道路治水及港灣費並に土地改良費	四三五、四五〇圓
水道補助	一二五、〇〇〇圓
電信電話費	一四〇、二〇〇圓
廳舍及學校等の増築新營	三七六、六二九圓

土地區割及標定費

一四四、二一〇圓

103

移民獎勵費

一一一、一九三圓

森林經營費

五一四、八二五圓

勸業費

三二一、一四五圓

補助費

一、三三三、一一七圓

(私設鐵道、航路、救恤、運輸交通、教育、公醫、公獸醫及公設消防組等の補助)

其の他

九五、二七八圓

官行研伐に關する經費

一一、三〇六、一七四圓

森林の研伐及運搬に要する經費にして大要左の如し。

俸給

七〇、八〇四圓

104

事務費

二九七、五四九圓

105

研伐費

一、九三七、八二一圓

財政及金融

財政及金融

一〇四

一、機械費

二、八三二、八五〇圓

大泊の修築及鐵道建設、通信改良、道路開墾、船溜修築に要する經費の本年度年割額にして、其の金額の内容に就ては前項に掲記せるに付省略す。

二、鐵道改良に要する經費

二、六三四、八七二圓

鐵道に於ける軌道其の他器具機械等の改良に要する經費にして大要左の如し。

三、俸給

六、二三四圓

四、事務費

二七、六九〇圓

五、工事費

二、六〇〇、九四七圓

六、災害復舊に關する經費

九六八、六三〇圓

前年度天災による道路橋梁等に鐵道線路等の災害復舊に要する經費にして大要左の如し。

七、道路橋梁其他風水害復舊費

六四二、一一〇圓

八、鐵道線路風水害復舊費

三二六、五三〇圓

九、大禮施設に要する經費

一三九六〇圓

第二節 金 融

一、株式に於ける金融機關の大要を略述すれば左の如し。

銀行 明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫業務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て、本島の拓殖資金の供給に對しては全然沒交渉の狀態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、眞岡の兩地に泰北銀行支店を設置し一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十二年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店も亦豊原に移轉し依然從來の業務を行ひが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、眞岡に出張所

財政及金融

一〇五

歲出臨時部合計

三、九五六、六三八圓

歲出總計

二七、三四〇、二〇五圓

財政及金融

一〇六

を設置せり。爾來同行支店出張所は一般普通銀行業務、不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者遠隔無擔保貸付、公共團體擔保貸付、漁業權低當貸付、漁業者連帶無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ、其の業務極めて廣汎にして、本島の開發と時勢の進歩に順應し本島の資金需要年々増加の趨勢に在り、尙同行に於ては大正八年に泊居に派出所を、大正十年に野田に出張所を、又大正十三年には本斗に派出所を設置せり。而して樺太支店は大正三年四月之を豊原支店と改稱し、大泊出張所は大正七年八月、眞岡出張所は大正八年七月、野田出張所は大正十三年十二月何れも支店に昇格せり。

樺太に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て樺太廳の補助を得て大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五拾萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種產業の發展に伴ふ資金の需要逐次多きを加へ来れるを以て、大正八年三月資本金を貳百萬圓に増資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は絶対拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢献する所特からず。

右の外樺太に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月一日支店を豊原に設置したる株式會社北門貯蓄

銀行は絶対島民貯蓄心の向上に努め其の業績漸次良好に向ひつゝあり。

産業組合・大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるゝもの逐年其の數を増加し成績見るべきものあり。今其の組合數を見るに、施行當時即ち大正四年に設立を許可せるもの二組合なりしが、昭和元年末に於ては三十三組合となれり。而して其の出資總額七拾五萬參百拾五圓、内拵込済出資額六拾壹萬參千五百六拾參圓にして積立金、準備金、借入金、剩餘金及組合員の貯金等合算すれば其の運用資金總額壹百參拾壹萬六千貳百八十四に達するに至れり。之を本島人口約二十萬に比較すれば其の發達良好にして尚益々發展せんとするの狀勢にあり。之を表示すれば

年次	種別	組合數	拂込済					合計
			出資金高	積立金高	準備金高	借入金高	貯金高	
大正十一年		三	三三六八	六、五三	一、九三	一、九、五三	一、九、五三	五、四〇、八三
大正十一年		四	三九三九	一〇、五三	一、九、五三	一、九、五三	一、九、五三	五、一〇、五三
大正十二年		四	四九一五	一、九、五三	一、九、五三	一、九、五三	一、九、五三	五、一、九、五三
財政及金融								一〇七

財政及金融	
大正十三年	毛
大正十四年	毛 三七、三毛
昭和元年	毛 三一、九毛
	壹 六三、五毛
	三〇、九〇
	一〇九、四毛
	二七、四毛
	三〇、九毛
	三六、五毛
	一〇、六九
	一三、六〇三

質・屋・營・業・及・無・盡・講・會。金融機關の施設設備はらざる本島に於ては質屋は重要な金融機關にして各地の何れも相當利用せられつゝあり。質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ、昭和元年末に於ける營業者數百四十八人、貸出金八萬七千九百八拾九圓、口數二萬三千二百四十四を算出す。無盡業法は未だ施行せられざるも小資本商工業者の資金通機關として無盡講會を組織するもの逐年増加するの趨勢に在るを以て、大正十三年四月廳令を以て講會取締規則を施行したり。昭和元年末に於ける無盡業數二十二、資本金百九拾四萬五千圓、内拂込金額七拾壹萬五千圓、給付契約高八百拾壹萬壹千七百九拾貳圓を算し、金融機關として漸次其の機能を發揮しつゝあるを認む。

第六章 教化

第一節 教育

第一款 概 説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきものなく百般創始の狀態に在りたり。然るに渡航者は續々として相應ぎ豊原、大泊及眞岡の三地の如きは忽ちにして市街地を形成し、從て兒童亦多教を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開校し次て同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり。之れ棒太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月棒太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは實に是等市街地のみに止まらず、其の他の村落た於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見た

教化

一一〇

り。越えて明治四十一一年樺太に於ける小學校に關する件(勅令)公布せられ大體小學校令に依ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することとなり、次て廳令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることとし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙應立、私立の二種あり、私立小學校には補助を與ふと雖も教員の招來その他に不便渺からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし、教員の賄給與は之を國庫の負擔として教育機關の刷新を圖れり。

斯くの如くして初等教育機關の普及漸く其の格に就ける時一方既に高等普通教育機關の必要に迫られ之が要望の屢々高きを以て、明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を、次て大正十四年豊原に昭和二年眞岡に孰れも中學校を設置せり。之より義大正四年大泊に私立大泊女學校の設立を見、數次の變遷を經て大正十三年公立大泊高等女學校となりたるが昭和二年四月之を國立とせり。尚大正十五年眞岡に公立眞岡實科高等女學校の開設を見、昭和三年四月之を公立高等女學校とし、同年四月泊居に公立泊居高等女學校を設置せり。

教育機關の普及漸く其の格に就くと共に教育行政上、監督機關充實の急にすべからざるを認め、大正五年四

月樺太廳に視學を置くと同時に支廳に兼任視學を配置し、之が監督統一の嚴密を期すると共に大正九年教育に關し告諭を發し以て其の據ふ所を示せり。以上の如く初等及中等教育機關稍整備し來りたるも、社會教育に關する施設及小學校教員の養成機關未だ完からず依て之を整備し以て教育の普及を圖らんと努め居れり。

第二款 初等教育

最近拓殖の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童の増加亦著しく、依て學校の増設と共に內容の充實を圖り以て教育の改善振興に努め居れり。而して學校は漸れ著及び今や村落を形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、從つて學齡兒童の就學率又頗る良好となれり。

學齡兒童就學歩合

年 次	別	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童就學歩合
大正十一年四月	西	二六・三三	二六・〇九	一	九・四%

教化

一一一

一一一

支 出 銀 所 種 別	學校、學級及教員、兒童數（昭和三年四月）				
	學 校 種 別	學 校	學 級	教 員	兒 童
豐 原	尋常高等小學校	10	101	二、六八	六、四六
	尋常小學校	10	101	三、六八	三、三五
	完全小學校	10	101	三、六八	三、三五
	完全高等小學校	10	101	三、六八	三、三五
	完全中學校	10	101	三、六八	三、三五
	完全高等中學校	10	101	三、六八	三、三五
	完全大學	10	101	三、六八	三、三五
	完全高等大學	10	101	三、六八	三、三五
	完全高等大學院	10	101	三、六八	三、三五
	完全大學院	10	101	三、六八	三、三五

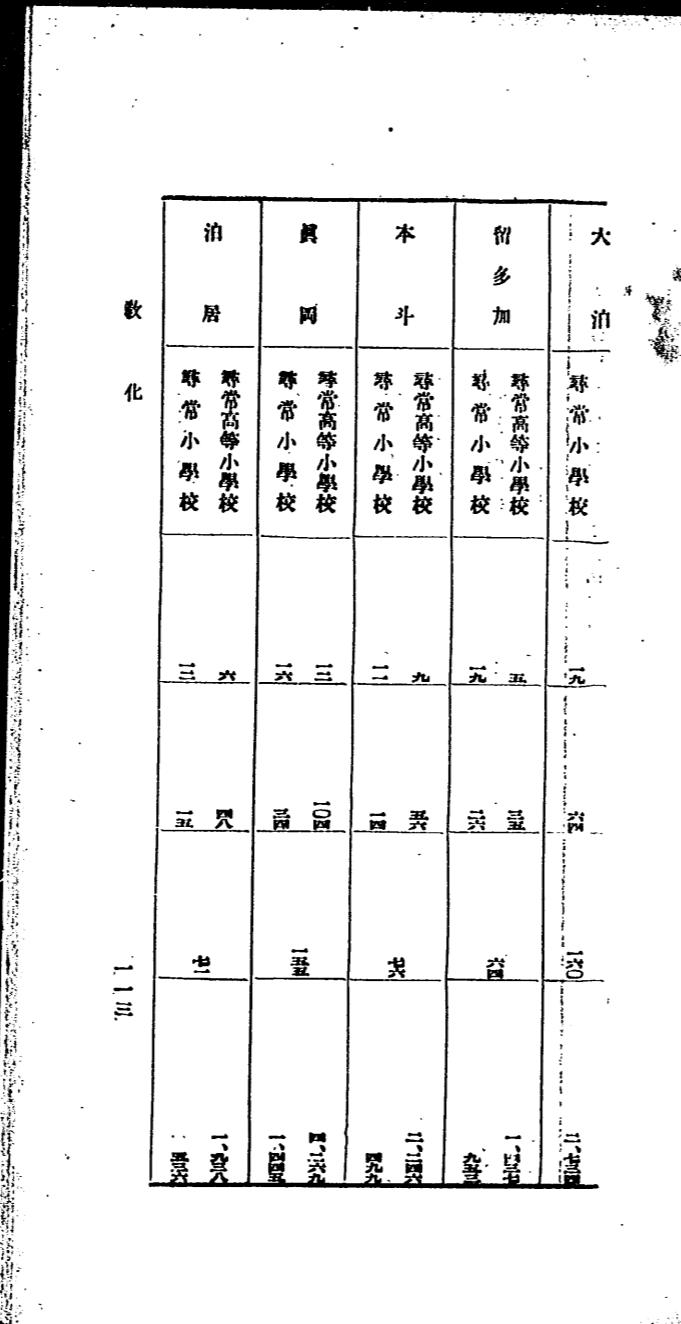
大 正 十 五 年 四 月	昭 和 二 年 四 月	大 正 十 三 年 四 月	大 正 十 二 年 四 月	大 正 九 年 四 月	大 正 八 年 四 月
六、四六	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五

國 章 表 空

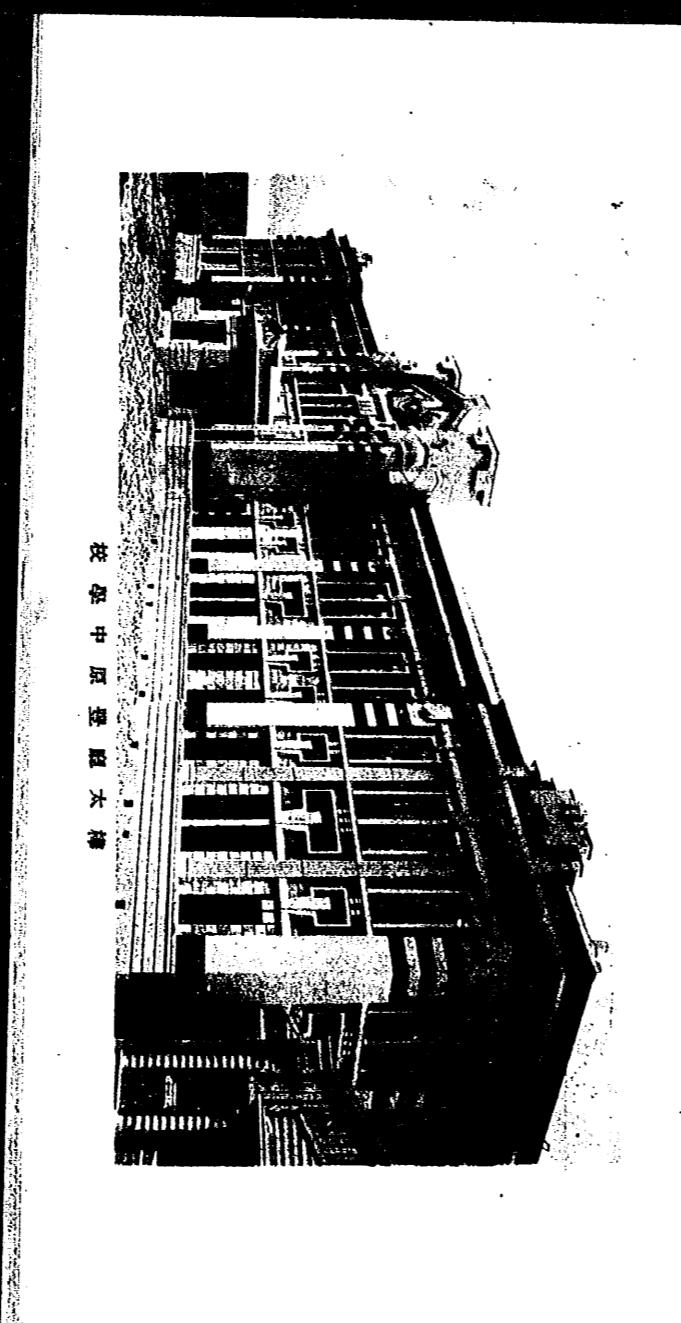
大泊				
泊居	真國	本斗	留多加	大泊
尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常小學校	尋常小學校
三六	六三	二九	元五	元
五四	一〇四	四六	三三	三三
七	一五	六	一七	一七
一〇六	一四九	二二九	九九	九九

教化

一一一



		教化			
		鶴城	元泊	香	計
備考	尋常高等小學校	尋常小學校	尋常高等小學校	尋常小學校	
	尋常小學校	尋常小學校	尋常高等小學校	尋常小學校	
	三老	五三	五五	六三	一四
	四〇	三八	三四	二三	一〇
	合計	二	七	一	四
	100.11	100.11	100.11	100.11	100.11



校 學 中 原 慶 大 横

小學校の教科は小學校令及同施行規則に據れるを以て内地と同様なるが、本島の位置極北に偏し自ら氣候風土の異なるものあり、殊に單調にして變化に乏しき自然を環境とする兒童の教授に當りては一段の努力を要するものあり。

第三款 中等教育

本島に於ける中等學校は昭和三年四月現在中等學校三、高等女學校四なるも中等教育を受けんとするもの年々增加の趨勢に在るを以て尙増設の必要あり。

一、樺太廳大泊中學校

明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳豐原中學校設立と同時に改稱す。教科目は中學校令施行規則(文部省令)に準じ、徵兵令第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものと認定せられ、他の學校への入籍學に關しては中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。

教化

教化

一一六

種別年 度	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年		昭和二年	
	卒業	入學	卒業	入學	卒業	入學	卒業	入學	卒業	入學	卒業	入學
教員	三	一	二	一	三	一	四	一	五	一	六	一
徒	三	一	四	一	五	一	六	一	七	一	八	一
生	三	一	四	一	五	一	六	一	七	一	八	一
級	三	一	四	一	五	一	六	一	七	一	八	一
學	三	一	四	一	五	一	六	一	七	一	八	一
卒	三	一	四	一	五	一	六	一	七	一	八	一
業	三	一	四	一	五	一	六	一	七	一	八	一

二、樺太廳豊岡中學校

大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始し、昭和三年三月始めて第一回卒業生三十七名を送り出す。教科目其の他の大體大泊中學校に同じ。

年 度	種 別	教 員	學 級	生 徒	入 學	卒 業
大正十四年		二				
昭和元年		三	五	三	二	一
昭和二年		二	五	四	三	二

三、樺太廳豊岡中學校

昭和二年一月創設同年四月十五日より授業を開始し現在四學級第三學年迄を收容す。教科目其の他の大體大泊中學校に同じ。

四、樺太廳豊原高等女學校

大正五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳高等女學校と稱せしが昭和二年四月樺太廳大泊高等女學校設立と同時に改稱す。其の教科目は高等女學校令施行規則(文部省令)に準じ、他の學校への入轉學

に關しては高等女學校令に依り設置したる高等女學校と同一の取扱を受く。

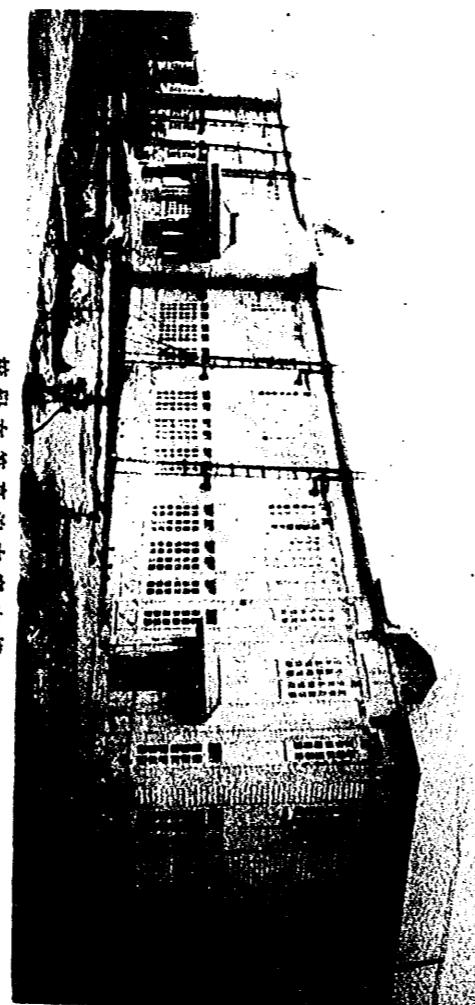
一一八

種別	年 度	教 化			
		卒業	入學	修業	在學
	大正十一年	三	六	三	三
	大正十二年	二五	七	四	四
	大正十三年	一五	八	五	五
	大正十四年	一七	九	六	六
	昭和元年	一八	九	七	七
	昭和二年	一九	八	八	八
合計					

五、樺太臨大泊高等女學校

昭和二年四月開校し、教科目其の他は大體豊原高等女學校に同じ。

本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月財團法人組織となし



樺太臨大泊高等女學校

大正十三年八月之を公立高等女學校に變更したるを更に廳立に變更したるものなり。最近に於ける學級教員生徒數を示せば左の如し。

種別	年度	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
教員		二〇	一九	一八	一七	一六	一五
學生	男	一八	一七	一六	一五	一四	一三
	女	一三	一四	一四	一三	一三	一三
卒業		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
入學		一一	一二	一二	一二	一二	一二
教員		一	一	一	一	一	一

六、公立眞岡高等女學校

大正十五年四月樺太公立高等女學校官制及同規程に依り公立眞岡實科高等女學校設立せられ、昭和三年四

教化

一一〇

月公立萬國高等女學校と改稱せり。

年 度	種 別	教 員		學 級		生 徒		入 學		卒 業	
		昭 和 二 年	三 年	二	三	二	三	二	三	二	三
				二	三	二	三	二	三	二	三
				三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十

七、公立泊居高等女學校
昭和三年四月開校す。

第四款 教員養成其の他教育施設

第一項 教員養成

本校の伸展人口の増加に伴ひ逐年小學校の増加を來しつゝあるも小學校教員の養成機關未だ完からず。爲

めに其の補充の大部は未だ之を内地に求むるの状況にあり。亦僻遠の本島に於ては周囲の耕種少きのみならず、諸般の事情内地と大に異なるを以て常に之が指導改善に努め居れり。

一、小學校教員講習所

本所は大正七年の開設に係り大泊中學校に附設せらる。修業年限一年にして當初尋常科准訓導以上の實力ある者を收容し尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改め中等學校卒業者若くは之と同等以上の學力ある者を收容することとなり、師範學校第二部と軌を一にせり。尙昭和二年より本科の外に研究科を開設し、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若くは小學校本科正教員の免許狀を有する者にして稚太に於て一年以上小學校教育又は教育事務に從事し現に其の職に在る者の中より選抜收容し、本科の學科目又は之に關聯する學科目に付尙精深なる學習を爲さしむることせり。

本所卒業後は一年現役兵たるの特典あり、入學者には學資として入學旅費、支度料、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費等を給す。入學志願者逐年増加しつつあり、入學者及卒業者左の如し。

教化

一一一

種別	教化
入学者本研究科	大正七年
卒業者小研究科	大正八年
卒業者本研究科	大正九年
卒業者本研究科	大正十年
卒業者本研究科	大正一年正
卒業者本研究科	大正二年正
卒業者本研究科	大正三年正
卒業者本研究科	大正四年正
卒業者本研究科	昭和元年
卒業者本研究科	昭和二年

二、樺太廳高等女學校
樺太廳高等女學校に補習科を置き高等女學校卒業者を收容す。修業年限一年にして小學校教員たらむとする者には特に必要な學科目を教授し卒業後は無試験検定を以て尋常小學校本科正教員の資格を與へ適宜任用しつゝあり。

三、教員の指導教養

本島領有の初期に於ては教員の無資格者渺からざりしも、現在は殆ど有資格者を以て充たし内地と些の遜色を認めず。然れども生徒は何れも内地各地よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣區々にして歸一する所なく、之が教育に就ては内地に於て味ひ得ざる周到なる注意と不斷の努力を必要とするのみならず、僻険の地なるを以て環境の刺戟極めて渺く稍もすれば研鑽を怠らんとする者あるを以て、常に優良教員の招來に努めると共に一方研究の機會を與へ、之を善導し素質の改善を圖り居れり。

イ、小學校教員・小學校教員に對しては左記の方法に依り向上改善に努めつゝあり。

ロ、毎年十名内外の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選抜し、任意又は指定の學校に派遣依託して研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種

教化

一一四

十名、乙種十五名を算す。

中等學校教員 中等學校教員は之を内地に求めざるべからざる爲め不便故からずして、之が對策として大正十年中等學校教員依託養成規程を定め、適當と認むる學校に依託生を置き在學生中より之を募集せり。依託學生には學費月額參拾五四、被服費年額百七拾五圓を給與し、卒業後は學費を給與したる年月日間就職の義務を負ふものとす。依託學生は大正十年より大正十二年迄に高等師範學校、早稻田大學、東洋大學、音樂學校、共立女子職業學校等十一名を算せるが、大正十三年以降中止の狀態にあり。

第二項 其の他の教育施設

本島は未だ開拓の過渡期にありて社會教育的施設完からざるを以て、之が普及發達は將來に俟たざるべからず。其の施設の主なるものを舉ぐれば左の如し。

教育會 元各支廳下に獨立したる教育會有りたるが時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み大正十三年三月從來の教育會を解散して新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科研究調查會及夜間中

等學校の開設並に機關雜誌の刊行等諸々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輸讀に供すると同時に將來圖書館の建設に備へ居れり。

幼稚園 本島は其の氣候風土内地と大に其の趣きを異にするを以て、幼兒の保育に關しては特に注意を要するものあり。之が保育機關を設け以て幼兒身神の健全なる發達を圖るは最も緊要なりとす。大正十年始めて大泊に設置せられ、次て大正十二年豊原に、大正十五年大泊楠溪町に之が開設を見たりしも、楠溪幼稚園は昭和二年四月に閉鎖し且下大泊幼稚園と共に町立にせんとする計畫あり。其の概況左の如し。

名稱	經營者	設立年月	保姆	租數	園兒	保育料
豊原幼稚園	私立	大正十二年五月	三	二・五	三	一・五〇
大泊幼稚園	私立	大正十年七月	三	一	一	一・五〇
楠溪幼稚園	私立	大正十五年六月	三	一	一	一・五〇

教化

一一五

教化

青年團 従來青年團は町村に於て各住窓に設立し來りたるが、大正十四年九月是等各青年團を統一して支廳管内聯合青年團を設置し、之を基礎として更に桜太青年團を組織して節度あるものたらしめたり。之等青年團は各地方の中心勢力となり各種公共的事業に活動しつつあり、其の概況左の如し。

支廳 種別	青年團	團員	經費	事業概要
真岡	大泊	元	八,〇三円	夜學會、講演會、勤儉宣傳、射擊會、陸上運動會、災害運動其の他
本斗	元	一,七〇	七,三二円	講演會、運動會、夜學會、道路修繕其の他
大泊	元	一,七〇	一,四五円	共同作業、夜學會、運動會其の他
大泊	元	五,〇二	五,〇二円	夜學會、運動會、講演會、共同勞動、農事祝祭其の他

泊居

九穴
講演會、文庫、體育會、夜學會其の他

泊居

九穴
夜學會、武術大會、運動會、文庫其の他

泊居

九穴
武道、運動會、夜學會、講話會、公共事業、努力寄附其の他

泊居

九穴
講演會、文庫、體育會、夜學會其の他

教化

區別 支廳	團體 員數	經會 費數	豐原	大泊	本斗	真岡	泊居	九穴	泊居
元泊	一,六〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	七	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
數香	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
元泊	二,〇〇	二,〇〇	三	三	一	一	九	九	九
敷香	一,三三	二,〇〇	三	三</					

数化

一二八

青年訓練所 大正十五年四月勅令第七十號を以て内地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも殖民地には之を施行せられず、然れども本島の如き社會教育的施設の少き土地に於ては最も適切なるものと認め、大正十五年六月廳令第十七號を以て之が規定を公布するに至れり。其の内容に付ては唯私人の設置を認めざるの外總て内地同様にして孰れも小學校内に附設し當該小學校長之が主事たり。主として小學校教員在籍軍人等之が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。現在に於ては收容人員比較的多き箇所のみなれども將來は全町村に普及し以て全島青少年の修養に資せんとす。現在に於ける概況左の如し。

支 廳 種 別	訓練所	在籍者	設置町村	
			豐原	大泊
			五云	五
			榮濱原町	大泊町
			豊落合町	長濱村
			川上村	深海村

本 斗 斗	本 斗 斗	本 斗 斗
真 岡	八 八 三	青 青 三
泊 居	八 八 三	本斗町 好仁村 內幌村
元 泊	吉 吉 三	瀬泊村(瀬泊羽ば舞) 清水村(二股・蓬坂) 野田町 小能登呂村
	元泊村 知取町 航寄村	鶴城村 名寄村

第二節 社會事業

本島に於ける社會的事象は未だ複雑ならず從つて社會事業の發達亦著しきものなりしも、純近本島の人口の増加と時運に伴ひ此種事業の後進を促すこと漸く繁く、最近豊原大泊等主要市街地に於ては無料宿泊所、託児所、職業紹介所等の設置せらるゝに至りたるもの未だ基礎十分ならず成績の見るべきものなし。由來本島

数化

一二九

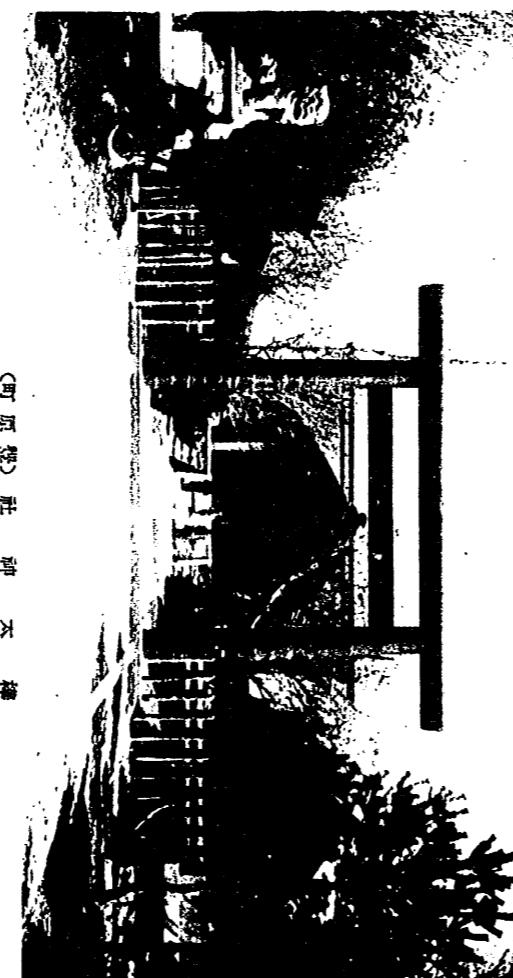
教化

一三〇

の社会事業は慈惠、救濟及釋放者の保護感化を主とし、此種團體として舉ぐべきもの次の如し。

名稱	位置	設立年月日	事業
財團法人 桂太慈惠院	豊原	大正十八年正月十九日	窮民救助、疾病救護、施療、不具者救護等
財團法人 共濟會	//	大正十九年正月十六日	窮民救助、罹災救助等
財團法人 桂太恩賜財團	//	大正二十一年正月十六日	窮民救助、疾病救護、不具者救護等
大正恩賜法人 桂太慈惠團	//	大正二年正月十五日	窮民救助、疾病救護、不具者救護等
桂太保謹會	六八日年	大正八年正月七日	窮民救助、疾病救護、不具者救護等

以上の團體は何れも銳意施設經營に努めつつあるも一般に基礎未だ確立なりと云ひ得ざる状況にして毎年紀元節の佳辰に當りては斯業獎勵の御恩召を以て御下賜金を賜はり、又國庫より補助を與へて事業を助成する等指導改善に努めつゝあるを以て漸次發達の趨向にあり相當の成績を擧げつゝある。



(町原櫻) 社 神 大 葬

第三節 神社及宗教

本島の開拓未だ其の途上にありて住民の多くは定住の念薄く稍もすれば地の利を趁うて流轉せんとし、從つて社會的觀念亦比較的淺薄なるを免れざるを以て、敬神崇祖の念を涵養するは即ち是等荒怠せる人心を感化導する所以なるを思ひ、大正九年廟令を以て神社規則、寺院規則及布教規則を制定し以て之が普及を圖りたりしが、爾來本島拓殖年と共に進み人口の著しき増加に伴ひ、神社、寺院等の創立せらるゝもの目に多きを加へ、敬神崇祖の念を振作し美はしき國民性の發露を促して本島拓殖上貢獻甚からざるものあり。

第一款 神社

明治三十八年本島領有後住民の始居するに従ひ神社の創立を企畫するもの各地に相次ぐに至れり。茲に於て人心の歸屬を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作する爲め明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社神社を建立せられたり。爾來豐原、眞岡、大泊、泊居其の他各地に相次ぐて產土神社の建立を見現在其の數七十五社に及ぶ。

官幣大社神社の祭神は大國魂命、大己貴命、少彦名命の三柱にして豊原の東郊龜ヶ岡に鎮座し、爾遂

教化

一三二

絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり、大祭日は樺太施政紀念日たる八月二十三日なり。

表忠碑 大泊中央高地に在り、明治三十七八年戦役に際し本島に於て不幸戦病死せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬して其の英靈を祀り、最も激戦にして敵の主力を全滅したる七月十二日(此の西久保少佐戦死をトして毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を鐘むるところにして大正十四年皇太子殿下本島行啓の際には畏くも特に鶴鳴を上げさせられ、本島唯一の山緒ある記念碑なり)。

第二款 宗教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來各地に寺院、布教所を設け布教傳導に努めたる結果歲を遂うて盛んに檀徒の數亦倍々増加しつつあり。宗派は神教、佛教、基督教の三なり。

神教 神道、黒住、天理、金光、大社の五派にして各地に布教所三十六箇所あり。

佛教 賢宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土、天台の六派にして各派の寺院布教所百八箇所に達す。

基督教 日本聖公會、日本メソヂスト教會及天主公教會の三にして教會數五あり。

第七章 兵事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備藝術に任じたるが大正二年五月終に之を撤退するに至れり。當時住民は甚だ之を遺憾とし爾來復舊を望むこと久しうが、時偶々大正九年五月突發したる尼港事件に基因し薩哈甌州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。軍隊駐屯の有無は我が樺北島地の住民の精神上に與ふる影響頗る大にして其の駐屯を望むや切なり。然るに大正十四年二月日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見たるは本島の爲め誠に遺憾とする所なり。

本島には從來徵兵令の施行なく特別地域を爲し居たる爲め各種の點に於て遺憾甚からざりしが大正十三年

戸籍法と共に遂に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關体法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來二回の徵兵検査を施行して良好なる成績を得、簡閱點呼、勵務演習其の他一般兵事々務も圓滿

兵事
なる遂行を見つゝあり。

一、海軍募兵

本島は從來海軍志願の適用は受けざりしが、大正十四年より其適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるが、其初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年増加の傾向を認むるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも、同検査所に於て全島の志願者を受檢せしむるは交通其他の關係上遺憾の點なきに在らざるを以て、自然東西に區分し得る本島の地形を傍倣とし、西海岸真岡町に昭和三年度より更に検査所を新設せられたるが、同年に於ける志願者總數は六十八名採用者十四名の成績を見たるは誠に喜ぶべき現象なり。

二、在郷軍人

一般人口の增加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり、是等在郷軍人は概ね質剛健能く生業に精勤し良兵良民の實を擧げつゝあり、堅忍毅力堅質なる基礎を築き権要なる地位を占め、常に指導説教率先して範を垂れ住民の師表たるもの妙からず。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ續いて大正十五年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等在郷軍人に一層の自覺を生じ在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

三、軍隊と地方との關係

歐洲の大戰に基く我國々家の崩壊に伴ひ漸次極東に於ける政府の安定を缺き、接觸地たる北樺太に於て匪徒の横行を見るに及び住民は漸く不安の念を抱けるが、亞て尼港事件突發するに及び一層危惧の念に驅られ爲めに其の定住心を傷け延て本島の拓殖上憂ふべき結果を齎すに到るなきやを庶れども、薩哈薩州の保障占領と共に軍隊の一部は豊原及内路に駐屯せるを以て民心漸く平靜に歸せり。

豊原駐屯の守備隊に於ては爾來青年園員、在郷軍人又は學生等に對し軍事講話を行ひ、又は戰闘教練を實施し、或は營内鍛錬を許して兵卒起居の實情を紹介して軍隊と地方住民の接觸親睦を計りたれば、一般軍事思想の普及並に地方風教上に及ぼしたる效果甚少ならざりしと雖も、大正十四年守備隊撤退以來守備駐屯の實現容易ならざるは甚だ遺憾にして爾來軍隊と地方との連繫に就ては徵兵検査に簡便點呼に巡回の奸換に於て軍事講演等を依頼し、相互の緊密に努力する一切ならざるも、近時國民思想動もすれば輕佻浮薄に流れ、國防の本義も國軍の精華も或は輕視せられ質實剛健の氣風目に失はれんとする世態を憂へ、昭和二年七月軍部と協調を遂げ軍事思想の普及を目的とする湯成一大隊の行軍を計畫實施せり。各地共有形無形に與へたる感化体大なるものあるを信ず。

兵事

一三五

一三四

第八章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は三百三十二萬八千町歩にして、内農耕適地約二十萬町歩、牧畜適地約二十萬町歩、其の他宅地、道路、鐵道及排水溝等の用途に供すべきもの約三萬六千町歩と推定し、合計約四十三萬六千町歩を概算し得べし。以上は所謂第一期殖民豫定地にして、今後森林地の立木利用の途拓くに従ひ伐木地を更に農牧に利用し得べき適地も亦妙からざるべく、之等第二期に屬する調査を遂ぐるに至らば本島の農牧適地は五十萬町歩を超ゆる見込みなり。

土地撰定 明治三十八年十月以來殖民地の撰定事業に着手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の状況を調査し、昭和二年迄農耕適地十五萬三千百八十三町歩、牧畜適地十二萬四千四百四町歩、其の他土地改良後の農耕適地二萬二千六百十三町歩、泥炭地七千五百八十一町歩、計三



(岸内富子治羅宇大村治羅都阿良) 沿 带 地

十萬七千七百八十四町歩を撰定せり。

土・地・區・劃・明治三十八年初めて大泊に宅地を區劃し、般有當地の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土地整理並に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの

の昭和二年末に於て二十二萬九千四百八十八町歩餘あり、其の主なるものを記せば左の如し。

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び五町歩乃至七町五段歩を普通農家一戸の收容に充つることゝ

して、明治三十九年より事業を開始し、昭和二年末に於て其面積十五萬六千七百七十九町歩餘に達せり。

市街地は権要の地に之を施設し、普通七十坪乃至百五十六坪を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直ち大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野川、泊居、敷香、名好、本斗、知取、内路、越城、落合、恵須取、留多加及川口の十六箇所あり、昭和二年末に於ける區劃面積四百六十八町歩餘に及べり。

一部落宅地は移住の寄居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九百坪となじて専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には二戸の標準二百坪乃至四百六十坪を標準とする。

殖民及農業

至六百坪となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より六百坪乃至一町歩内外の附屬地を測設し漁閑を租用して農耕を獎勵せり。昭和二年末に於ける面積二千四百六町歩に達せり。

●●●
土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして疏水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するもの亦甚からず。昭和二年より鈴谷川、留多加川、内瀬川及列丹川の四大流域に對し土地改良基本調査を開始し、大正十五年迄に約五萬二千三百七十町歩の調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低湿地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官賛又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官督施設したる大排水溝の延長二十一萬二千六百三十二間に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの延長二十八萬二千六百四十三間に及ベリ。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急施を要するものは之を官督となし、簡易なるものは

農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。昭和二年末に於ける農耕道路延長官營十二萬三千三百七十四間補助五十七萬四千五百七十四間に達せり。

●●●
土地處分 植木國有未開地は開墾契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は譲與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は折地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とするを移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付、耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的地は借地人に於て一万五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸付し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和元年末に於ける處分面積は

貸付地八萬九千八百十六町歩餘、譲與及賣拂に依り民有に歸したる土地二萬八千六百十六町歩餘に達せり。

第二節 移 民

第一款 概 説

交換前の殖民概況 樺太に於ける移民事業は既往文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしも、所

謂殖民としての事蹟に至りては素より論ずるに足るものなかりき。
明治維新後北海道に開拓使の置かるゝや本島の開拓にも亦意を用ひられたるは一葦帶水の地理的關係上當當を給し専ら開墾土木の事業に從事せしめ、永住者には三年間一日一人に付玄米五合、手當金一箇月三分、被服料一箇年金五兩を支給するの外刈地並に漁業共有地を割渡し、又永住者に對しては终身無税、寄留出稼者には三箇年無税とし四箇年目より收穫高の三分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を願むものには更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて

其の實績を擧ぐる事に努めたりしも遂に成功を見るに至らず。明治七年迄に開墾せし地積は僅に二十二町歩に過ぎざる有様にて從つて農作物の收穫亦意の如くならざりき。

今開拓使が本島開發に苦心せる跡を尋ねるに、或は人居繼立所を開け、或は宗谷樺太間の渡航船を増加し、或は道路を開鑿し漁場を官營となす等、直接間接に移住者の保護獎勵に對する苦心の跡歷然たるものありしと雖も、移住者は風土に慣れざる結果難病者並に死亡者増加し、一方露人との紛糾亦常に絶えず所謂内蒙外患に堪ふる能はずして種々の口實のもとに歸郷せむとするもの続出し、遂に明治八年千島樺太交換條約を結たずして移民は殆ど其の影を留めざるに至れり。

以上の如く開拓使に於ては其の殖民事業に關し相當保護獎勵に努めたるも遂に失敗に終れり。是れ移住民の選擇を誤りしと、交通不便なりしとに基因せるは勿論なるも、日露交渉の甚善決せざる間に露人の勢力愈々増加し、爲に其の事業に安んずること能はざりしことも主要なる原因の一と謂はざるべからず。
謀領時代の殖民概況 明治八年樺太を韓國に譲渡するや韓國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に収容し其の改心せるものは之を放免して開拓に從事せしむるの政策を執れり。即ち年々本国より

殖民及農業

一四二

數百名の囚人を送致し、一年乃至三年の後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農商其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六箇年間品行方正なるときは所轄長官の上申によりて之れを農民に編入し、一定條件の下に遂に自由民たるの権利を恢復せしむる等種々獎勵法を設けて大に本島の開發に力を致せり。

然れども彼等は刑餘の民にして概ね資持久の性を缺き、從つて開拓の事業進歩せざるのみならず、一旦刑期滿ちて自由の身となれば何れも島外に退散し、此の地に定着せんとする者は定に寥々たるものなりき。從つて三十有餘年間曾て著しき人口の増加なく、其の産業も些の癡達を見るに至らずして終れり。

領有後の移民概況 最初の移住者たる漁業移民に對しては沿岸各地に一定の區割を設け、漁業鑑札規則に依り一箇年を限りて漁業を許可し、商工業者に對しては市街宅地を區割測設して之を貸付し或は拂下ぐる等定住の途を講じたり。

爾來排太に於ける移民は逐年著しく増加し、ありと雖も、今尙漁業期節にのみ出稼する漁民及夏季間のみ渡來する労働者等渺からず。本島に移住する者は或て其の職業を問はずと雖も、凡そ處女未開の國土を開

き國產の興起を圖らむとせば先づ以て指を農業に属すると共に、移動性に乏しき農業移民を招致せざるべきらず。依つて此の見地より農業移民に對しては特殊の保護を與へ以て之が招來に努めつゝあり。

第二款 農業移民

本島の邦領に歸するや直に専門の學者並に技術者に委嘱して實地を踏査せしめ、或は歸領時代の經營法を斟酌すると共に北海道に於ける拓殖事業の實績に鑑み、自作農者をして有吉組織により農業を經營せしむるの最も適當なるを認め、土地處分の規定を定め諸種の施設も亦此の方針を以て行ひ、明治三十九年以來農民の移住を奨励せり。

今過去に於ける移住の状況を見るに、領有以來増加し來りたる移民は歐洲大戰による内地財界の好況に影響せられて大正四年以降其の數額に減少し、大正十年迄は大なる増加を見ざりしが、大正十二年稚泊連絡開始以來再び激増し收容戸數年々二千戸を下らざるに至れり。今既往十箇年の收容戸口を舉れば左の如し。

殖民及農業

一四三

卷之三

第三節 農業

人	口	數
一、四四	三、五八	二、九〇
二、六六	一、五九	一、〇四
三、五九	一、〇四	一、〇四
四、四〇	二、五七	一、九〇
五、三八	二、四九	一、九〇
六、二〇	二、五八	一、六〇
七、一〇	一、五四	一、〇四
八、一〇	四、七五	一、〇四

本局開拓の行様は幕領時代にありては成績の見るべきものなく、無盡の寶庫は空しく荆棘の蔓るに委して顧るものなかりき。

農業に關する施設亦若々其の緒に就き、農產物生産年額參百數拾萬圓を算し十年前に比し實に貳百餘萬圓の

増加なりとす。然れども耕地反別は僅に一萬九千町歩に過ぎず。農耕適地廿萬町歩に比すれば未だ其一刻にも達せず、尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等耕作地開発の時にば善し僅に他の産業を凌駕すべし。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ一層大なるを知るべし。耕地。本島の耕地面積は年を逐うて非常なる發達をなせり。其の増加の程度は年に依りて多少の差あるも年々千町歩内外の新耕地を増加しつゝあり。既往十箇年に於ける作付地積、不作地積及全耕地の狀況を見るに左の如し。

種別	年次	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	正大二年	正大三年	正大四年	昭和元年	昭和二年
全開墾地	一〇、四	一〇、四	三、四	二、四、四	一六、四	一七、四	一八、四	一九、四	二〇、四	二一、四	二二、四
作付反別	九、一〇、四	九、一〇、四	三、九、六、八、合	二、九、六、九	一〇、四	一〇、四、五	一七、四、三	一九、四、二	二〇、四、一	二一、四、〇	二二、四、〇
不作付地	一、六、九、元	一、七、四、二	一、四、四、五	一、四、一、六、七、三、五、三	六、八、六、九、五、五、六、一	六、〇、九、六	八、八、〇、〇	九、四、七、六	一〇、四、〇、〇	一一、四、〇、〇	一二、四、〇、〇

植民及農業

右に依りて觀るに逐年不作地増加し作付面積は全耕地の三分の二に過ぎざる狀態にして、之が原因は多々あるべしと雖も要するに農業者の多くは勞銀高價なる伐木事業其の他の労働に走り耕地を頗めざりしに因るべし。

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく着迫せられ世人の権太に關する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民亦著しく其の數を増し、昭和元年末現在九千五百九十一戸四萬二千三百二十五人にして全戸口の約三割に達せり。既往十年間に於ける戸口を示せば左の如し。

戸 次	年 日	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
年 次	種 別	農 畜 產	林 產	水 產	土 產	鐵 產	金 屬	非 金 屬	金 屬	金 屬	金 屬
大正四年	三、零五	四、四五	五、〇三	五、六八	五、五二	七、一四	八、七三	九、六三	九、六三	九、六六	九、六六
大正五年	三、零五	四、四五	五、〇三	五、六八	五、五二	七、一四	八、七三	九、六三	九、六三	九、六六	九、六六
大正六年	三、零五	四、四五	五、〇三	五、六八	五、五二	七、一四	八、七三	九、六三	九、六三	九、六六	九、六六
大正七年	三、零五	四、四五	五、〇三	五、六八	五、五二	七、一四	八、七三	九、六三	九、六三	九、六六	九、六六
大正八年	三、零五	四、四五	五、〇三	五、六八	五、五二	七、一四	八、七三	九、六三	九、六三	九、六六	九、六六

第二款 農畜產物

農畜產物の地位 本島は沿海到る處魚介豊富にして、陸には森林と鍛物あり沃野の農牧に適するもの亦少からず。各種の産業は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日淺く未開の地は今尙院所にあり、從つて之等の未開地にして、開發せらるゝに至らば本島の産業は注目に値するものあるべし。今農畜產物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し。

年 次	農 畜 產	林 產	水 產	土 產	鍛 產
大正四年	六、五二七	五、〇三	六、〇二一	二、九、五二	一、九、五二
大正五年	六、五二七	五、〇三	六、〇二一	二、九、五二	一、九、五二
大正六年	六、五二七	五、〇三	六、〇二一	二、九、五二	一、九、五二
大正七年	六、五二七	五、〇三	六、〇二一	二、九、五二	一、九、五二
大正八年	六、五二七	五、〇三	六、〇二一	二、九、五二	一、九、五二

殖民及農業

大正九年	一三一〇、五〇	八、四七、一六四	一〇、七〇、六九	二、五〇、〇三
大正十年	一七三〇、〇三	三、四三、元三	八、七九、九九	一、三六、零三
大正十一年	一七三〇、〇三	二、七七、七七	四、六一、空九	一、三六、一九八
大正十二年	一七三〇、〇三	三、五五、一九九	四、五九、全九	一、六〇、四三
大正十三年	一七三〇、〇三	三、八四、九九	三、五三、五三	一、六〇、四三
大正十四年	一七三〇、〇三	四、九四、九九	一〇、六三、四四	一、六〇、四三
昭和元年	三、七五、六〇	九、六六、六九	一、四四、九九	二、五〇、四三
昭和二年	四、四〇、三九	一、四四、九九	一〇、〇〇、六九	二、七二、六九
			一五、四〇、三一〇	三、五五、七三

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て氣温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるゝ作物の種類に至りては北海道に於けると大差なく、殊に從来不可能とせられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至れり。

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て氣温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるゝ作物の種類に至りては北海道に於けると大差なく、殊に從来不可能とせられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至れり。
小麦は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨勵しあり。昭和元年末現在作付反別は大麥八十三町歩餘三萬九千八百餘圓、小麥百二十三町歩四萬圓なり。
豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付反別五百五十一町歩產額二萬五千餘圓に達し、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆の百八十町歩三萬一千四百圓にして、大小豆、蠶豆に至りては何れも五十町歩内外にして未だ大なる生産を見ず、之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲めなるも、蠶豆にありては全島到る處在產せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の餌料として將來倍々增加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟黍、玉蜀黍等も生産せらるゝも蕎麥を除いては栽培者及せずして生産額甚少なり。馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別千八百九十二町歩產額八十三萬餘圓に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其の他の市場に搬出するものも亦甚から

植民及農業

一五〇
す。現在澱粉製造者四百七十製造高四萬五千九百貫を算するも、何れも小規模のものにして工場工業の域に達せず。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の發生甚しく、農業者は其の害蟲を避くる爲め被害少しき新整地栽培を行ひつゝあるを以て、其の作付反別六百町歩年產額僅に二十七萬圓にして、島内需要を充たす能はず遠く北海道より移入しつゝあり。

甘藷は清涼潤滑なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良のものを生産せられ一萬二千貫内外の結球は珍しからず。而して之が需要又妙からざるを以て作付反別逐年増加し、現在六百町歩年產額三十萬圓に達せり。

以上の外牛蒡、人參、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝは市街地附近にして、其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず、從つて其の作付反別は何れも尠く百町歩に達するものなし。

工農作物中本島に適するものはライ麦、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝある

はライ麦及亞麻等なり。

農業者は大泊製糸會社と一定の契約のもとにライ麦を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範囲は現在の所大泊豊原及本斗支廳管内に限られ居るを以て作付反別も亦百町歩餘に過ぎず。亞麻は現在主として豊原支廳管内に栽培せられ、作付反別百二十一町歩年產額一萬七千二百二十圓内外に過ぎざるも漸次增加すべきは想像に難からず。而して生產品は主として製絲工場を経て北海道帝國製糸會社に供給されつゝあり。

甜菜は昭和二年更初めて一般農家に試作せしめたるも其の成績極めて優良にして品質遙かに北海道產品を凌駕し、含糖量平均十八乃至二十%純糖率八十五乃至九十%を示せり。

薄荷、莧菜等は嘗て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては殆んど皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず。就中燕麥、チモシー、オチャード、瑞典蕓家畜ビートに至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

植民及農業

殖民及農業

一五二

燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦少からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尙年々增加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及濟海州等より移輸入するもの少からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典蕓、家畜ビード、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、畠農業の勃興と共に漸厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培するものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西海岸に於ける農

事試驗場分場及同地方の二三有志により栽培せらるゝに過ぎざるもの其の成績良好なり。

今最近五ヶ年間の農作物作付反別毎に収穫高を表示すれば左の如し。

燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦少からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尙年々增加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及濟海州等より移輸入するもの少からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典蕓、家畜ビード、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、畠農業の勃興と共に漸厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培するものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西海岸に於ける農

事試驗場分場及同地方の二三有志により栽培せらるゝに過ぎざるもの其の成績良好なり。

今最近五ヶ年間の農作物作付反別毎に収穫高を表示すれば左の如し。

燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦少からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尚年々增加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及濟海州等より移輸入するもの少からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典蕓、家畜ビード、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、畠農業の勃興と共に漸厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培するものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西海岸に於ける農

事試驗場分場及同地方の二三有志により栽培せらるゝに過ぎざるもの其の成績良好なり。

今最近五ヶ年間の農作物作付反別毎に収穫高を表示すれば左の如し。

種類	大正十一年					
	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	
大麥	一、四〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
(作付反別)	高	高	高	高	高	高
小麥	一、四〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
(作付反別)	高	高	高	高	高	高
裸麥	一、四〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
(作付反別)	高	高	高	高	高	高
穀麥	一、四〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
(作付反別)	高	高	高	高	高	高
燕麥	一、四〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
(作付反別)	高	高	高	高	高	高
豌豆	一、四〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
(作付反別)	高	高	高	高	高	高
菜豆	一、四〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
(作付反別)	高	高	高	高	高	高
合計	九三	九三	九三	九三	九三	九三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三	三	三
(高)	三	三	三	三	三	三
(低)	三	三	三	三	三	三
(中)	三	三	三	三		

第四節

作財反別

明治三十八年我軍の樺太を占領するや歸人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕縛するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕縛者に拂下ぐこととし、一方防ぐ爲め牛馬の島外輸移出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間にて拾得貰養のものを合し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時令も免秋に當し寒風強く、しきを得ば大に斯業發展の要素を具備せり。然るに露營時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良繁殖に關する施設としては清川に官營牧場を設置種牡牛二頭を置き、荒果の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有化牛馬の種付に供用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親繁殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるものゝ如し。

新民縣志

殖民及農業

迫り草木枯死して食料を得ること能はず遂に餓死するもの多かりき。

明治三十九年五月各牛馬牧容所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ベルシユロン雜種）、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲しが改良繁殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を中心し綿羊、家兔、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり、亦近時養殖業者次第實味を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五ヶ年の家畜飼養数を表示すれば左の如し。

年 次	種 別	牛	馬	豚	鶏	狐
大正十四年	二隻	三七九	六二四	二三五	四六三	五四
大正十一年	三只	三七五	六二四	二三五	四六三	五四
大正十二年	二只	三七六	六二四	二三五	四六三	五四
大正十三年	三只	三七六	七六四	一七〇	五八四	七四

大正十四年	二隻	九三七	二三五	四六三	五四	
昭和元年	三只	九〇四	二三五	四六三	五四	
		九〇四	二三五	四六三	五四	
		八九	二三五	四六三	五四	

一、畜 牛

本島產牛の基礎をなせるものは在來種（歸人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるもの、二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮小にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの渺からず。寒氣に堪ゆるも乳量一ヶ年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの渺く、肉質亦渺く、四五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路群かならざるも略馬匹と同一経路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、レンメンタール、ショートホーン、ブラウンスキスデボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨リニアシャー種は繁殖盛

殖民及農業

一五八

にして、在来種は殆どエアシャー種に依りて改良せられ現在畜牛の八割以上はエアシャー種を以て占め成績甚だ良好なり。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬　　匹

樺太產馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在来種及領有後内地より移入せるもの一二とす。在来種は老馬多く時に體格優良なるものを見る多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負荷力挽曳力少く機して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入徑路は知る能はざるも、其の大部は蒙古種に属する西比利強馬なりと云ふ説信なるが如し。

三、養　　豚

領有後馬匹の改良着実を圖る爲め本廳に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へて民間に移入せしめ専個人として移入せるもの渺からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ベルシヨン、クライデスdale、アンゴラブル等の系統に屬し、優良なる馬を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。

四、養　　鶏

在来豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、從つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチエスター・ホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、其の生體量二十貫乃至四十貫五十貫を算するもの稀なれば仍改良の餘地渺からず。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種の二種ヨークシャー種の二種を決定し農事試驗場に於て種畜の配付をなし居れり。

殖民及農業

一五九

殖民及農業

の他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種竝に横斑ブリマスロック種を本島に最適のものと認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數なるも綿羊の各部落に散在せるより察するに、從來之に對して特種の獎勵保護を加へざりしとするも多少望を呪せしものありしが如し。占領當時婦人の遺棄せる綿羊を守備隊に收容したるも、劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。
明治四十三年農商務省月寒種畜場よりシニロップシャー種綿羊牝四頭牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牡一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試驗場に於ける設備を擴張し爾來四年間シニロップシャー種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的綿羊牧場の經營に至りては尙疑問の點渺からざるを以て大半饲养は未だ之をなきず。

般農家に集團的に
人情倒薈は未だ之



《續真子》有歲半都消失、莊晉武據獄斬非夫》墓 狹 義

養狐事業は大正四年鹿種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次增加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者積出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖爾後再び增加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑静且つ高燥なる針闊混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とし、其の規模は最少限六個を可とす。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の経験を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力を要す。熟達せる管理人は一人にて約五十個を管理することを得べく、飼料は豚肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 路

植民及農業

殖民及農業

一六二

開拓時代に於ける牛乳製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後権太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐことゝせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原・岡南支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛乳の製造量額に増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつゝあり。

第五節 試験及調査

第一款 概 説

一、沿革

未開の地を開拓して產業の發展を圖るには先づ農業を振興するの緊要なるは言を俟たず。依つて明治三十八年占領早々貝塚外四箇所に牛馬收容所を、翌明治三十九年並川に假試作場を設け、適種適作物の試験及調查を開始せるが之れ本島に於ける農事試験及調查の滥筋なり。



(古北海岸) 第一試作場

假試作場は明治四一年之を農事試験場と改稱し、牛馬牧養所は明治三十九年種畜場と改稱し同四十四年小沼へ移轉せり。然るに大正七年小沼の種畜場を農事試験場に合併して之を分場とせり。越えて大正九年並川の農事試験場は小沼に移轉し分場と合併して現在に至れり。是より先明治四十三年西海岸宇遠泊に農事試験場農園を設置したるが大正七年之を分場とせり。

二、農事試験場

農事試験場は農事、化學及畜産の三部より成り尙西海岸宇遠泊に分場を置く。之を表示すれば、

農事一部（農事に關する調査、試験、鑑定、講習、講話及種子、種苗の配付等）

化學部（農產及畜産に關する分析、農藝化學に關する調査、試験、鑑定、講習及講話等）

畜產部（畜產に關する調査、試験、鑑定、講習、講話及種子、種禽、種卵の配付及貨付等）

宇遠泊分場（一般農事及畜產に關する試験、調査、講習、講話及種子、種苗の配付等の外特に西海岸地方に於ける適作物の試験、調查並に營業に關する試験、調查等）

殖民及農業

列傳及獻策

一六四

以上の如く農事及畜産に関する各種の試験並に調査を爲すの外、隨時講習及講話を行ひ専ら斯業の改善發達に努め居れり。以下其の事業の梗概を記述すべし。

第二章

物を査定し、其の優良品種の種子を一般農家に配付し、樺太の風土に適せざる作物に就ては年々適否試験を行ひて適當なる早生種を得、適作物として一般に栽培するに至れるもの妙からず。今試験の結果樺太に於て栽培し成績良好なる作物を舉ぐれば左の如し。(括弧内早生種とあるものは東部地方に於ては成績良好ならず)

粟(早生種)、燕麥、蕓麥、黍(早生種)、粟(早生種)、玉蜀黍(早生種)、豌豆、踶豆、菜豆(早生種)、大豆(早生種)等。

蔬菜類：馬鈴薯、蘿蔔、燕青、牛蒡、胡蘿蔔、火燒菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜(早生種)、南瓜(早生種)、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、早芹菜、萵苣、白菜、芥菜、水菜、茴蒿、波義草、草莖等。

果樹類：須俱利、總須俱利等。

THE JOURNAL OF CLIMATE

飼料類：菴菜、亞米利加防風、瑞典燕麥、牧草等。
特用作物：蘿蔔、甜菜、大麻、亞麻、除蟲菊、荳青等。

耕作法試験・播種期節試験・播種量試験・播種方法試験・除草中耕回數試験・栽培労力調査等を行ひ、樺太に於ける適當なる耕作法を決定し、講話・實地指導等に依り之を一般に周知せしめ居れり。
●●●●●
品種改良・品種比較試験・品種改良試験を行ひ、尙裸麥・小麥・蒸麥及馬鈴薯に就ては純系淘汰法により目下試験中なるが、裸麥は既に選擇せる優良品種を一般に配付せり。

病菌害蟲に關する試験、本島の病菌害蟲中最も加害大なる馬鈴薯疫病、胡瓜露菌病、甜菜褐斑病及蘿蔔蛆等の駆除及豫防試験を行ひ、病菌に關しては石炭ボルドー液を使用して其の濃度、回数等の試験を結了したるも、蘿蔔蛆駆除及豫防は未だ經濟的の良方法を得ず。

講習及講話 農村に職員を派出し或は農事試験場に於て時々之を行ふ外、大正五年より十年まで毎年八箇月の長期講習を行ひ、昭和二年より實習期一年の實習生養成を開始せり。

第三款 農藝化學に關する試験及調査

本島の農業自然要素は祖國温帶褐土系と隔絶する所謂亞寒帶ボドソル系に屬するを以て、其の農業に於ける全操作は悉く祖國と異なり、新に闡明せられたる自然要素基礎調査試験資料の上に立脚樹立せられざるべき。而して亞寒帶ボドソル系農業の發達は其の農業生産物の特性により必然的に農業化學工芸組織の實現を必要とし、之を達成する爲め本島農業に對する農藝化學的調査試験を進行するの喫緊なるを認め、大正十五年新に化學部を創設し目的の達成に努力しつゝあり。今其の事業の主なるものを擧ぐれば

- 一、本島亞寒帶ボドソル系農業自然要素に關する調査及試験
- 二、亞寒帶氣候要素の農業的意義に關する調査及試験
- 三、本島ボドソル系土壤の農業的意義に關する調査及試験(土性調査)
- 四、本島農業自然要素に適應する人工操作に關する調査及試験
- 五、氣候條件に適應する人工操作に關する調査及試験
- 六、ボドソル系各種土性に適應する調査及試験

1 各種土性に對する施設標準調査

2 各種土性に對する土地改良法に關する調査

- 一、本島農業生産物の經濟的價値定めに對する調査及試験

- 一、本島農業要素及生産物の理化學的成分並に構造に關する調査及試験

- 二、本島農業生産物の化學工業的加工法に關する調査及試験

右の内其の主要にして既に闡明せられたる事項の概要を擧ぐれば

•••
土性調査 全島土性概察調査は略完了したるを以て之に基き細密調査を施行せむとす。既往調査の結果を要致すれば

- 一、樺太の國土は薩摩の條件により明に過濕寒寒帶ボドソル系土性を具有し、祖國と區別し本島土壤系統上樺太系土壤として區分せらるべきものなり。

- 一、樺太ボドソル系は左の亞系に分類せられ各々農業的價値並に意義を異にする。

植民及農業

殖民及農業

一六八

河成沖積堤似暗褐土土壤統

海成沖積ボドゾル土壤統

沖積酸性腐植土土壤統(ボドゾル地方的高位泥炭土)

稚太洪積ボドゾル亞系

1 楊化洪積ボドゾル土壤統

2 真正洪積ボドゾル土壤統

3 楠太山地ボドゾル亞系

肥料試験 本島土性はボドゾル系的特性を具有し、アルカリ性鹽類に缺乏し有效態窒素並に磷酸に不足するを通例となすを以て、各種土性に就き主要作物に對する施肥標準樹立に關する各種の肥料試験を繼續施行中なり。而して沖積堤似暗褐土土壤統以外の土壤は殆ど所謂無機及有機性の酸性を具有するを以て、之が合理的矯正に關し石灰その他正剤の施用法に特に意を注ぎ施肥標準樹立に努めつゝあり。

農畜物分析調査 本島の土壤、肥料、河、沼、湖、排水、雨水、地下水、動植物其の他の農業自然要素並

に農畜産物の理化學的分析検定を施行し、其の成分、構造、性質を明かにして之が改良利用の適法査定の基準たらしめむとす。而して既に開明せられたる事實妙からず。殊に農業生産物の化學工業原料的價値、就中本島栽培甜菜の反當可製糖量が著しく高率なるを指示し得たるは本島農業の將來に對し重要な寄與たるに値するものなり。

第四款 農産に關する試験及調査

家畜の改良育種を圖らむが爲め年々種畜を生産育成し、或は島外より種畜移入し、種牡牛馬豚の種付、種豚種羊種鶏の拂下並に種卵の配付を爲し、綿羊飼育試験、畜產製造試験、孵化育雛試験、羊毛に關する試験等を行ふ外、畜産に關する諸習講話及實地指導を爲し畜産思想の灌漑に努む。尙本島の氣候風土は毛皮動物の飼養蕃殖に適するを認め、大正四年七月桑狐飼養場を設置し、種狐は島產野狐を主として小數を島外より移入し、爾來之が伺育並に改良蕃殖に關する試験をなし來れるが、本年度原產地より種狐を輸入し、在來狐との交配試験をなし、並に輸入銀黑狐の純粹蕃殖を開始す。事業の概要を舉ぐれば左の如し。

馬匹 種牡馬三十頭の内二十八頭は之を各地に貸付して適宜種付せしめ、二頭は之を場内に置き一般の希

殖民及農業

一六九

望に依り優良牝馬に限り種付しつゝあり。種牝馬は目下二頭を有するのみなるが、之には優良種牡馬を配し種馬の繁殖育成に關する試験に供し居れり。

●畜牛 種牡牛三十頭中二十八頭は之を地方に貸付して適宜種付を爲さしめ、場内にはニアレヤー種及ホルスタイン種種牡牛各一頭を置き、場内牝牛の種付に供するの外其の餘勢を以て一般の希望に依り優良牝牛に限り種付を爲せり。種牝牛は場内に十頭を置き各優良種牡牛を配して種牛の繁殖育成を圖り、尙是等種牝牛に關しては毎日泌乳量を計り、隔週一回脂肪量を検定して一箇年の能力を調査し、剩餘乳は之を牛乳に製造して當業者の参考に供し居れり。尙豈原階農組合の委託に依り組合生産の牛乳及乳皮を以て牛酪製造を爲しつゝあり。

●綿羊 大正八年以來四年間に米國より牝羊五十五頭の種羊を輸入し、之が適化竝に繁殖を圖れるが、漸次開化し成績良好なるを以て、農家の副業として飼育せしむべく大正十四年度より之が拂下を始め其の普及を圖れり。而して之に伴ひ羊皮の製縫竝に羊毛加工法の研究を爲し居れるが、綿羊飼育部落に對し之が講習を行ふ豫定なり。

●養豚 種牡豚二頭種牝豚八頭を當置し、種豚を育成して農家に配付すると共に、種牡豚は餘勢を以て一般の希望に依り優良牝豚に對し種付を爲しつゝあり。尙不用豚に肥育法を施し之を以て煙肉製法の研究を爲す。●養狐 目下種狐二十頭を飼育して之が繁殖、育成、利用等に關する研究をなすと共に内外に於ける斯業の研究調査を爲し居れり。

●養鶏 白色レグホーン種及横斑アーマウスロツク種三十羽を定置し、孵卵器を使用し種鶏を繁殖育成して種卵及種鶏を配付し、場内種鶏はトランプネットを用ひ常に其の能力を調査して配合の糞に供し、尙雛卵貯藏試験を行ふ。

第九章 錄業

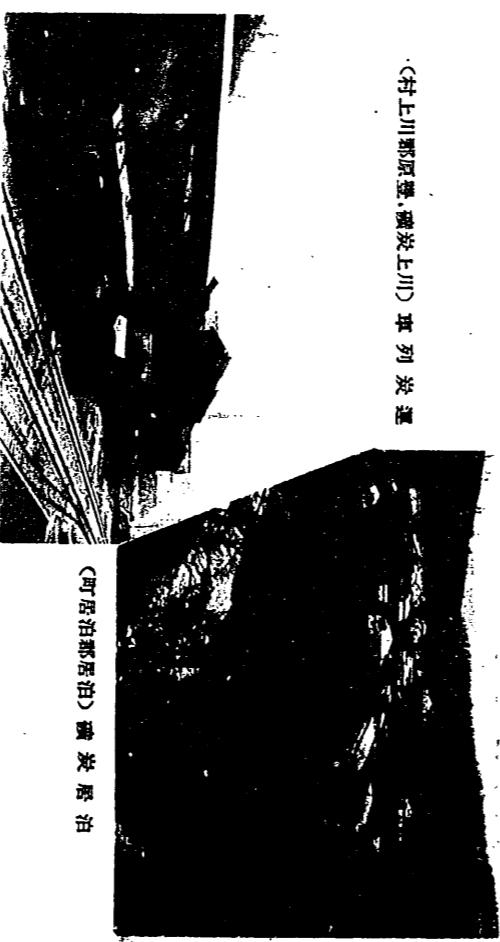
第一節 總說

樺太の銳業は其領有前には僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭探掘を見たる外露國政府時代に於ては全く世人の脣裏に片影だも存せざりしが如く、從つて銳産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帶の銳物に付ては何等知る所なかりし狀態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内銳業の絕對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭礦業を除くの外總て内地と同一制度の下に開放し居れり。

第一款 銳業制度

現今樺太に於ける銳業の制度も亦内地同様銳業法、銳業振當法、砂銳法及砂銳區稅法の全部を施行し、登

(村上川原邊・瀬波上川) 墓列炭礦



(町居泊郡居泊) 煤炭貯藏

鉱手續の如き總て鐵業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在し、軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭の採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる区域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することゝし、更に本法に基き左の法令の發布ありたり。即ち鐵業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に關する件(明治四十五年六月勅令第百三十七號)
一、樺太に於て石炭採掘に付採掘料徵收区域(明治四十五年六月閣令第二號)

所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及庄鰐保川流域以南能登島半島二個

中央炭田

内瀬川流域二個 但し第一支流落合基點より下流を除く

鐵業

川上川流域一回 但し同前

泊居川流域一回

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一回

北部炭田

内路川以北園境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一回

今少しく制度の沿革を述ぶれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に亘りて鐵物の採取を、又同第五號を以て鐵産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定らずして、鐵業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全局全域を絶対に封鎖し、以て所謂鐵山師の爲めに貴重なる鐵區を先占亂捕せられ天與の鐵利を暴殄せらんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鐵業制度の據るべき處なく、從來の鐵業關係の顧慮する處なく、本島地質鐵物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ鐵業法の一節即ち鐵

業稅に關する規定、國の鐵業に鐵業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鐵業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鐵業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊榮演間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鐵業權(探掘權)を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鐵業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鐵種及鐵區を指定し、一定の資格者に探掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鐵業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質鐵物の調査追跡に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鐵區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鐵利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及恵須坂北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鐵業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定中(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範

園を擴張し採掘出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第百三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少して現在の區域に改むると同時に鐵業法施行の範圍も擴大し、同法中鐵業稅に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鐵業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鐵業令を廢止したり。

然れども稼行鐵區は尙ほ漸次增加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三百八號を以て鐵業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鐵業法中未施行部分全部及砂鐵區稅法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鐵業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鐵採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第百七十八號を以て同年七月一日より砂鐵法の全部を施行したり。

第二款 鐵務施行の狀況

樺太に於ける鐵務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十年にして、其の間出願總件

數四千二十四件(昭和二年末)に及び其の大部分は石炭鐵業に屬す。

鐵業出願の趨勢を見るに明治四十年の二件を初めとして爾來逐年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には頗勢を挽回して四十件の出願を見、大正六年には俄然二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次て倍加率を以て増進したり。是れ畢竟樺太に於ける鐵業の眞價漸く世人に周知する所となり、事業家の企業心を刺戟せると、當時戰局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百餘件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遂に其の三分の一に減じ之を出願最盛期たる大正八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり、同十三年に至りては僅かに九十三件に過ぎず。此の衰勢は一般經濟界が戰時好況の反動を受け緊縮の狀勢に向ひたるに因由すべし。而して翌十四年には稍や之れを挽回して二百八十五件、昭和元年に二百四件、同二年には三百五十三件を算するに至れり。

昭和二年末現在許可鐵區數を擧ぐれば左の如し。

現稼行銅區一覧
のうち、石炭のものは八ヶ岳九釧山にして、孰れも石炭鐵に屬す。鉛產物は鍊業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に初めて少量の出炭あり、漸次増加して昭和二年には三十五萬七千四十六噸の出炭を見、尙ほ逐年増加の趨勢にあり。

卷之三

種別		鐵區數	面積	鐵區數	面積	鐵區數	面積	鐵區數	面積
砂金	自計	一	五	三	四、八五、九〇	二	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
水		三	八八、五三	一	四〇、四〇、三六	一	三〇、三九、八〇	一	一〇〇、一〇〇、九〇
金		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
鐵		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
鍍金		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
鍍鐵		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
鐵		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
金屬		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
白炭		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
砂		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
金屬		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
砂		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
亞石		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
金砂		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
砂		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
金		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
白		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
自		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五
計		一	一六、一六、一五	一	三〇、三〇、二六	一	一六、一六、一五	一	一七〇、一六、一五

二七八

鎌 業

大平炭鍛	坂名好郡恵須町大字白	石炭	一三〇、七五	一七、三三	三二、二五	株式会社
樺保炭鍛	元治郡元治村大字樺保	石炭	一七、二五	一九、〇〇	一九、六、五	入荷重
大内炭鍛	名好郡恵須町大字惠	石炭	一四二、三五	一四、九五	一四、六、五	入荷重
須取炭鍛	須取町大字惠	石炭	一四、三、二〇	一四、三、二〇	一四、三、二〇	今野要太郎

一八〇

第二節 鑛 物

本島に於ける鉱物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の鉱物にありては砂金、含銅硫化鐵鍛及辰砂鍛等存在するも未だ重要な鉱床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩、片岩類等の成層岩多く海岸に露出するを以て切削運搬に便なり。石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せられ、其の花崗岩に接觸するものは往々精品質(大理石)と爲り、之に接して含銅硫化鐵鍛を伴ふ所あり。

第一款 石 炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田及猿津炭田にして、中生界白堊系の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該中生層に接する第三紀層の下部に發達し、含炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。其の海岸に近き所に於ては一般に炭層の傾斜頗る急峻にして、或は直立に近く甚しきは反轉せるものありて地層の混亂せる状態を現出するも、之を過ぐれば内地に入るに従ひ漸次緩慢なる傾斜を示し整然たる層位を爲す。含炭層は普通二十尺内外の厚さをなして多きは十數層の炭層を夾有し、是等炭層は概ね南北に延びて二十里乃至三十里に亘る。炭層は其の厚さ三尺乃至五六尺のもの多く、屢次十數尺に達する良層存在す。

尙南部炭田に於て吐鰐保より南名好に至る海岸及知床半島の一部第三紀地層には別種に屬する厚層の上部含炭層を存し、其の他東西海岸に於て數箇所に獨立したる小炭田存在す。

埋藏炭量 左の本島主要炭田の廣袤及推定埋藏炭量を示す。炭量の計算は從來の探鑿程度に於ては其の概

念を得るに過ぎず。本表に示せる水準下炭量の如きも直立五百尺迄を概算するに留め、尙厚さ二尺五寸以下

鎌 業

の薄層及夾み多く惡質の炭層は之を除く。

鐵業

一八二

名稱	位置	面積	水準推定		埋藏量
			上水準	下水準	
城區鎮封					
北部炭田敷香	國内川西方敷香川畔より	一、九千坪	三、五、四	八、四〇	八、九〇千噸
中部炭田川上内瀬	川上川流域	一、三〇	三、五、七	三、五〇	三、五〇千噸
泊居	内瀬川流域	六、九〇	六、九〇	三、一〇	三、一〇千噸
雨龍	泊居川流域	八、要〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇千噸
南名好	雨龍、泊尾	一〇、八〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇千噸
吐鰐保	南名好、十和田	一六、九〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇千噸
自吐鰐保川至木岱川	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇千噸
自猿津川至北名好川	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇千噸
知床半島、皆別川流域	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇千噸
南部炭田					
南名好	自吐鰐保川至木岱川	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇千噸
皆別炭田	知床半島、皆別川流域	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇千噸
总计					
		三六、七八	三六、七八	三六、七八	三六、七八千噸

登帆炭田	東海岸登帆附近	英		六、七四	七、五二
		三、一〇	二、一〇		
惠須取炭田	惠須取川流域	二、一〇	一、一〇	一〇、六六	一一、一〇
名寄炭田	名寄川流域	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
計		三三、八〇	三三、八〇	三九、三〇	三九、三〇

備考 本表の推定埋藏炭量は未調査の箇所を除きたるのみならず、前記の如く地表に近き炭層のみ

を計上したるを以て精密なる調査を行へば相當増加の見込みなり。

劣質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別することを得。

第一種 一、粘結性強く 二、發熱強大なるもの。

第二種 一、粘結性微弱又は不粘結性にして 二、揮發分多きもの。

第三種 一、不粘結性にして 二、發熱量少く 三、水分灰分多きもの。

第一種は猿津炭田及幌岸地方のものに屬す。

鐵業

一八三

金
卷

第二種は北部、中部及南部に於ける封領區域の殆ど全部竝に惠須坂地方のもの之に屬す。

の總て之に屬す。
前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

方別水分子

津炭用
四、九

卷之三

封鎖區域南部炭田吐鐵保	一四、七〇 五、一五〇 三九、八〇〇 四〇、七〇〇 一九六〇	一不粘精性
同		

鐵
業

第二款 石 油

明治四十年礦床調査に際し初めて本島の南部西海岸地方に石油を含有する地層の發見を認め、其の後本斗附近及野田以北亞牛地内に於て諸所に確實なる含油層の布延を發見し、爾來地質構造の關係も亦漸く明瞭ならむとするに至れり。

該含油層は本島第三紀層の上部岩層に廣く介在するものゝ如し。西海岸の吐龍保及野田附近に於ては其の地方に存在せる上部含炭層に接近し常に之が上位をなし若くは下位をなす。

されば含油層は石炭層と共に斷續し南は十和田、呂馬内附近に起り、海岸に沿ふて北走し南名好、吐龍保を過ぎ遠く本斗に到りて海底に入る。此の間延長約十五里に達し、地層は一大背斜層をなす。其の東西兩側の岩層は一般に急斜し且つ浸食によつて背斜の起隆部を削り去られ、含油層も亦空鞍狀をなせり。石油を含有する油砂は柔軟なる青色砂岩若は黃色を帶べる白色凝灰質砂岩にして、數條の薄層をなし厚さ凡そ二百尺位より三四百尺に達する砂岩及頁岩の累層中に介在するを普通とす。然れども野田附近のものは厚さ六十尺

を有し粗粒なる凝灰岩層をなし含油砂や多量なり。此の部分に於て地層は浅き向斜層をなし附隨に安山岩層及玄武岩層の露出するもの多し。

其他西海岸には久春内附近の海底より原油の浮揚ありと云ふ。是等に由つて觀れば石油層は本斗、野田の一部に留まらず西海岸に接し遠く延亘するを想像せらるゝも、一般に地層構造は油田として有利ならず。若し夫れ本斗以南延長十五里に達する背斜層の地下深く更に下部含油層を發見することを得んか該油田の真値は今俄かに斷定すべからざるものあり。

第三節 鎌業

現今樺太に於ける唯一の鎌業は石炭にして、年々產額増加の傾向にあるも、其の他は悉く之を海外に仰ぎ未だ鎌業開始の機運に到らず。最近に於ける石炭の產額及販路を示せば左の如し。

鎌業

卷之三

卷之三

正義用は難文に於ける段々

二千尺にして其の間主要なる炭層十五を算し之等の内現今開坑せるものは一、二、四、七、八、九番層十番層、

十四番層にして、層厚は一尺五寸より七尺に及ぶ。炭層は西に傾斜し鐵區南部に於て四十五度、北部は三十五度乃至三十五度の斜角をなせり。地勢南に高く北に低下し、炭層露頭の最高所は海拔約千二百尺にして、堅入坑道地盤以上三百八十尺に達す。走向は略南北にして鐵區の延長八千間に達し、其の間著しき断層等の變動なく連続として炭層を露出せり。

採掘する姑息なる方法にして、之が運炭鐵道は樺太圓鐵道本線小沼驛より分岐する川上線を通じ、大正十年以來の擴張工事今や完成して島内鐵道の延長、港灣の改善に従ひ逐次年額十五萬噸より將來三十萬噸を出炭せむとす。

續
卷

空氣壓炭機を應用し、通風には扇風機を使用せり。選炭場は一日の扱量五百噸にして、振動スクリーンを以て鑑別し、塊炭は手選帶の上に於て選別し、コムベアードにより貯炭庫に送らる。中小塊及粉炭はコムベアード及エレガニターにより貯炭庫の上段に至リ、ブッシュ・コムベアードにより庫内の隨所に送り貯炭し、將來中塊を選別すべく水選機設置の豫定なり。建家は鐵筋混澆土造にして、貯炭庫の漏斗口より直接鐵道貨車積込をなす。原動發電所の出力は現今六百キロワット、アムベアードなり。

泊居炭鍛　泊居炭田も亦中部炭田に屬し内濃炭田の北端に接す。炭層は泊居川中流の東岸に沿ひ一の背斜層をなして北々西に走り概ね急傾なる傾斜をなし、其の緩なる所は四十五度内外なりと雖も往々七、八十一度の急斜をなし甚しきは直立に近きものあり。含炭層は其の厚さ明瞭ならざるもの凡そ千尺内外なるが如く、其間數枚の炭層を互層するも現今探査せるは二尺層の一トス。

此の地方に於て地層は著き變動をなし、炭層は屢次斷層によつて混亂せるを以て著しく探査作業を困難ならしむ。本炭鍛は明治四十二年樺太廳に於て探査の試験を開始せしものなるが、現今請負の方法により樺太工業株式會社に於て探査中に於て、石炭は延長八哩の輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

大榮炭鍛　本炭鍛は泊居炭鍛の北に接し、名寄川主流に位し、炭層は四尺層の一にして傾斜頗る緩なり。現今横坑により探査し、炭質は泊居炭鍛と大差なく、探査の石炭は延長二哩半の架空索道に及び輕便鐵道によりて泊居に搬出せり。

知取炭鍛　本炭鍛は知取川北方に位し、現今稼行せる炭層は三層ありて其の厚さ四尺乃至六尺に及び南北に走り、傾斜は七十度内外なり。横坑竪斜坑により探査し地元製紙工場に搬出せり。工作用としては斜坑捲揚機、排水ポンプ、扇風機等を使用せり。

大平炭鍛　本炭鍛は恵須取川中流大平澤に位し、含炭層は概して南北に走り、十度乃至二十度の緩傾斜を以て西方に沈下す。炭層の厚さ二十尺乃至二十五尺に對するものを露天竪斜坑に依りて探査し恵須取製造工場に搬出せり。

其の他　東海岸東白浦及樺保に於ては上部含炭層(第三種炭)に屬する炭田存在し、横坑によりて水準以上の採炭をなせり。又最近西海岸天内及東海岸東白浦の干歲に於ては採炭に着手すべく準備中なり。

鎌 葉

第二款 鎌葉の将来

一九二

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鎌物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て観察するに之が需要供給の現状左の如し。

年 次	產 出 炭	移 入 炭	輸 入 炭	計
大正七年	100,000 三五、四千	四、〇二	—	106,000
大正八年	100,000 三五、四千	四、一六	—	104,160
大正九年	100,000 三五、四千	四、二二	—	104,220
大正十年	100,000 三五、四千	四、二八	—	104,280
大正十一年	100,000 三五、四千	四、三四	—	104,340
大正十二年	100,000 三五、四千	四、四〇	—	104,400

大正十三年	一九、三五	三、八〇	—	—
大正十四年	一九、六五	三、九四	—	—
昭和元年	一五、八九	三、三九	—	—
昭和二年	一五、〇四	三、七一	—	—

現今本局諸港に寄港する船舶は總て島外の石炭を燃料に供し、家庭用の燃料は未だ薪炭を使用せるもの多くも尙消費量は逐年増加の趨勢にあり、然るに内部に開拓をまつ豊富なる炭田を有する本局に於て未だ島内に於ける需要をも充し得ず。内地に比し二、三割高の移入炭を消費し、其の年額百萬圓を突破するの状態にして、電力の如きも一キロソット貰拾五錢乃至五拾錢の高價を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本局に於て此の値推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も期し得ざるべく、炭田の探査は本島開發上緊急事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の探査に關し一二重要な事項を錄し以て参考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上祐之助氏の調査に依れば實測炭量九億三千萬

鎌 葉

一九三

鎌 業

一九四

順推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較し樺太の推定炭量五億二千六百萬噸は敢て大なりと云ふを得ざるが如きも、内地炭は多年採掘の結果前途益々採掘難を感じるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は身頃炭田に屬し、深め小炭坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に採掘に容易なる安全炭を示せるものなり。

炭質 炭田の大部分に於ける炭質は瀬青炭に屬し、燃焼容易にして火格子上の採集簡便なるを以て燃料用に適し需用最も多し。

北樺太及北名好地方の炭層は一般に粘結性強く半ば無煙に近き種類に屬する優秀品なるも、瀬青炭を慣用せる本邦に於ては此の種石炭の用途は自ら制限せられ燃料炭として之を貰用せず。之と同質の支那開平炭が本邦に於て約二割安の炭價を以て尚且つ僅かに年五十萬噸の販路を有するに過ぎざるを觀るも兩種石炭の市場的勢力を略ほ推知し得べし。

採炭の便否 本島石炭の採掘に關し特に不便を感じるものは冬季氣候の寒冷にして積雪多量なると、多數の労働者を招致すること比較的困難なる二點に在り。

然れども地中温度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、従つて採炭の如き地下採集は格段の困難を感じず、唯考慮すべきは坑外採集に關し適當なる防寒及防雪の設備をする點なり。然るに本島未開炭田の重要なものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の採炭を行ふに適するを以て、大数生産の方法によりて採炭費を節減し得べく、然採用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭鉄には樺太鹿島道の川上線通ずるを以て之を利用し、泊居炭錆に於ては樺太工業株式會社の私設にかかる採炭所貯炭所間のケーブルカー及貯炭所海岸間鐵道の設備あり。然れども其の他に至りては交通機關未だ全からず頗る不便なる狀態にあり。

鍛 業

一九五

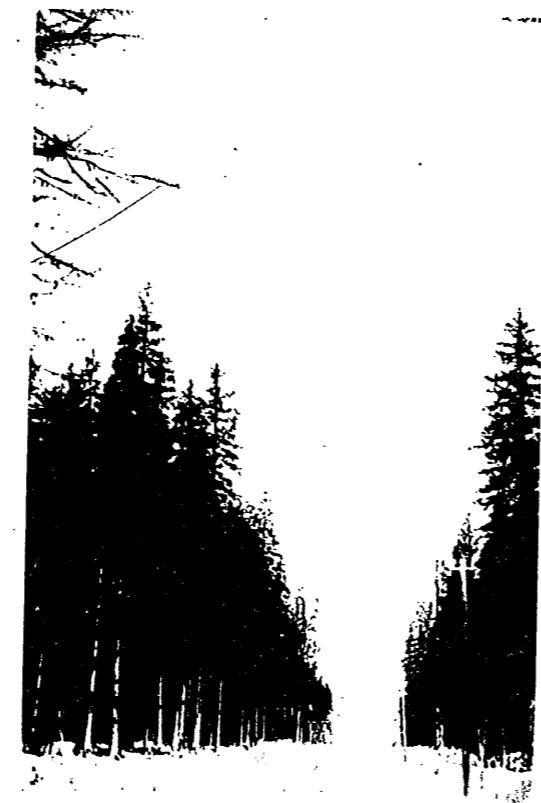
第十章 林業

第一節 總說

本島林業の沿革に就ては文献の徵すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を禁め林間薬品の採取を獎勵したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。

本島の森林は純て天然林にして樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價値ある材木はエゾマツ、トバマツ、ダイマツ、イチキ、シラカバ、ドロセナギ、ハジノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の闊葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生歩合を増加し遂に白



(近附香敷) 林文混然天松葉落、松夷根、松根

梯の純林となり、尚クイマツは主に底地溝地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトマツ及エゾマツにして其の約八割を占む。

國有林面積及蓄積の調査は終了せしも、目下整理中に付、之が的確なるを得るままで暫らく推定数字を掲記せんに邦領梯太の面積三百三十二萬八千餘町歩（陸軍測量部測量圖より算出せるものにして從來公稱せらるる三百六十三萬町歩は海軍水路部測量圖により算出せるもの）中敷者支廳管内に於けるツンドラ地帶約二十四萬千町歩、河川敷地、ハイマツ地帶岩石地、湖沼地等の除地十八萬六千町歩、原野燒跡伐採跡地蟲害地未立木地散生地等五十一萬七千町歩、植民地及殖民擴定地四十三萬町歩、大學演習林八萬千町歩等を除く時は立木地面積約百八十七萬七千町歩にして針葉樹二千餘萬石、闊葉樹八千餘萬石有なり。

第二節 森林の利用

一領有當初諸般の施設未だ整はざる時代に於ては一時的利用の外森林を利用せんとするもの殆んどなかりしが、明治四十二年に電柱材、翌明治四十三年には枕木用材として移出せられてより之が利用逐年増加し、明

治三十八年度に於ける村木賣拂額千貳百九圓に對し、大正十三年度に於ては實に壹千六拾七萬五千圓（官行研伐村賣拂額を含む）を突破するに至れり。

村木は本島の主産物として之が利用如何は本島の産業に影響する所大なるを以て、幾多調査研究の結果製紙原料たるバルブ製造に適切なるを認め、且つ國産の自給自足を圖る見地より紙料として利用するを得策なりとし、開來斯業を獎勵の結果大正二年始めて大泊及泊居に之が工場を建設翌大正三年より操業を開始せり。是れ本島に於けるバルブ工業の嚆矢とす。爾來漸次隆盛に赴き現在之が工場、バルブの製產年額十二萬餘噸にして我國需要量の過半を占め、之に要する春材年額三百餘萬石に達す。

以上の外尙電柱、枕木、建設用材、薪炭用材其の他需要多く毎年其の範圍を擴張しつゝあり。
苗圃事業：明治四十五年初めて豊原に苗圃を設け、僅かに播種及自然生苗木の移植養成等を試験的に行ひ來りしが、大正九年に至り清水外四箇所に、翌十年には留多加外一箇所に苗圃を新設し専ら種苗を養成しつつあり。大正十年以降の主なる事業を舉ぐれば、

大正十一年度トゞマツ、エゾマツ及信州産松に島產落葉松各二石宛を播種し、尙同年秋季にトゞマツ及エゾ

マツの自然生苗木十餘萬本を採取し、之を豊原及清水の苗圃に移植せり。

大正十一年度にはトゞマツ、エゾマツ、カラマツ等の種子不作にして採取し能はざりし爲め、信州產落葉松種子一石九斗餘を各苗圃に分播したる外、トゞマツ、エゾマツの自然生苗木五十五萬本を採取し之を川上外三箇所に移植せり。

大正十二年度には豊原苗圃に於てトゞマツ及エゾマツ九斗七升二合、カラマツ三斗、獨逸トウヒ三斗及他の諸樹種六斗を、其の他の苗圃に於てはトゞマツ、エゾマツ各二斗、カラマツ一斗、獨逸トウヒ一斗の割に播種し、尙養成苗木の床替並に据置苗の手入等を行へり。

大正十三年度には豊原苗圃に獨逸トウヒ二斗、エゾマツ一斗、其の他の雜種四斗三升を、貝塚及留多加を除く各苗圃には獨逸トウヒ二斗、エゾマツ一斗及カラマツ一斗宛を播種し、尙養成苗木の床替並に据置苗の手入等を行ひ、秋季に於て養成済林地植栽に適當し得べきものカラマツ外二種ニセキ、七〇五木を得たり。

大正十四年度には豊原、川上、富内岸、吐鹿保、泊居、賣澤の六苗圃に對しカラマツ、トゞマツ、エゾマツ、ナ、カマド等二石一斗九升を播種し、尙豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ、獨逸トウヒ、トゞマツ、

林 菜

二〇〇

エゾマツ等、二、〇三六、一七九本に對し二回乃至三回の床替を行ひたる外、カラマツ外九樹種四、三四、九九八本の据置苗に對し培養を行ひ、大正十四年秋季に於ける現在苗木數は播種三、六九二、六一八本、床替一、九一七、〇三三本、据置三、七二三、三五四本、合計九、三三三、〇〇五本を得、内養成済苗木にして林地植栽に充當せるものカラマツ外二種二七五・七〇五本、翌年度春期に於て養成済山行に適するものカラマツ外三種數量六九二・〇二一を算す。

昭和元年度貢稼苗圃は地味春期にして養苗成績不良なるを以て之を廢し新に大泊に固定苗圃を開けたる外古牧真岡澤の二箇所に臨時苗圃を設置し主として天然苗の移植養成に充つ。本年度の養苗は豊原、富内岸、泊居、寶澤、吐錦保、大泊の六苗圃に對しカラマツ外二樹種數量二七〇、〇〇〇本の天然苗の移植床替及墨原に於てボブラ二四〇本の移植を行ひ秋季に於ける現在數播種に於て七、九八六、三〇五、本床替に於て二、三一三、二一八本、据置に於て三、一一四、五四八本、山苗養成に於て一九九、四五〇本、細根に於て一九〇本、合計二三・六一三、七一一本にして内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外三樹種數量一、六四一、三五〇本を算す。

昭和二年度留多加苗圃は區域狭少擴張の餘地なく且つ民地借上げの關係上養苗上の支障多きを以て之を廢止す。

本年度の養苗は豊原、川上、富内岸、清水、吐錦保、寶澤、泊居、大泊の八苗圃に對しカラマツ外四樹種數量二一石三斗を播種し豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ外四樹種數量二、八三〇、二一七本に對し二回乃至三回の床替を施行したる外豊原外八苗圃養成据置に係るカラマツ外六樹種數量八、一〇九、五一四本の据置苗に對し培養を行ひ秋季に於ける現在苗木數播種に於て三、七九三、一九一本、床替に於て二、一九九、二五九本、据置に於て三、七九三、七一二本合計三七、七八六、一六二本にして内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外六樹種數量二、四三〇、七八四本の豫定にして逐年養苗成績の向上は成苗數を増加すべく着々其實績を擧げつゝあり。昭和二年度末現在の苗圃を擧ぐれば左の如し。

名 称	位 置	面 積	開 設 年 月
豊 原	豊原郡豊原町字旭ヶ丘	六、〇〇、〇〇	明治四年五月
清 水	鹿児島郡清水村大字清水東一	五、〇〇、〇〇	大正九年五月

林

菜

二〇一

林業

二〇二

本斗郡本斗町字吐幌保澤	六、〇、〇	大正九年五月
眞岡郡蘭泊村字富内岸澤	四六、〇	同 上
泊居郡泊居町字元澤	四七、〇	同 上
久春内郡久春内村字寶澤	五、〇、八	同 上
豊原郡川上村字川上	五六、〇	同 上
大泊郡大泊町大字大泊字南濱町	五、三、九	同 上
同 郡同 町大字古牧	〇五、〇	同 上
眞岡郡眞岡町字眞岡	五、三、三	大正十五年五月
計	〇五、〇	同 上

造林事業

大正九年六月初めて落合附近山火跡地にトマツ、エゾマツ、カラマツ及自権の播種造林を試

驗的に行ひ、其の後引續き實行の結果發芽良好にして植樹造林に比し労費を要すること多く、本局の如き大面積の造林地を有し且つ努力の潤澤ならざる地方に於ては本造林を最も適當と認めたり。依つて播種造林を主として植樹造林を副とするの方針を樹て、大正十二年より毎年約五千町歩兎の播種造林を實施し來りしが大正十五年度よりは一萬町歩兎の播種造林を行ひ、側ら苗圃養成の成苗を以て植樹造林を行ふことせり。

今大正九年以降昭和二年に至る造林面積を舉ぐれば播種造林三八・五九五町歩九三、植樹造林一〇一町歩

四七、本數三・三五四・〇〇二本なり。

第三節 森林保護

森林危害の最も著大なるものは火災にして、五、六月の候融雪後氣温低かに上昇し地物の乾燥せるに際し煙草吸殻、開耕地の入火、焚火不始末、汽車煤煙に混じて飛散する餘燐等、火災の原因となり、年々廣大なる被害地を生ずるは官民共に深憂する所以なり。其の被害は獨り林木を焼失するにのみならず朽土層を焼損する結果乾涸疊疊となり、肥料分は失はれて、後續稚樹を滅却する主因となれり。本島の森林は火に弱く而か

林業

二〇三

も燃燒性に富む林木より成るを以て山火の危險極めて多く、防火線開設、法令に基く取締、火防組合の設置等種々計畫して之が禁退に努め居れり。山火の原因は煙草吸殻、焚火不始末、汽車煤煙、開鑿火入等最も多し。本島は邦創復歸前既に燒損せられたるもの實に十六萬町歩と稱せられ、其の大なるものは眞鶴久春内間及榮濱附近一帶にして其の状況慘然たるものあり。過去十箇年の山火統計を見るに一年を通じ最も多きは五月にして、六月及八月之に次ぎ九月は第四位にあり、尙五月の發生數は六、七、八の三箇月間の發生數と略其の割合を同ふす。山火の大部分は以上五箇月間に於て殊に五、六月は最も注意を要する季節なり。

既往七箇年間（自大正九年度至昭和元年度）の火災總件數は二一七件、被害面積一七七、八二七町にして、其損害額九拾餘萬圓の見込みなり。以上の如く連年山火の被害著大にして本島の森林政策竝に財政上忽諸に附すべからざる大問題なるを以て、從來消極的に愛林思想を鼓吹すると共に火防獎勵会を下附して一般島民の自警を促し、積極的には防火線の開設、法令に依る取締等を勵行して之が防退に努め居れり。

••• 防火線 防火線は大正十年以降毎年之を開設し昭和二年末の延長人工造林附帶線一九九、一二四間天然更新地設定線一二五、〇六六間に達せるが、將來是等防火線を據點として防火樹帶を造成し有効の效を收めんとするものなり。

第四節 森林調査

本島の邦領に歸するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區割し明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本的調査を爲すことをせり。即ち全島三百三十餘萬町歩より開拓區定地四十三萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經營其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項申先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地點より調査に着手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調查、更新方法、研伐豫定案

二〇六 林 樂

説明書調査の六項と定め、其の内林別区分は左記に據りて調査することとなれり。

第一、經濟林（第一種林、第二種林）

第二、保安林

第三、將來植樹用地となるべき見込の森林

第四、除地

而して之等の區分をなすに就ては次の標準による。

一、第一種林は森林を法正なる狀態に導き、其の施業を永遠に保續し得べき區域

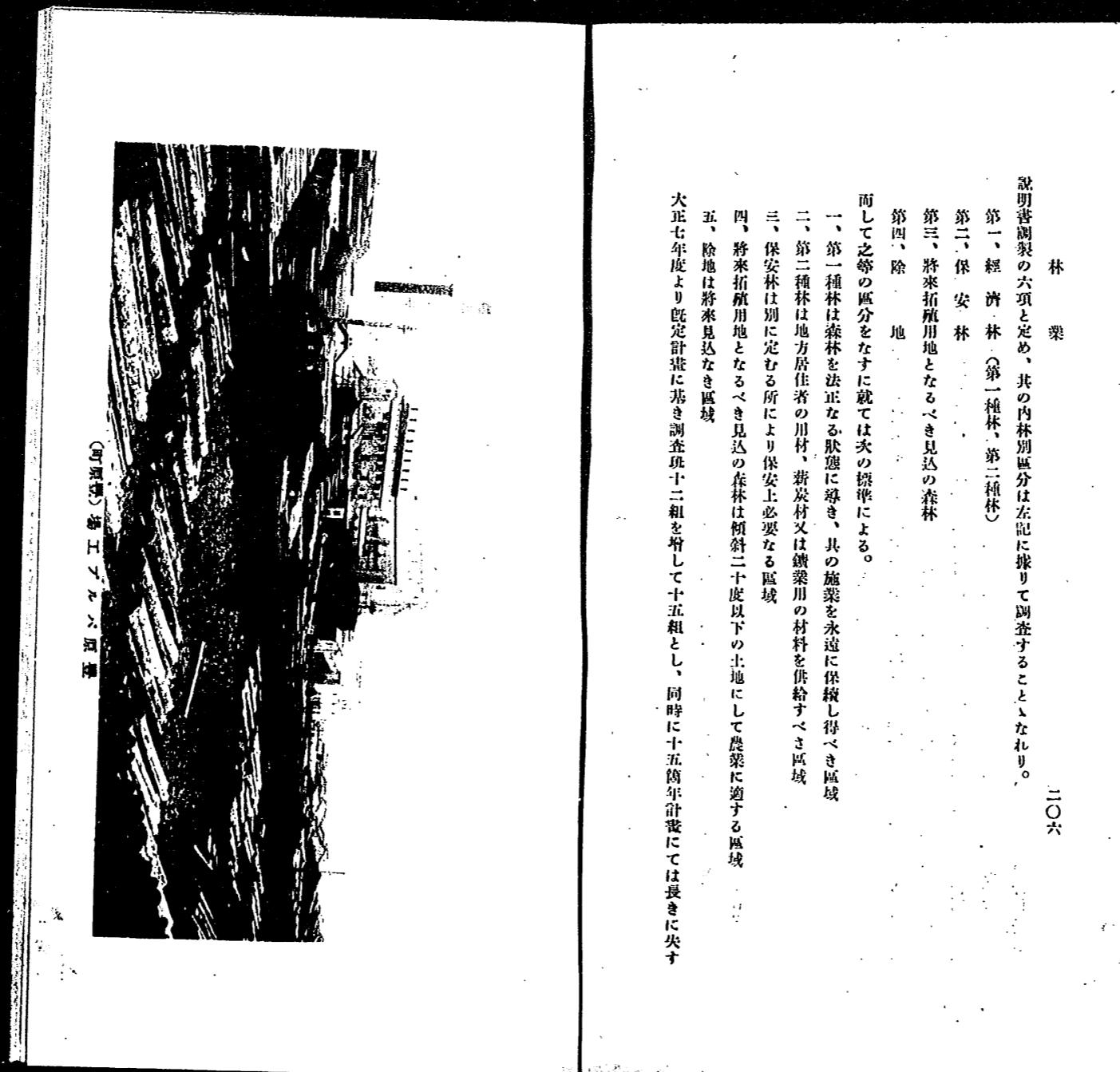
二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は鐵樂用の材料を供給すべき區域

三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域

四、將來植樹用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域

五、除地は將來見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失す



る憾あるを以て之を十箇年に短縮したるが、大正十四年度を以て一先づ完了せり。

第五節 林業試験

本島開拓の途を講ずるに當り無盡の森林を如何に利用すべきかは重大なる問題として夙に苦心せる所にして、先づ本島木材の工藝的性質を研究して其の用途を開かんとし、明治四十三年六月島内に臨時工業調査所を置き、更に同所所属大泊工場を設置して化學工藝に関する試験及調査を行へり。其の主なるものは松脂ヨリテレビン油製造試験、椿油製造、木材乾留、割箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験、紙料工場廢液調査及乾留資材の調査等を行ひ斯業に寄與せる所妙からず、今日バルブ工業の盛大なるは實に其の賜と謂ふべし。

本島は北方に僻在し本土と其の氣候風土を異にするを以て林木の種類及林況等同じからず。従つて森林更新の方法、主副産物の利用、造林樹種の選定等に關しては慎重に研究するの要あり、依つて先づ豊原の近郊大澤に面積二千二十七町歩をトして試験林を設定し、大正元年以降毎年各種の試験を行へり。其の科目を舉

されば左の如し。

一、伐代更新法に基く後伐

二、帶狀皆伐側方天然下種

三、伐代更新法に於ける下種伐

四、白樺上方天然下種

五、採伐更新法

六、皆伐更新法

七、帶狀皆伐更新法

八、木本試驗

九、木本試驗

十、雪中伐採による根部試驗

十一、薪材層積と實積の比較

十二、其の他

十三、薪材層積と實積の比較

十四、其の他

十五、薪材層積と實積の比較

十六、其の他

十七、薪材層積と實積の比較

十八、其の他

十九、薪材層積と實積の比較

二十、其の他

二十一、薪材層積と實積の比較

二十二、其の他

を以て、大正十年及十一年の兩年に亘り焚火誘殺法を施行し、其の防退に努むると共に、一面松毛蟲に對する基礎的研究調査を行ひ、十三年樺太松姑姫に關する調査書を公にせり。

保呂試驗林は面積五千六百町歩を占む。大正十四年施業案を樹立し大正十五年以來左記事項に關する試験を計畫し大澤試驗林と相俟て各種試験を行ふと共に早晩完備せる林業試驗場を設置し其の運用によつて本局林業の進展に貢献せん事を期待しつゝあり。

第六節 大學演習林

大正三年六月相川、小田安川流域二萬町歩を割て東京大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、

京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。今其面積材積を表記すれば次の如し。

演習林名	所 在 地	面 積	針 葉	闊 葉	潤 葉	樹 葉
東京大學演習林	榮濱郡榮濱村相川流域 小田安川流域の一部	二千五百三 二千五百九 一千三百九 一千三百九				

林業

	京都大學 古丹岸演習林	北海道大學演習林	九州大學演習林	計
敷香郡泊岸村古丹岸川	二、七三里	一、三里	二、五里	二、一〇
流域 敷香郡敷香村幌内川支	七、七九	四、四〇	九、五	八、九〇
流域 久春内郡三濱村珍内川	五、九〇	一、九八	一、〇〇	一、〇〇
敷香郡敷香村幌内川支	一、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
流域 敷香郡敷香村幌内川支	二、五里	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
合	三、六五里	三、六五里	三、六五里	三、六五里

第七節 官行研伐

第一款 概 説

第一項 事業の開始

大正九年より大正十二年に亘る松毛蟲蔓延の爲め森林面積約二十二萬町歩、材積約八千八百萬石の被害を

蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他方官營に依る蟲害木の研伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。
然るに樺太國有林施設案編成の基礎的調査たる大正五年以降十箇年に亘り施行せる第一期森林調查（蓄積總蓄積は約七億餘石を有するに過ぎず。依つて從來の方針即ち利用價值を有する林木（胸高直徑四寸以上）の皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は到底維持し得ざると共に、殘存木の枯死及成長旺盛期に在る材木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、之を擇伐方法に依る二十年回歸天然更新法に改めたり。
而して以上伐木方法の改訂に依る作業は從來の皆伐法に比し

一、損傷木及樹木を多く生ず

二、殘存木の風害を蒙り易し

三、伐木に多額の經費を要す

四、伐採跡地の技術及枯損木等の不整理は森林火災發生を助長す

林業

以上の如き危険あるも

一、森林の保護上最も重要な天然更新の安全を圖り得

二、森林火災の防止

三、盜伐誤伐等の撲滅除去

四、林木の集約的利用

五、調査監督費の節減

六、生産費の減少

七、林間移民の定着

八、從來の官行研伐に依り得たる技術者の経験を利用し得等、幾多の利益あり、然れども之を民營としては到底森林保護の不可能なる事情あるに鑑み、更に昭和二年

度より改訂方針に基き恒久的官行研伐事業を実施することとなりたり。

第二項 事業の計画

昭和三年度事業計画を示せば左の如し。

一、官行研伐收入 三、一三七〇〇〇圓

二、官行研伐費 二、三〇六、一七四割

三、事業 葉木、三〇〇〇〇〇石、植樹一、二五八、〇〇〇石、販賣一、二五八、〇〇〇石。

第三項 事業の組織

昭和二年五月二十五日勅令第一三三號を以て從來の臨時森林作業所官制中「臨時」の二字を削除し定額の機関に改めたり。

所長は技師を以て充て技師、屬、技手及屬員等を配し、事業現場には事業所を置き現業に從事す。之を表

區	別	技師	屬	技手	屬員	薪人	計	事業所
内務	務	四	六	八	五	一	三十	八
外務(事業所)	事業所	二	三	五	四	一〇〇	一八	八
林業								二一三

林業

二一四

第三款 事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の範囲運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四公厘以上長さ二、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇公厘以上長さ四〇及四、二米に造材す。

昭和二年度に於ては昭和元年度繰越を加へて五九八、八五〇立方米(約一、六七七、〇〇〇石)を伐採の豫定なりしが、交通及労力需給の關係等により約五五〇、九五八立方米(約一、五四二、〇〇〇石)を實行せり。

木材運搬 夏山小川は修羅、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材卷立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸送運搬し卷立をなす。

トラクターはフォードソン六臺、L.H.W.二臺計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣傾等の事業所にて之を應用したるが、初経験のことより機械の故障多く爲めに豫期の成績を擧げ得ざりき。

搬出は市場關係其の他考慮して之を縮少し流送網場及海岸土場に卷立てたるものと合算するときは約七四、〇七七立方米(約二二、〇〇〇石)なり。

製品引渡 昭和二年度實行數量七四、〇七七立方米(二二、〇〇〇石)と臨時森林作業所時代に於て實行し継越せる數量一九九、八三六石八六合計四一一、八三六石八六全部を特賣處分せり。

尙参考の爲め自大正十一年度至昭和元年度松毛蟲害に基く研伐事業並製品賣拂の成績を左に掲ぐ。

第三款 事業の成績

事業 大正十一年度は當初計畫通り丸太三百萬石を造材し内五十萬石搬出の豫定なりしも、民間造材の勃興に伴ふ労力の不足故に勞銀賃費等の關係を考慮し伐木數量を減じて搬出數量を増加せり。大正十二年度は蟲害蔓延狀況當初の豫想に反し大豐終始の狀態に在りしも、恰も關東地方の震災あり、需要の激増に應ずべく増伐計畫を企てるも労力の拂底、勞銀及船運貨の暴騰等に累せられ成績豫期の如くならざりき。大正十三年度は増伐を豫定せるも、議令解散豫算不成立及政府の事業緊縮方針に餘儀なくせられ、二百三十萬石伐採二百五十萬石搬出の計畫に改めたるが比較的順調に進行せり。大正十五年度は百二十九萬石伐採、二百二十三萬石搬出の計畫なりしが事業上の都合に依り百十萬石伐採、二百十三萬石を搬出し殘部は翌年度に搬越したり。各年度の成績を表示すれば左の如し。

林業成績表

二一五

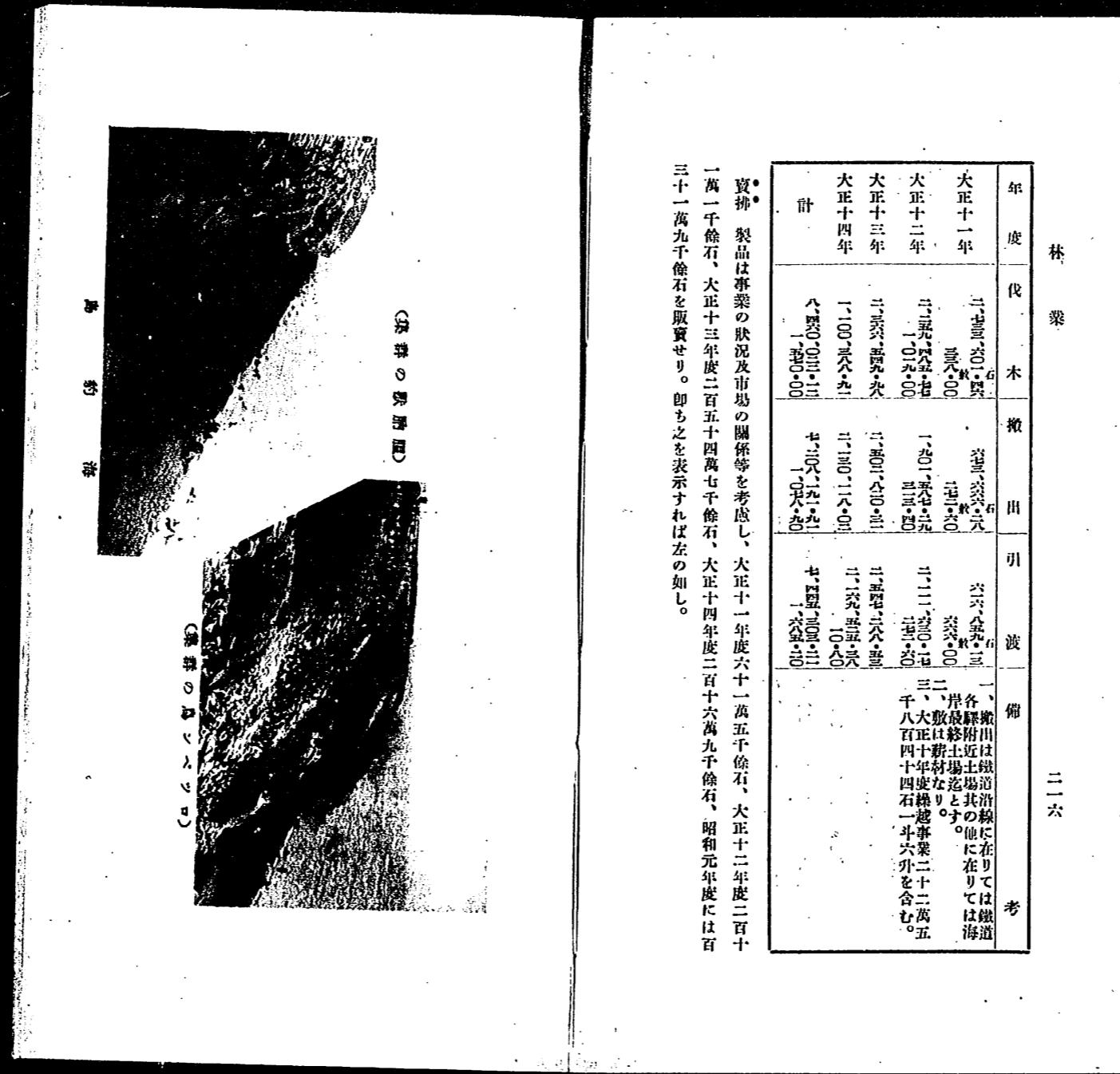
林業

二二六

考

年度	伐木	撤出	引渡	備
大正十一年	ニ、壹・壹・壹・石 壹・壹・壹・石 壹・壹・壹・石	壹・壹・壹・石 壹・壹・壹・石 壹・壹・壹・石	壹・壹・壹・石 壹・壹・壹・石 壹・壹・壹・石	一、各駅附近土場其の他に在りては鐵道
大正十二年	三、弔・六・五・七 一・〇・九・〇	一・〇・九・〇	一・〇・九・〇	二、岸最附近土場迄とす。
大正十三年	ニ、壹・五・九・六	ニ、壹・五・九・六	ニ、壹・五・九・六	三、大正十年度は耕種土場
大正十四年	一・一・〇・三・八・九 八・四・〇・〇・九・一・三	一・一・〇・三・八・九 七・四・〇・一・〇・八	一・一・〇・三・八・九 七・四・〇・一・〇・八	四、大正十四年度は耕種土場二十万五千八百四十石一斗六升を含む。
計				

* 賣拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、大正十一年度六十一萬五千餘石、大正十二年度二百十一萬一千餘石、大正十三年度二百五十四萬七千餘石、大正十四年度二百十六萬九千餘石、昭和元年度には三百十一萬九千餘石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し。



年 度	賣 拂 區 別		年 期	豫 約 公 募	特 賣	計
	金 材 額 積	金 材 額 積				
大正十一年			君、二四、九	三國、九四、金	六國、六四、金	計
大正十二年			一、四六、八〇、三	一、九七、四九、美	二、一、六〇、九	
大正十三年			一、四九、二五、九	一、九〇、六三、九	五、九九、八八、九	
大正十四年			一、四九、二六、九	一、九九、四二、九	六、九九、六九、六	
昭和元年			一、四九、二六、九	二、九九、五五、九	二、九九、五五、九	
計	二、九九、五五、九	二、九九、五五、九	三、一、九九、一、九	三、一、九九、一、九	三、一、九九、一、九	三、一、九九、一、九

第十一章 水産業

第一節 總 説

樺太に於ける鯨、鮪及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依り行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果樺太が韓領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鮪及鮭のみならず、其の他の魚族亦専からざれば水產は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鮪、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し、該漁業の健實なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は韓領時代に設けられたる漁區に基き之を定め邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鮪及鮭以外の漁業に付ては鯨、鮪、鮭の審査保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に從事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の収益亦鯨、鮪及鮭に比し専く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鮪、鮭の專用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に從事する傍ら鯨、鮪及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年專用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを舉ぐれば左の如し。

- 一、漁業法
 - 二、樺太に於ける漁業法施行規則
 - 三、樺太に於ける漁業登録令
 - 四、樺太に於ける漁業登録令施行規則
 - 五、樺太漁業取締規則
 - 六、鑑詰及塗脂製造業取締規則
 - 七、水產物検査規則
 - 八、漁業組合令
 - 九、漁業組合令施行規則
 - 十、水產組合規則等。
- 漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鯨、鮪及鮭の定置漁業、魚類介類藻類等の區割漁業及專用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要す。而して鯨、鮪及鮭の免許漁業は特定の事項（樺太に於ける漁業に該當する場合に非ざれば免許を與へず。其の漁具は輪に付ては建網、鯨、鮭に付ては建網又は張網に限られ、又專用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鮪、鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。）

水産業

二二〇

許可漁業の種類は十三種ありて支廳長の許可を受くことを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に亘るときは樺太廳長官の許可を受くことを要す。而して鯨及鰐の漁利は漁村維持の爲め特に必要なるものに付許可漁業中鯨刺網、鯨流網、鯨配網、漁業の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要ざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人と雖も之を爲すことを得。

第二節 漁業並に水産製造

樺太に生産する水産物の主なるものは鯨、鮭、鱈、鰐、鰹、鮎、海鼠、帆立貝、北寄貝、鰓、腹臍獸及昆布にして腹臍獸及昆布を除きては鯨、鮭及鮎定置漁業者並に三千六百戸の定住漁業者に依り採捕處理せらる。定置

漁業者の使用する漁船凡そ千六百隻内外にして、定住漁業者に依り使用せらる。漁船凡一萬餘隻に達す。

以下主要水産物に付其の漁業並に製造の概況を記述すべし。

鯨・鯨漁業は其の產額漁業中の首位を占め年額五、六百萬圓を普通とせしも大正十四年より一千萬圓を突破するに至れり。東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除くの外至る處之が漁獲を見ると雖も、就中近時漁獲最も多き地方は東海岸前記以外の沿岸及亞庭灣内一帶にして、之に次ぐは西海岸に於ける泊居、本斗間とす。

鯨漁業は領有以來二十有餘年に過ぎざるも此の間各地方の漁況には著しき變遷を見たり。即ち領有當初より大正二年に至る頃迄は野田より北部の西海岸各漁場は最も優秀なる漁場と稱せられ、全島鯨漁獲高の過半數は此地方に於て生産せしも、爾來年と共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔の觀なし。之に反し眞岡本斗附近及亞庭灣に於ける大泊長濱附近並に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方と全然反對の結果を現出し、殊に大正十年以來東海岸は異常の豊漁を見るに至れり。

水産業

二二一

水産業

二二二

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は笠領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し別網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業権に付一建網の制に改め、鰯・鮭と鱈とは別個の漁業権とし、鱈漁業に對しては別網に代ふるに待網を以てせり。大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業権三百六十四漁場に對し現在鱈建網四百六十二、鮭及鮭飄網又は建網二百七十四に及ベリ。尙大正五年より専用漁業場を設け現在其の數六十七に達セリ。

鱈は其の大部分は漁業者に依り掛網に製造せらるゝと雖も、近時身欠鱈乾に鱈の製產次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鱈漁獲高(生鮭ノ重並ニシテ、百石ヲ二萬貫)

年度	支廳 數	香 元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	真	磯	泊	居	計
大正十四年	四、六五、〇〇	四、六六、八〇	五、六〇、八〇	五、六〇、八〇	五、六〇、八〇	二、九〇、〇〇	一、〇六、〇〇	一、〇九、八〇						
昭和二年	五、三九、六〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	一、〇九、八〇								

昭和元年	六、二九、七〇	四、六六、八〇	五、六〇、八〇	五、六〇、八〇	五、六〇、八〇	二、九〇、〇〇	一、〇六、〇〇	一、〇九、八〇						
昭和二年	五、三九、六〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	一、〇九、八〇								
昭和三年	六、三九、六〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	七、三三、一〇	一、〇九、八〇								
昭和四年	九、三九、六〇	九、三九、六〇	九、三九、六〇	九、三九、六〇	九、三九、六〇	三、〇三、一〇	一、〇九、八〇							
昭和五年	九、三九、六〇	九、三九、六〇	九、三九、六〇	九、三九、六〇	九、三九、六〇	三、〇三、一〇	一、〇九、八〇							

* 鮭漁業は鱈漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を中心とし、就中幌内川を中心とする多来加新間間及内浦川を中心とする元泊當内間を放とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬及鈴谷川、留多加川を中心とする一帶は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近及來知志川口附近を除きては鱈漁場として價值あるものなし。

本漁業に使用する漁具は從來建網に限られたるが大正九年より飄網をも使用し得ることとなれり。

漁況は年に依り豊凶著しく雖も大凡て五年を以て周期となすものゝ如し。

鱈は冷蔵船に依り内地及島内各地へ生賣せらるゝもの及凍結原料に供するもの次第に增加せるも尙其の大半は廻藏せらる。

水產業

漁獲高(生鮮重担ニシテ、毎百六十四
キトシテ計算シタルモノ)

鮭は鱈と同様に一部冷蔵に依り生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鮭に製せられ、近時鮭は内瀬川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。

卷之三

製品の製造を企圖するものあるし尙其の産額多からず。

支那文獻
元治豐原大

大正十年	一九、表里	一、七八
昭和元年	二九、表里	一〇、一〇
昭和二年	三九、表里	一〇、一二
	二九、臺	一〇、一二
	四、二九	一〇、一二
	三九、臺	一〇、一二
	一九、七三	一〇、一二
	一九、八九	一〇、一二
	一九、七九	一〇、一二
	一九、九九	一〇、一二

十萬尾に達す。十月より翌年一月に

三五

水產業

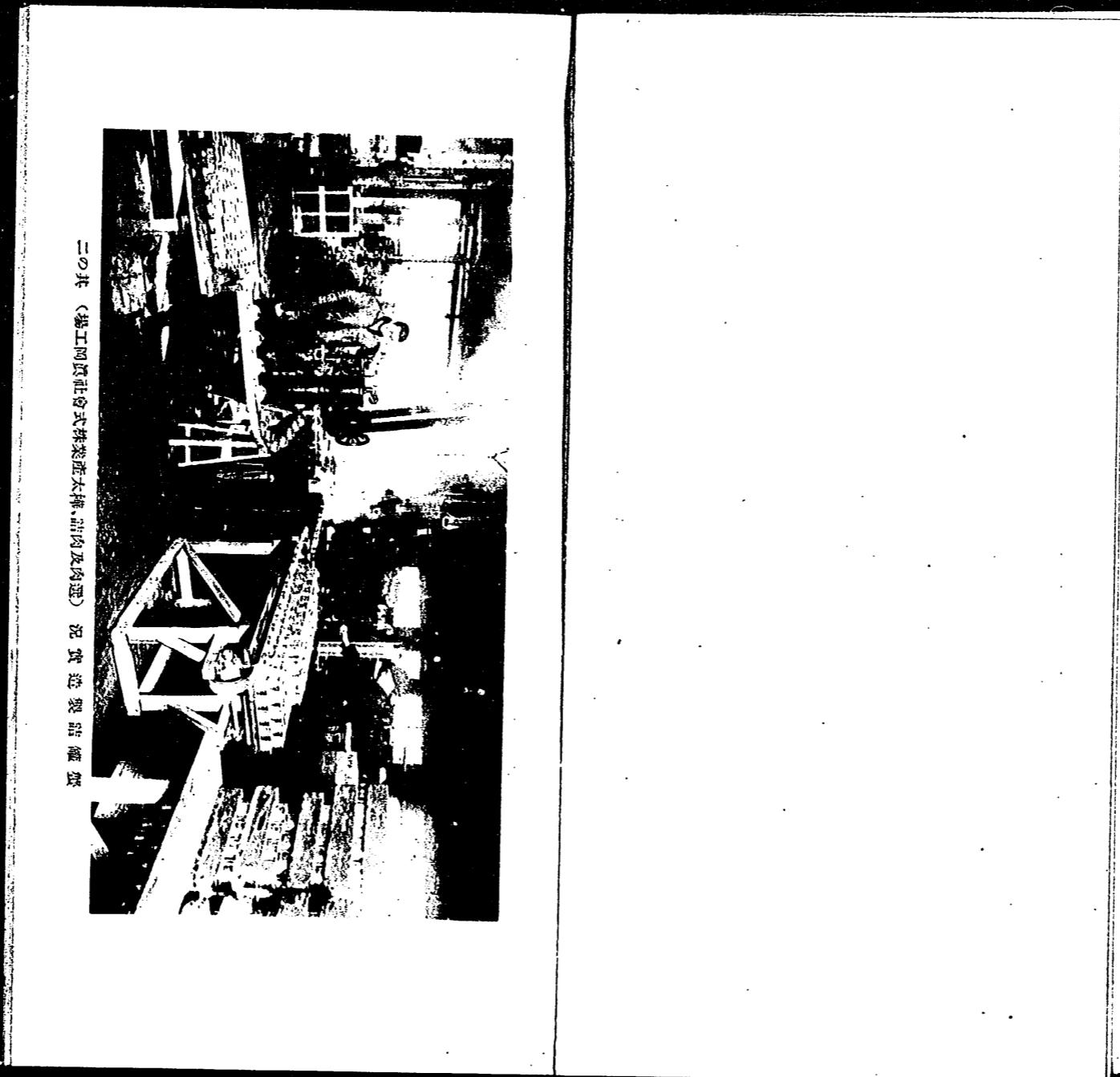
船激増したるを以て、今後は其の產額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏季に於て拂粕又は開鱈に製するもの亦少からず。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストツクフィッシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額二十五萬五千貫に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經済界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の狀態に在り、大正十四年以來鹽鱈として移出せらるゝもの百萬尾に達するに至れり。

油の二種にして其の年産額二萬圓に達す。
鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、一尾八百匁ト)
(シテ計算シタルモノ)



（手工圓頭紅青木，紫蘇葉太極、暗肉皮肉還）況實造製點織鑿



二の井（堤工開拓社會式株業社太樓、詰肉及肉運）況實造製詰鐵盤

年度	支那放										香	元	泊	計
	支	那	放	支	那	放	支	那	放	支	那	放	支	那
大正十四年	八、六〇	五、四〇	三、〇〇	一、九〇	一、七〇	一、五〇	一、三〇	一、一〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇
昭和元年	八、六〇	六、四〇	二、〇〇	一、九〇	一、七〇	一、五〇	一、三〇	一、一〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇
昭和二年	八、六〇	六、四〇	二、〇〇	一、九〇	一、七〇	一、五〇	一、三〇	一、一〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇

* 鰐の種類は十数種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は延繩及手縄網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁業續出せり。鰐は生賣せらるゝ外は悉く捕獲に製造せらる。

鰐漁獲高(生鰐ノ重量ニシテ、百石ヲ二萬貫)

水産業

二二八

蟹 蟹の最も多く利用せらるゝものはタラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。

明治四十二年以降鐵詰製造業物興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に附るを避け之が審査保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。蟹は少量の生賣を除くの外全部鐵詰及燻詰に製造せられ大正六年には其の產額十二萬兩僅額參百拾六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の合同を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、日本的重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は從來米國を主とせしが近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつゝあり。

年度	蟹漁獲高										計				
	支那 敷	香港	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	真	岡	泊	居	
大正十四年	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一七〇〇	一九〇〇	二〇〇〇	二一〇〇	二二〇〇	二三〇〇	二四〇〇	二五〇〇	二六〇〇	二七〇〇	二八〇〇	二九〇〇
昭和二年	一五〇〇	一六〇〇	一七〇〇	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇	二一〇〇	二二〇〇	二三〇〇	二四〇〇	二五〇〇	二六〇〇	二七〇〇	二八〇〇	二九〇〇

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど產せざるなく就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有部以南西能登島に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊瀬間產額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豐國國年に於ては豐年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、トロ、昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルブに製せらる。沃度及加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製品(昭和二年)

二二九

水産業

水産業

二三〇

品種 支廠	水産業					合計 数量 金額
	香 元泊	豊 原	大泊	本斗	眞岡	
反 昆 布	一 五 〇	一 五 〇	一 五 〇	一 五 〇	一 五 〇	一 五 〇
長 切 昆 布	一 七 〇	一 七 〇	一 七 〇	一 七 〇	一 七 〇	一 七 〇
花 折 昆 布	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇
島 ト ロ 昆 布	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇
端 折 昆 布	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇
猫 足 昆 布	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇
其 の 他	一 三 〇	一 三 〇	一 三 〇	一 三 〇	一 三 〇	一 三 〇
計	一 〇 四 八	一 〇 四 八	一 〇 四 八	一 〇 四 八	一 〇 四 八	一 〇 四 八

原 潜海は鰐族の漁港かららず殊にコクチャラの一種ガンケと稱するもの極めて多く南部に於ては座頭長駆の潜游を見る事あり。捕鯨業は露領時代に於て既に之に從事せしものありしも、當時設備の不充分と交通の不便とに依り其の發達を見るを得ざりしが、明治四十三年以來大日本水産株式會社は亞速海内内音を根據地として諸威式捕鯨業を開始し、大正三年以降休業の狀態にありしが其の後東洋捕鯨株式會社と合併し、亞庭灣内礼塔に根據地を選定し事業に着手して今日に至れり。最近に於ける捕獲頭數は大正十二年十六頭、大正十三年は休業し、大正十四年には三十六頭、昭和元年には四十九頭、昭和二年に於て三十九頭を捕獲せり。

胆鰐類 海豹鳥は我國唯一の胆鰐飼育場にして、米領ブリヒロフ群島及露領コンマンドルスキーパーク島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我が領有に歸するや直に獵獲を禁止し、遂て之が繁殖狀態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら胆鰐飼育保護及調査に從事せしめたり。

明治四十四年英米露と條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

脂肪飼育繁殖状況

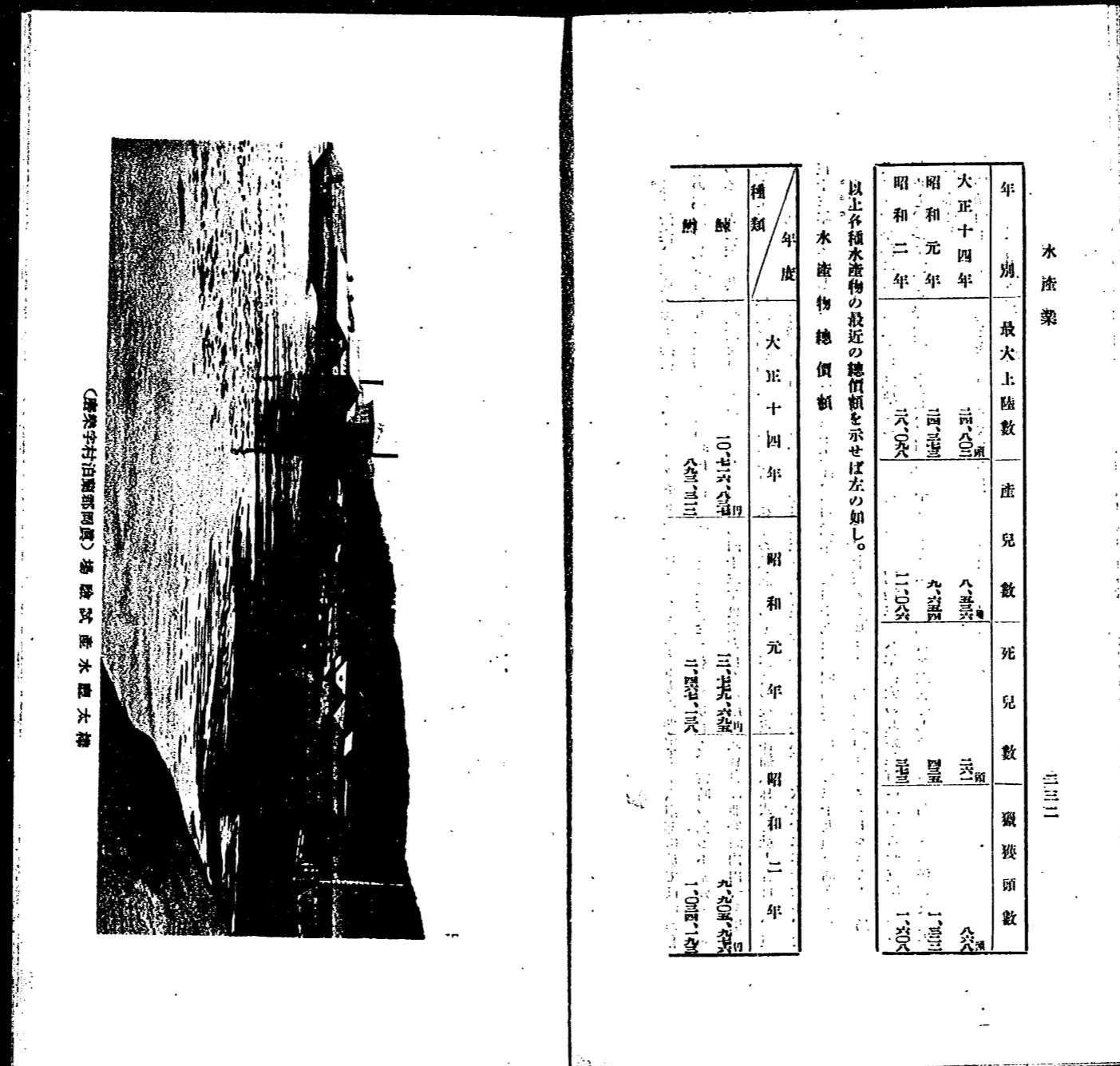
水産業

二三一

水產業

三

水產物總價額



卷之三

水經
卷之三

一一

第三節 水産物検査

水産製造物の改善を圖るには之が検査を應有するを最も緊要なりとす。明治四十三年西海岸南部水産組合に於て蟹、昆布等の検査を行ひたるを始めとし、建網漁業水産組合、亞庭灣水産組合及鍊結漁業水産組合等相次て之を行ひ其の成績稍見るべきものありたるも、検査の統一を缺き尙不備の點渺からざりしを以て、大正三年樺太廳に水産物検査所を置き之が統一改善を計れり。現在検査員七十名を沿岸各所に駐在せしめ、一定の擔當區域を巡回して検査を行はしむると同時に製品改良の實地指導に當らしめつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鰯、鰆、鹽鰈、鹽鮭、鹽鰐、鹽鰐鰈及鮭の筋子、開鱗、開鰓、椿鰐、椿鰐鰈、乾鯪、魚油、昆布、銀杏草、海參、乾貝、刺蝟、鮑、玉筋魚及小鰈の煮乾及著乾、タラバ蟹、蝦、北寄貝及鮭の水煮罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。而して検査實施以來何れも品質、量目、荷造等改善せられ成績良好なり。

第四節 水産に関する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業權を與へたるに始まり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鰯、鰐、鮭の定置漁業權の外更に專用漁業權を附與し、組合員をして直接漁獲、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導獎勵の結果漁業共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習講話其の他魚介藻類の保護蕃殖及餌料の蓄充等とす。目下漁業組合數四十一、組合員三千五百餘名、積立金貳拾萬餘圓に達せり。

水産組合は定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合あるのみにして、同組合は元建網漁業水産組合と稱し(明治四十二年設立)たるが大正十四年現在の組織に改め、専ら魚族の蕃殖保護其の他組合員共同利益の増進に努め居れり。

第五節 水産に関する試験及調査

第一款 概 説

水産業

二三六

樺太の水産は所謂世界三大漁場の一を極へ水産の寶庫と稱せられ本局主要産業の一なり。從て其の消長は本島産業の上に大なる影響を及ぼすを以て之が調査研究を行ひ、漁利を永遠に保持し斯業の堅實なる發達を期せんが爲め、明治四十一年十月西海岸樂府に水産試験場を設置せり。

同場に於ては當初主として水産製造に關する調査及試験のみを爲せしが、大正七年之を擴張して漁撈部、

製造部、養殖部に分ち、水産に關する各種試験調査の外製造品其の他の分析、鑑定、講習、講話並に實地指導を爲し斯業の獎勵發展に努力しつゝあり。

第二款 試験及調査

第一項 漁撈

鰐漁場調査 西海岸に於ては鶴城安別間及其の對岸渤海州近海は魚群體多にして棲息區域亦廣く夏季漁業に適し、野田久春内間沖合百尋線附近は秋季漁場として有望なるを認め當業者の出漁を促し、昭和二年之が漁場に出漁するもの數隻に及び何れも好成績を修めたりしに鑑み、今後益出漁々船增加するの傾向を示せり。

亞庭灣内に於ては登及内砂冲合に好漁場あり、其の他に於ては西海岸の如く魚群濃厚ならず。東海岸に於て

は愛知岬樂瀬間沖合深海區に於て夏期及秋期大形鱈の棲息せることを探求せるも漁場としての價值渺く漁業として成立し得るの見込なきものの如し。

鰐浮延繩試験 漁法比較試験の結果幹繩に硝子玉を結著し、浮延繩として使用するときは作業上多少の不便あるも、從來の底延法に比し漁獲高に於て六割以上の増獲あることを確めたり。

鰐漁業試験 母船式漁法及刺網漁業に就き試験せる結果、夏季鶴城近海に於ては母船式漁法可能にして其の成績良好なることを確め得たるも、底刺網漁業は張網中漁獲物の過半を潮蟲の爲に覉食せらる。

渤海州漁場調査 渤海州サヌノ岬より北上しセントイノケンチヤ湾に至る約百五十浬間はタラバ蟹豊富にして、刺網漁場としては好適の場所少からざるも手縄網を使用し得る場所は殆んど皆無なり。

亞庭灣底魚漁業調査 登沖合より西能登呂岬沖合には鱈、鰐及タラバ蟹等棲息し其の餌多なること亞庭灣内に於て他に比類なきも、中知床岬附近沖合は夏季漁場として望み少しが如く、灣内中央部は軟泥帶にして底魚の棲息に適せず。大鰐の如きは遠洋に入網漁獲せらるゝものあるも魚群頗る稀薄にして漁業としのて價値なし。

水産業

二三七

•••••
練流網漁業試験 春鱗の洄游移動は植物性浮游生物の去來及多寡と密接の關係を有するものゝ如く、西海岸に於ては三月下旬乃至四月上旬既に沖合に於て魚群の來游を認め、亞庭灣に於ては四月下旬水温の急昇と共に魚群沿岸に襲來するものゝ如く、夏鱗は鶴城近海に於ては西海岸中部及中南部近海に於けるが如く魚群豊富にして流網漁業有望なり。秋鱗は十月以後西海岸中南部に於ては魚群比較的沿岸に來游せると天候の關係上却て底刺網を使用する方安全にして有望なり。

•••••
發動機手縄網漁業試験 西海岸に於ては泊居及久春内近海鱗族豐富にして、一網多きは四、五十両平均十四、五両(石油函)の漁獲を示し、亞庭灣内に於ては沖合最も良好にして、女麗及長濱近海之に次ぎ鱗族多なり。

•••••
深海手縄網漁場調査 タラバエビ調査の必要を認め鶴城近海に於て實施せるが、泥塊海底に介在し網を使用すること至難にして當分營業として經營するの見込なし。

•••••
東海岸漁場調査 茅演沖合に於てエビ漁場、宮内沖合に於て大形蟹の漁場を發見し、多來加灣に於ては鱈族の棲息區域比較的廣汎なることを知れり。然れども東海岸に於ける底魚漁場は多來加灣を除きては大量に

於て海岸に沿ひ恰も帶狀を爲せるが如く其の範囲極めて狹小にして、鱈及タラバ蟹は水温二度以上にあらざれば漁獲多からず。

•••••
流網漁業試験 燕、鰯、鮎及鯛に就き試験せる結果鯛の去來は動物性浮游生物の多寡及集散と至大の關係を有するものゝ如く、鮎は蟹底刺網との關係上延繩を使用する方却て有利にして、鮎は眞岡、泊居及鶴城近海に於ては冲合漁業として相當に望みあり。鮎は大正十三年度より大正十五年度に亘り中知床岬附近沖合及海馬島近海に於て試験せるも、魚群の來游不足にして營業として成立し得る見込なく、海馬島近海に於ては鼠鱈の相當棲息せるを認めたり。

•••••
蟹漁業試験 機船手縄網を使用すれば入網せる雌蟹は充分なる生活力を有し漁業取締規則の實行には最も適切にして、且つ餌料として新鮮なるものを提供し得べきも、蟹漁場として一般に観察せらるゝ海區は何れも底刺網漁場にして漁期中殆んど手縄網を使用するの餘地なし。

•••••
本斗以南漁場調査 秋季手縄網を以て試験、調査せる結果、本斗沖合より海馬島近海に至る海區は水深百米

突以上にして、底質細砂の場所にありては赤鱈及宗八鱈棲息せるも、水深百米突以内の比較的淺所にありて

はアタマ多くカジカ及小鰐等亦相當に棲息せり。

其の他 以上の外延網の強弱、釣鉤浮子及漁網染料の如き漁具材料に關する試験、本島近海に於ける三大漁族の根本的調査等を行ひ、各種試験、調査の結果其の成績良好なるもの又は漁業上参考となるべき必須なる事項は可成其の都度之を發表し、當業者に向ひて極力指導獎勵に努めつゝあり。

大正十四年度に於ては各府縣下に於て好成績を示しつゝある小型發動機漁業を指導獎勵したるに、僅に一箇年を出でずして本斗野川間沿岸漁村に於て五馬力乃至十五馬力程度の小型動力を川崎漁船に据付け著業せるもの五十餘艘の多きに達し、現在西海岸を通じ九十餘艘を算し今後益増加せむとするの趨勢を示しつゝあり。

第二項 水産製造

魚粕製造試験 米國プロセッス會社製機械を設置し、主として鱗粕製造試験を施行の結果操業の利便、製品々質の精良、魚油の增收等見るべきもの多々ありと雖、機械及建築物等に多額の固定資本を要するを以て經濟上不利なる缺點あるも本機利用法に就いては日下講究中なり。

魚粕壓搾試験 動力、手廻余用の簡易なる機械を考案し、鱗粕壓搾につき試験を遂行し運期の成績を得たるを以て、之れが使用法に就き一般當業者を誘導しつゝあり。

改良窯試験 島產石材を以て改良窯を設置し、從來の土窯と比較し燃料、能率其の他に關し試験の結果良好なる成績を擧ぐるを得たりしを以て當業者の参考に供しつゝあり。

人口乾燥試験 冬季間に於て棒幹、開幹等の人工乾燥を行ひ、製品の速成、品質向上等に就き研究を實行し、般產地北本斗に於て當業者の指導の傍ら實地試験を行い、稍所期の目的を達したるも、尙進んで經濟上に關する試験を重ねると共に梅雨期に於ける製品速成試験をも併行せんとする。

魚粕防腐試験 兩館市に於て發賣ミダカ剤に付試験を行ひ、良好なる成績を得たるを以て一般當業者に紹介せし結果野田、島内各地漁業組合に於て、春、夏、秋に之を利用し效果を擧げつゝあり。

分析試験 當業者の出願に係る水產物製造に附隨したる各地の分析、鑑定を行ひ、之が結果を一般に公表して参考に供し居れり。

食料品製造試験 其の主なるものを示せば左の如し。

水經

淋漓及

一、燶
鹽藏、煙製、削節、各種陳詰等
清、魚園、官貴陳詰、退煙、身欠味付等

鹽藏、卷鮓、栗漬、煙製、柏漬、水煮及味

一、海棠、雲丹、彌貴雲丹、木の華雲丹、味付饅詣、雲丹煎餅等

一、鮭鱈卵、鹽蔥、柏漬、イクラー改良筋子等

、魚介藻類、岩蝦貝水產、米下魚系列加工品各種。

以上各種食糧品製造試験の結果成績良好なるものは之を當業者に獎

事業に著目する者漸次多きを加へ、煙草事業を開始せるもの四を算す。

海岸の一部に於て既に十指を屈するに至れり。鍊柏済は大量生産に

卷之三

卷之三

ものあり。廣吉頃にてま北の木煮、末守等、魚頭の山菜品子陳末守等

支那、臺灣向として可能性を有し、尙凍鰯及氷下魚凍乾製品は本島

踏査に努めると共に、岩海苔及昆布佃煮の需要は漸次増加の傾向

前の解説向上を圖り居れり。尙アサリ貝、白魚、公魚、フジ子等の加

經濟、貿路の擴張等に最善の努力を爲しつつあり。

第三項 水産繁殖

調査の結果 (一) 西海岸沿岸に於ては年齢満五年生にして脊椎骨

安別近海にては年齢満十一年乃至十三年生にして脊椎骨數五十五個

の沿岸に於ては年齢満五、六年生にして脊椎骨數五十三個のもの多

第五十二個を有するもの多數を占め、能登呂近海にては年齢満十二歳未満の子供が占め、年齢は二日島占うる子供に達する。

第三、列河川筋に亘る魚の種に相異なくその本質を研めし 水産業

卷之三

正十年度より環境施行し、主

て支那、臺灣向として可能性を有し、尙凍鱈及氷下魚凍乾製品は本島特産品なるを以て此が製造法の研究及販路調査に努めると共に、岩海苔及昆布佃煮の需要は漸次増加の傾向を呈し居れるを以て此の機を利用し島外の輸出を擴張等に最善の努力を爲しつつあり。

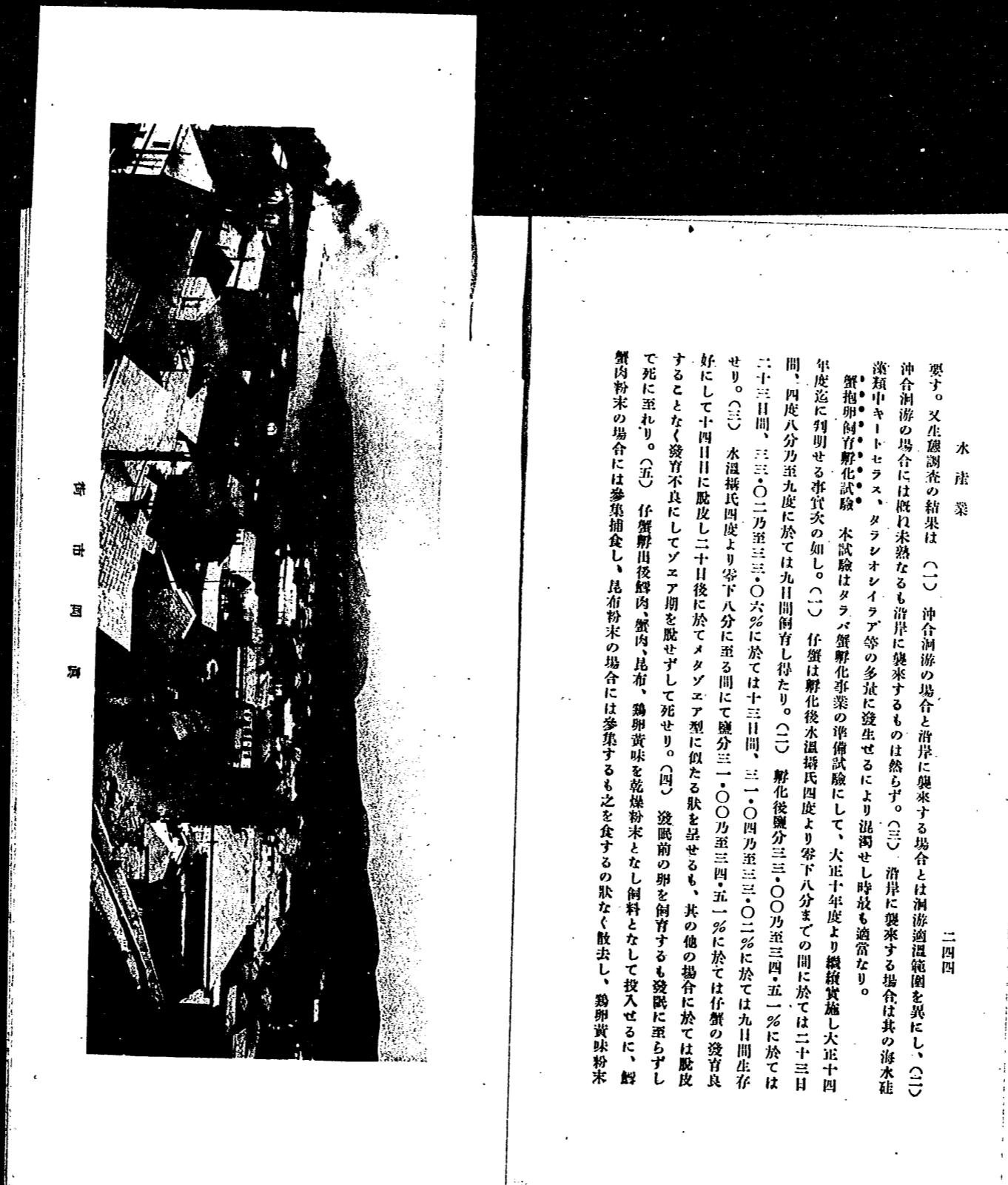
及安別近海にては年齢満十一年乃至十三年生にして脊椎骨數五十五個のもの餽産し、(二)、亞庭灣内圓留以東の沿岸に於ては年齢満五、六年生にして脊椎骨數五十三個のもの多く、兩龍治岸にては年齢満三年生脊椎骨數五十二個を有するもの多數を占め、能登呂近海にては年齢満十一年脊椎骨數五十四、五個を有するものも來游す。(三)、來游期節に依り鍼の型に相異點あるの事實を確めしも東海岸產に就ては後日の調査研究を

水産業

二四四

要す。又生態調査の結果は、(一) 沖合洄游の場合と沿岸に襲来する場合とは洄游適温範囲を異にし、(二) 沿岸に襲来するものは然らず。(三) 沿岸に襲来する場合は其の海水硅藻類中キードセラス、タラシオニラア等の多量に発生せるにより混濁せし時最も適當なり。

蟹抱卵飼育孵化試験 本試験はタラバ蟹孵化事業の準備試験にして、大正十一年度より繼續實施し大正十四年度迄に判明せる事實次の如し。(一) 仔蟹は孵化後水温攝氏四度より零下八分までの間に於ては二十三日間、四度八分乃至九度に於ては九日間飼育し得たり。(二) 孵化後鹽分三三・〇〇乃至三四・五一%に於ては二十三日間、三三・〇二乃至三三・〇六%に於ては十三日間、三一・〇四乃至三三・〇二%に於ては九日間生存せり。(三) 水温攝氏四度より零下八分に至る間に於ては鹽分三一・〇〇乃至三四・五一%に於ては仔蟹の發育良好にして十四日目に脱皮し二十日後に於てメタゾエア型に似たる状を呈せるも、其の他の場合に於ては脱皮することなく發育不良にしてゾエア期を脱せずして死せり。(四) 発眠前の卵を飼育するも發眠に至らずして死に至れり。(五) 仔蟹解出後蟹肉、蟹内、昆布、鶏卵黄味を乾燥粉末となし飼料となして投入せるに、蟹肉粉末の場合には參集捕食し、昆布粉末の場合には參集するも之を食するの状なく散去し、鶏卵黄味粉末



新吉岡商店

の場合には投入するや相争ふて群集捕食し粉末沈下するに隨ひ沈降するものゝ如し。

海洋調査 本島近海の海洋状態を顯明ならしめむ爲め鶴城、久春内、樂磨、海馬島、西龍登呂、長瀬、元泊、敷香等に定地觀測點を設け、自四月至十一月間或は周年觀測をなし以て各月に於ける海洋の變化を調査すると共に、自三月至十一月間各月樂磨正西一浬點を基點とし西方二十二浬線上二浬毎に横断觀測をなし、夏季本島近海全般に亘る大横断觀測を實施し、且つ標識海流墨を放流し表層流の概要を調査せしに、(一) 本島近海を環流する海流に對馬、薩摩、オホツクの三海流存在し、(二) 對馬海流は北海道西海岸を洗ひつゝ北進し來り其の主部は本島西海岸に沿ふて北上するも、宗谷海峡を横断するに際し分流を出し海峡深く浸入し、其の主部は北海道北見沿岸に沿ふて南下千島列島に至り諸島の海峡を通過して千島海流と合し再び南下するものゝ如く、分流の一部は亞庭灣に入りオホツク海流の分派と合し灣内を時計針の廻轉方向と反對方向に流れ去り、他の一派は中知床岬を廻りて北知床岬方面に北上して海豹島近海に於てオホツク海流の南下に相遇し之がため多來加灣内に巻入せらるゝが如し(北知床岬以北にまで其の一部北上するものならんも未調査に付き斷定し得ず)。(三) 隨軸海流は本島西海岸を北上せる對馬海流が間宮海峡に至り冷却し且つアム

一ル河水を混入して沿海州側を南下するものにして、常に韓靼海渾に於ける對島海流を深層より壓迫しつゝあり（本島西海岸沿岸を南下する寒冷水は韓靼海流と關係あるものゝ如きも未調査に付し断定し得ず）。

（四）オホツク海流は源をオホツク海に發し本島の東海を南下し北知床岬を廻り多來加賀湾に入り沿岸に沿て南下するもの、及中知床岬を廻りて理庭灣に入り沿岸に沿ふ二分派を出し、主部は北海道の知床岬近海に至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を洗ふものゝ合し千島列島北側を洗ふものゝ如し（太平洋より侵入する黒潮の一派と合し北上する分派あるならんも未調査に付し断定し得ず）。（五）對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鰐飼人口孵化事業 大正十一年度留多加川上流逢坂に二百萬粒收容の鰐人口孵化場を設置したが、其の後鱈の漁上急速に減少し所要親魚数は其の十分の一をも得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸内川支流保惠川上流に五百萬粒收容の鰐人口孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

海岸多爾泊川上流に二百萬粒收容の鰐人口孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鰐、タラバ蟹、昆布等の分布習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の判斷豫察に努め、且つ該水族の養殖保護に関する方法をも研究しつゝあり。

第十二章 商工業

第一節 商業

明治三十八年本島占領後新領土の通商として所謂一攫千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し著實なる商人は漸く其の基礎を確立し、殖産の進展人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつゝありしが、明治四十二年三月大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目に一新し、次て大正十一年二月眞岡港の開港を見、尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に併ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝあり。

豊原町は鐵道本線及豊真線の分岐點に當り交通の中心として將來の發展を期し、大泊町は本島の玄關、物資の吞吐港として益々發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地にして市況頗る殷盛なり。

商工業

二四八

其他、西海岸に在りては本庄、野田、泊房、恵須取、東海岸に在りては、落合、榮瀬、元泊、知取、敷香等あり。夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通の普及と相俟て漸次發展しつゝあり。

・・・会社設立の状況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近年各種工業を目的とする大會の設立せられるもの多きを加ふる傾向を示せり。

樺太に本店を有する會社

(昭和二年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	二四	一〇四,三三一,七〇〇	六三,三三〇,四〇
合資會社	三〇	一,五〇,五〇	一,四九,五九
合名會社	三	一,三三,三〇〇	一,三八,二〇〇
計	三七	一一〇,一五五,五〇〇	六四,四三,六四〇

樺太外に本店を有する會社 (昭和二年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	一五	一七〇,六六六,七〇〇	一一〇,〇八〇,三三〇
合資會社	一	一,〇〇,〇〇	一,〇〇,〇〇
合名會社	一	一,〇〇,〇〇	一,〇〇,〇〇
計	一七	一七一,六〇六,七〇〇	一一〇,一八〇,三三〇

物價 戰後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加、農村好況に伴ふ購買力の増進等相俟て、物價は漸次強調を辿りしも現在に於ては殆んど内地の其れと大差なし。

左に昭和二年八月の重要物價を表示せん。

豊原市場重要物價 (昭和二年八月現在)

商工業

二四九

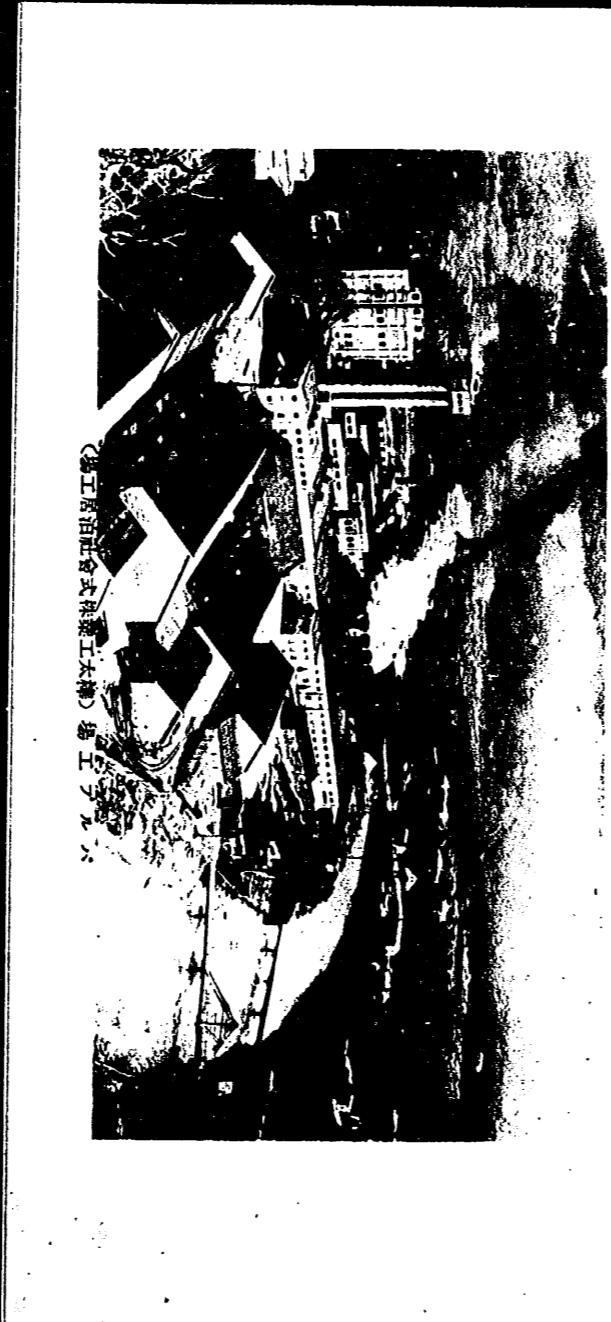
1

職業別	日給別	日給	月給	年給
大工	同	同	同	同
官吏	同	同	同	同
提桶	同	同	同	同
瓦屋	同	同	同	同
木根	同	同	同	同
石揃	同	同	同	同
木大	賄賂	無	日給	日給
原大	豊	日給	月給	年給
泊木	泊	日給	月給	年給
斗真	斗	日給	月給	年給
岡泊	岡	日給	月給	年給
居元	居	日給	月給	年給
泊敷	泊	日給	月給	年給
香	香	日給	月給	年給

勞銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ貿易は未だ有る潤滑を呈し各邦金英の生産も多額の上昇を示し其の著しきを観たるが、大正九年三月の財界の變動を一轉機として内地事業界は停頓し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受けて、樺太に於ても内地と同步調をとり年々低落の傾向を示しつゝあり。

に至りし結果甚しきを観たるが

16



第二節 工業

るも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高半を示し其の發達遅々として進まさる狀態にあり。今其の概況を見るに本島に於ける大正十三年各種生産物總額五千七百參拾參萬五千六百貳拾六圓中工產物は貳千七百七拾萬六千八百參拾七圓にして其の五割を占め、之を六年前の大正七年の實數生產總額參千七

百五拾六萬九千麥百六拾六圓中工產物壹千七百九拾八萬七千八百四拾貳圓に對比すれば相當の成績を挙げたるものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙過歩發展の遅々たるは畢竟資本と労力の缺亡に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源も漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に労働者の波來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天產物を如何に利用すべきかに就ては領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年廻に臨時工業調査所を設くると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾燥、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾燥工場を設け潤葉樹材を乾留して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に著業し、次て大正六年工場を大倉組に拂下げて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルブ製造用に充つるを以て策の得たるものとし、之を獎勵したる結果遂に

今日の盛大を致せり。
又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の漁境を開き、尙將來資本並に労力の移入と相俟つて益々繁榮なる發展を爲すべし。

一、バルブ

林木は樟太に於ける重要產物にして、其の利用方法の如何は直に樟太に於ける產業の盛衰に關係するを以て、夫々専門家及學者に依頼して調査研究の結果、針葉樹の利用に關してド松、エゾ松は其の一部を建築其他の用材に供する外製紙原料たるバルブ製造に利用するを最も策の得たるものとなし、諸般の事情を斟酌して工場設置箇所を豫定し之が策動に努めたり。

當時我が國に於けるバルブ事業甚だ不振にして、且つ樟太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之労力の缺乏、冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特別の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが、漸次具體的調査の進むに從ひ冬季操業可能にして、労力の供給亦其の方途立ちたるを以て、大正二年始めて大

泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樟太工業株式會社工場の設置を見、何れも大正三年より操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際しバルブの輸入社絶せるのみならず却つて逆輸出の狀態を示すに至りし爲故に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し、現在八工場、製塗年額十數萬噸に及び所要木材三〇〇萬石を要し、現時本邦バルブ資材の大半を供給する状況にあり、既設工場の基礎漸く堅固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

島材移出に付ては明治四十二三年頃より電柱材、枕木材としてカラマツの移出を見、内地方面バルブ資材の缺乏に伴ひバルブ資材として移出を見たりしが、大正八年より十二年に亘る大蟲害の爲め官行砍伐、大口賣拂處分行はれてより依然移出量を増加し北洋材として内地到る所に聲名を博するに至れり。

最近に於ける移出量を示せば次の如し。

大正十二年 六六七萬石

〃 十三年 九四八 〃

〃 十四年 九五六 〃

島内製材工場は九十三箇所あり、使用丸太九十七萬石、製材六十三萬石にして四萬五千石を移出し他はすべて島内にて使用せり。

二、醸造業

邦領役務住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしも、氣候の變化及設備等大に内地と異なり好結果を得る能はざりしが、原料米の精撰、技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに宜寒の地なるを以て、酒類飲料の需要比較的多く生産量亦逐年増加し、現場醸造業者五十、醸造高清酒四萬石、焼酎二百餘石、酒精及酒精含有飲料一千五百石等にして、尙年を逐うて陳盛に向ひつつあり。而して斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、闊酒の如き劣等酒は漸次減少し焼酎及酒精含有飲料等毎年増加しつつあり。

醤油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、縫詰業

水產工業は領有前既に相當發達せことを認め得るも微すべき文獻なきを遺憾とする。

明治四十一年西海岸沿岸に水產試驗場を設置し、漁場及漁業方法の調査を爲すの外水產物の製造方法に就き調査研究して範を示し直接に間接に之を獎勵し斯業の發展を促せり。

本島に於ける縫詰業（重に蟹縫詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製產額十三萬六千八百八十四兩、參百參拾七萬五百五拾八間に達したるが蟹は漁獲の結果次第に其の量を減じたるを以て、大正九年蟹縫詰工場の合同を行はしめ工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果工場數三十八、製產額二萬八千五百七十七兩、百四拾五萬八千兩に激減し大正十一年には工場數更に減じて十四となり、大正十四年には工場數十六、製產額二萬二千七十二兩、八拾八萬貳千七百九拾七圓大正十五年には工場數十八、製產額二萬四千五百三十五兩、六拾六萬參千四百圓となれり。

四、製材業

商工業

明治三十八年領有後政府に於て歸人の遣來したる亞庭灣沿岸荒栗の木工場を修理し、廩舎及兵舎の建築用材を製材したるを嚆矢とし、漸次發展して大正十三年末現在工場五十六、一箇年の消費原木九十四萬九千石に達せり。是等製品は主として島内の需要に充て島外に移出するは甚だ僅少なり。大正十二年關東地方大震災に際し斯業は一時清况を呈したるも豫想は現實を伴はずして、製品過滞事業不振に陥りたりしが、昨今漸く景氣回復し順調に向ひつつあり。

五、其の他の工業

澱粉・製造 農業工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製造金額四萬四千四百四拾圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸數は四百七十三に漸増せるも製造額は七千貳百拾九圓に激減し僅かに產業誌に片影を止むるに過ぎざるの狀態なり。之等竟原料の高價なると海運の關係等に依り北海道品に對抗し得ざるに因る。

牛脂・製造 牛脂製造を獎勵し之に補助金を交付し、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に適當するに過ぎず、要するに本島の工業はバルブ及一部水產製造品を除ぐの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 外國貿易

本島の貿易港は現在大泊及眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、支那、韓領東部亞細亞に限られしが、大正八年以降朝鮮貿易は杜絶し大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至りしが更に大正十五年以來西班牙埃及を加へたり。

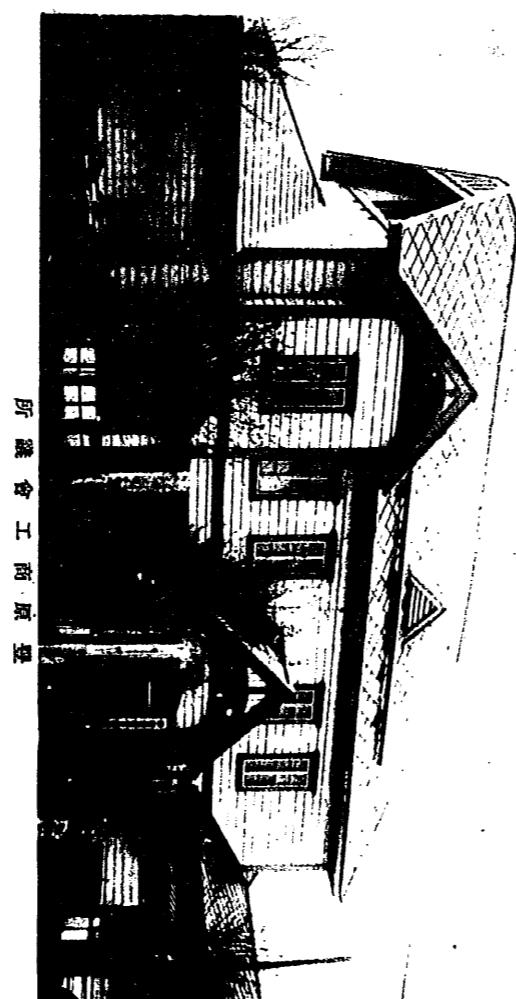
本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、支那への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他の鐵道用金具、露領亞細亞より鮭、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出拾萬六千八百九圓、輸入參拾萬七千九百七拾九圓、計四拾壹萬四千七百八拾八圓を算したり。爾來漸次漸進し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五拾九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸增し大正九年に至

商工業

二六二

り依然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八拾七萬九千八百貳拾八圓、輸入四萬四千七百貳拾五圓、計九拾貳萬四千五百五拾圓を示したり。越えて大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額百參拾六萬圓を超えて領有以來の首位を占めたり。大正十五年に於ては前年に比し減少を示せしも尙輸入九拾六萬六千九百餘圓に上り稍見るべきものありと雖、本年の如きは貿易總額七拾五萬五千餘圓を示し年々衰微を來せるは洵に憂ふべき現象なり。今最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。

區 別	大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年		昭和二年	
	輸入	輸出								
露西亞 那太 皇 島津	一六、五三	一五、八四	一七、七二	一四、八九	一五、一八	一三、五二	一四、三三	一三、五七	一三、五七	一三、五七
勘定 察海 加州太	一六、五三	一五、八四	一七、七二	一四、八九	一五、一八	一三、五二	一四、三三	一三、五七	一三、五七	一三、五七
支那 秦太 皇 島津	一六、五三	一五、八四	一七、七二	一四、八九	一五、一八	一三、五二	一四、三三	一三、五七	一三、五七	一三、五七



支那秦太皇島津

超 　　合		其の他の外國	關 東 州
過	計	埃及及西班牙英國米獨逸	
輸出	輸入	輸出	輸入
輸入	輸出	輸入	輸出
輸出	輸入	輸出	輸入
一九三〇年四月一日	一九三〇年四月一日	一九三〇年四月一日	一九三〇年四月一日
一九三〇年五月一日	一九三〇年五月一日	一九三〇年五月一日	一九三〇年五月一日
一九三〇年六月一日	一九三〇年六月一日	一九三〇年六月一日	一九三〇年六月一日
一九三〇年七月一日	一九三〇年七月一日	一九三〇年七月一日	一九三〇年七月一日
一九三〇年八月一日	一九三〇年八月一日	一九三〇年八月一日	一九三〇年八月一日
一九三〇年九月一日	一九三〇年九月一日	一九三〇年九月一日	一九三〇年九月一日
一九三〇年十月一日	一九三〇年十月一日	一九三〇年十月一日	一九三〇年十月一日
一九三〇年十一月一日	一九三〇年十一月一日	一九三〇年十一月一日	一九三〇年十一月一日
一九三〇年十二月一日	一九三〇年十二月一日	一九三〇年十二月一日	一九三〇年十二月一日

輸出貿易は多くは北樺太及濱海州其の他東部辯領亞細亞を販路とするを以て盛衰は其の地方の經濟狀況に左右せられ、大正九年以後尼港事件に依る北樺太の保障占領に依り同地への輸出激増せるが、大正十一年

商工業

二六四

同地方の金融逼迫し經濟不況に陥るや義に輸出せる物品も却て逆輸入の情勢を呈し、爾來不振の狀態を持續せり。

大正十四年輸入の傾に激増せるは英、米、獨等より製紙機械類其の他の輸入ありたるものにして、昭和二年西班牙及埃及との貿易は前年と同じく粗糲の輸入を見たるに因る。今最近に於ける輸入品の主なるものを舉ぐれば左の如し。

輸出 木材及板、漁網、酒類、食鹽、米及穀、鐵材及鐵製品、醬油、小舟、鮮魚介、打綿絲僅繩索、抱提囊旅樹及佩衣類、粗絹織物、車輪及機械類、衣類、農具及工匠具、穀粉及種子、味噌、木竹製品、小麦粉、陶磁器及硝子製品、鍛油其の他油脂類、石炭、木炭、足袋、化學藥及配合品、履物、燐寸、麻紗等

輸入 機械類、石炭、燕麥、牛、馬、鹽、鹽鹹、鹽鷄、筋子、米及穀、果、バイフラー及シダード、陶磁器、酒類、玉蜀黍、小麦粉、農具及工匠具其の他鐵製品、衣類、金地金、魚粕、鳥獸肉魚介類、罐詰、鐵材、綠豆、學術品及部分品、セルロイド製品等

第四節 商工業會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊及眞岡には從前より商業會議所類似の私設團體ありて専ら商工業の向上發展に努め、公設商業會議所の權限に屬する事務を掌理し來り其の効能甚からざりしと雖も、法令に依據せるものにあらざるを以て事業遂行上常に不便不利益からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法を施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至りしが昭和三年一月商工會議所法を施行の結果商工會議所と改稱せらる。

爾來錢意新興地に於ける斯業發達の爲め活動しつつあり。今其の概況を舉ぐれば左の如し。

區別	成 立 年 月 日	議員		職員		問題	
		定數	現數	在定數	在現數	職員數	問題數
豊原商工會議所	大正十二年三月二十日	三〇	三〇	六	六	六	六

商工业

二六五

卷之三

六
j

	人員	營業所
※一	人員	營業所
※二	人員	營業所
※三	人員	營業所
※四	人員	營業所
元	人員	營業所
四	人員	營業所

備考 税を附したるは同年度中に廢業したるものなり。
検定 度量衡器の検定に甲種乙種の二種ありて、甲種検定

は乙種検定を行ふ外尙工商大臣の委任に依る甲種検定の一部をも行ひ居れり。昭和二年度中に於ける検定數
甲種二二、乙種二五七、内不合格甲種一、乙種三なり。

取締 取締には第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり、第一種取締とは業務上の取引又は證明の用に
供し若は供する爲め所持する度量衡器及び計量器の真偽を問ひ、第二種反帝とよ第一種反帝又トツヌキと云ふ。

度量衡法施行せられてより未だ四年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦頗る順調に行はれ居れり。

度量衡器及計算器需要高 昭和元年 度中管内營業者の販賣せる度量衡器及計算器の數量及金額を示せば左の如し。

四二

第十三章 警察

第一節 總說

第一款 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや其の警察権は樺太領軍司令官に屬し、最初は所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置せらるるや廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳に置き支廳に警務係を設け支廳長に警察権を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月官制の改正に依り第一部の警察課を獨立せしめ之を第三部とし、部長は事務官を以て之に充てたり。尙第三部に警務長を置き第三部長たる事務官を以て之に充て、警務長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部と改め警察部長を置き、部長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮するの職權を有せり。

大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置し、専ら警察及衛生事務の執行に任せしむことゝなれり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を警察署に外格しめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難甚からず。殊に露國と陸を接するを以て國境の警備を要し之が配置に關する苦心亦容易ならず。本島警察官吏の受持人口は昭和二年に於て巡査一人當り八百五十人にして内地に比し何等漸ることなく、加之其の受持區域の巨大と交通不便其の他警察連絡機關の缺如は職務執行上一層辛酸を伴むるの實況に在り、日下鋭意之が研究に努め其の改善充實を期し居れり。

第三款

警 疗

現在警察部に醫務課、保安課、高等警察課及警察官練習所の三課一所を置く。
今警察機関及職員数を擧ぐれば左の如し。（昭和二年十二月現在）

警 察 署	警 察 部	檢 查 關	檢 查 會	檢 察	員
派 出 所	派 出 所	巡 查 部	巡 查 部	駐 在 所	
三	三	八	二	一	
二	二	五	三	二	
一	一	四	三	二	
三	三	六	三	二	
二	二	五	二	一	
一	一	四	一	一	
三	三	七	三	二	
二	二	六	二	一	
一	一	五	一	一	
三	三	九	三	二	
二	二	八	二	一	
一	一	七	一	一	
三	三	十	三	二	
二	二	九	二	一	
一	一	八	一	一	
三	三	十一	三	二	
二	二	十	二	一	
一	一	九	一	一	
三	三	十二	三	二	
二	二	十一	二	一	
一	一	十	一	一	
三	三	十三	三	二	
二	二	十二	二	一	
一	一	十一	一	一	
三	三	十四	三	二	
二	二	十三	二	一	
一	一	十二	一	一	
三	三	十五	三	二	
二	二	十四	二	一	
一	一	十三	一	一	
三	三	十六	三	二	
二	二	十五	二	一	
一	一	十四	一	一	
三	三	十七	三	二	
二	二	十六	二	一	
一	一	十五	一	一	
三	三	十八	三	二	
二	二	十七	二	一	
一	一	十六	一	一	
三	三	十九	三	二	
二	二	十八	二	一	
一	一	十七	一	一	
三	三	二十	三	二	
二	二	十九	二	一	
一	一	十八	一	一	
三	三	二十一	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十二	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十三	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十四	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十五	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十六	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十七	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十八	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	二十九	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十一	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十二	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十三	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十四	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十五	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十六	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十七	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十八	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	三十九	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十一	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十二	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十三	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十四	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十五	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十六	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十七	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十八	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	四十九	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十一	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十二	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十三	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十四	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十五	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十六	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十七	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十八	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	五十九	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十一	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十二	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十三	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十四	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十五	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十六	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十七	三	二	
二	二	二十	二	一	
一	一	十九	一	一	
三	三	六十八	三	二	
二	二				

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工 場

管下に於ける工場总数は三四八、使用職工数は六、二〇三名にして工場數の最も多きは火力工場の二一二、製材業七二、鐵筋業九、製紙業は之に次ぐ。然れども規模の廣大なるは製紙業にして其の使用職工数四、三八九名にして本島職工數半數以上を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し大正十年工場法の精神を探りて之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を保護する爲隨時更員を派し之が取締を爲しつゝありて労働爭議等は從來絶無の狀態なり。

二、原 動 機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場、鐵筋工場等に設置せられ、昭和二年末現在一五〇にして内五馬力以上のもの八〇、五〇馬力以上のもの一五、百馬力以上のもの八、二百馬力以上のもの一八ありて總動力四

二、三七〇馬力なり。而して之が取締に關しては原動機取締規則の制定ありて毎日警察官吏をして點検せしむるの外、保安課に技手一名を置き定期及臨時に検査を行ひつゝあり。

三、勞 動 者

拓殖の進展に伴ひ鐵道の建設、道路の開墾、港湾の築造其の他の土木事業並に林業、鐵業等の諸事業勃興して各種労働者著しく増加し、特務上取締及保護を要するもの妙からざるのみならず、關係者間に問題を惹起せるを以て、昭和二年労働者募集取締規則を制定し、募集に從事せんとするものは樺太廳長官の許可を受けしむることゝせり。昭和二年末現在樺夫一五、一一七、土工九五九、其の他八、二二四總計二四、三三一名にして尙外に朝鮮人労働者年々増加しつゝあり。

四、危險物取締

本島に於ける危險物の主なるものは銃砲及火薬類なり。純近各種事業の勃興に伴ひ火薬類の需要著しく増加せるも之が取締不備の點多きに鑑み、且下之が取締廳令案の制定手續中にして不日其の公布を見るに至るべし。昭和二年度に於ける消費量は火薬一、七四三貫、ダイナマイト二、一六三貫、雷管六、五七、〇九七貫、

導火線一、八五五、一九三尺なり。

五、建物火災

本島は氣候の關係上火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて多く從つて火災の半多きを免れず。依て島には煙筒取締規則を制定し昨年四月よりは豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締並に防火建築の實行を促進すると共にボスターの配付、火防劇活動寫真の映寫、火防講演の開催を行ひ警火思想の普及宣傳に努め其他消防組員會議を開催し防火諸計畫の實行を促し居れり。昭和二年中に於ける火災度數は一一八、焼失家屋三三二戸、二六七棟、損害一、三〇五、六九六圓、死者四名にして原因はストーブ煙筒最も多くストーブ飛火之に次ぎ一月乃至五月に最も多し。

六、林野火災

本島固有林面積は邦領樺太全面積三百三十二萬八千餘町歩中百九十九萬千町歩に達し其の廣漠たる森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日間に亘り延焼し一回に千数百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效なく雨天の至るを得つて外なき有様なり。故に林野火災は之を未然に防止するを必要とし次の方法に依り取締並に豫防宣傳に努め居れり。

一、林野火入取締規則を制定し火入の取締を勧行す。

二、融雪乾燥期に入るや各地に林野火災取締事務の警察官を配置し之が取締に當らしむ。

三、林野火災警防委員を嘱託し受持區域を定め巡回せしめ豫防及發見に努めしむ。

四、汽車の燃煙よりの出火に關しては機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。

五、ボスターの配付活動寫真の映寫並に講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

右の外本年度に於ては亞鉛板にて宣傳板を作製し各警察署に配付し林野の入口其の他入林者の見易き場所に設置せしめ之が豫防宣傳に努力を爲しつゝあり。

昭和二年中の林野火災度數は一一一回、焼失面積三六、三二四町歩、損害六三九、八五四圓に達し、原因是煙草吸聲散も多く汽車の燃煙、火入之れに次ぎ五六月の候に多し。

七、消防

本島の消防組合は廳令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、町村費用を以て當置せるものにして一町村消防組の制を執り、現在三十八組、昭和二年末現在組員五、〇七四名あり、自動車ポンプ七、蒸氣ポンプ

警 察

警 禁

二七八

五、瓦斯燈ボンブ二九、オートバイボンブ一、腕用ボンブ一三五、水管車七二ありて、之が防備に對しては年々樺太廳より補助金を交付し改善發達に努力せり。

尚消防組員の修養並に相互の連絡規則を計る目的にて消防義會報を發行せり。

第二款 風俗等察

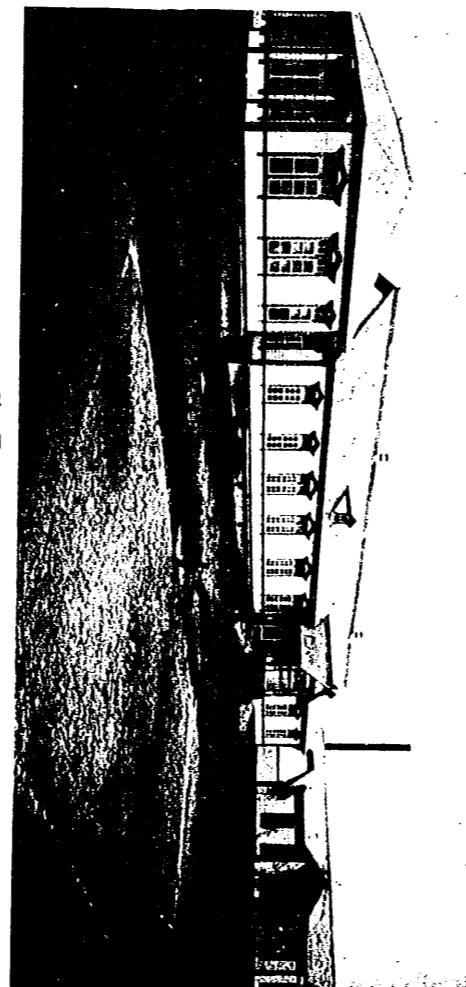
新興地の弊として勤もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の甚あるを以て之が取締を厳重にせり。昭和二年末現在料理店六三五、飲食店八四五、藝妓九四〇、酌妓一、五〇二名、貸座敷三九、娼妓一八〇名なり。

第三款 交通等察

海上 海上交通は近年著しき發達を來せるが、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次增加の傾向あるを以て、海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、駁船及小廻船の各營業取締規則其の他諸規則に依り取締を勵行し事故防護に努力せり。昭和元年中に於ける海難罹災船舶は汽船八、帆船三、發動機船二九、漁船六、其他一四、計六〇、死者四三、負傷者二、損害一五三、一七〇圓なり。

陸上 輓近各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し年と共に著しく其の數を増加し就中昨春

來大泊に於ける俗稱回太郎の出現を見、豫期以上の収益を得たるに鑑み其の出頭時からず。既に豊原眞岡兩



新嘉坡總理大樓

市街に各一名を許可し日下營業中なり。昭和二年末現在自動車一三八、自轉車四、二〇七、人力車三四、客馬車二三九、犬橋六八、驯鹿橇二〇あり。

第四款 諸業者

新領土の通商として領有後一攫千金を夢想して渡來する浮説なる商人頗る多く、従つて之に伴ふ弊害亦渺ちざりしを以て、毎月二回以上警察官吏をして監査せしめ、或は營業者を警察官署に召喚して訓戒する等種々方法を講じ各種取締規定を制定し之が取締を執行してより國來堅實なる發展を爲しつゝあり。昭和二年末現在旅人宿六五三、質屋一八三、古物商四八七、湯屋一二二、雇人口入業九四、代書業一四九、遊戯場六五なり。

第三節 司法警察

既近各種事業の勃興と共に人口増加し世態漸く複雑を加ふるに従ひ一般犯罪亦著しく増加の傾向を呈せり。依つて警察機關の充實を圖り之が豫防に努むると同時に其の搜査並に検舉の充全を期し居れり。昭和二年度中に於ける主要なる犯罪を舉ぐれば詐欺一、五八八、強盗四、窃盜一、六四一、横領六六五、賭博二一八、殺人二八、傷害致死四五、傷害三一六なり。

第十四章 醫事衛生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を進みて備り衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては稍意を強ふするに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したことなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの渺からず。最近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の增加著しく、從つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多きを以て、衛生思想の普及、施設の完備を計れり。

醫業機關は醫師一六二、歯科醫師四八、薬劑師三三、藥局二三あり。人口の比率より見れば内地及各原民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病害傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を施行すると共に之

を指導し、自覺的病害預防に努めつつあり。

衛生營業者（昭和二年末）

市 場	理 梳	美 裝	飲 料	水	清 涼	冰 雪	營業	牛 乳	排 便	居 場	賣 肉	賣 菜	居 館	居 夫	污 物	掃 除
三	五五	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五

第二節 醫療機關

第一款 醫院

明治四十年四月コルサコフ（大泊）に樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ（豊原）及マウカ（眞岡）に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌明治四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙眞岡

醫事衛生

二八一

分院を復活して同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止して豊原の外大泊及眞岡に桺太腹醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

医事衛生

區別	醫長 醫官 醫員 藥局	職 醫 書記 雇員 婦 看護 婦 計	分 科	病室 患者收容		昭和二年中患者及延人日 院
				普通 傳染 病	普通 傳染 病	
豐原醫院						
一	一	三	內科	三	三	
一	一	四	外科	四	四	
四	一	一	婦人科	一	一	
二	一	九	泌尿科	九	九	
一	一	一	婦人科	一	一	
二	二	五	眼科	五	五	
三	二	六	皮膚科	六	六	
三	三	六	耳鼻喉科	六	六	
			内科	三	三	
			外科	四	四	
			婦人科	三	三	
			眼科	二	二	
			耳科	一	一	
			眼鏡科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	
			牙科	一	一	
			眼科	一	一	
			小兒科	一	一	
			產科	一	一	</td

第四節 藥品

商及製藥場等に對し年一回以上督導官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ薬品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製薬品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、デアスター、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

藥劑師	藥局	藥種商	毒物營物業劇	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
三	三	七	六	六	四	六八	三六

卷之三

財團法人樺太慈惠院其の他あり、第六章第二節所記のものにして貧困患者の救療を爲す。右の内樺太慈恵院最も整備し資産七五・八五三圓餘を有し、普通病室八室、精神病室四室、患者收容定員普通五名、精神病者四名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並に私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

交通は從來北樺太及沿海縣との間に

沿外との交通に荷物北極太洋汽船との間に於て小船舶の往来頻繁なりしが、北極太洋於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海縣浦鹽より人港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航通なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶增加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港検疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員船客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にしつが防遏に努めつゝあり。

原及眞岡に貸座敷の設置あり、娼妓

健康診断を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太臨醫院に入院治療

せしめ其の料金を牛済す

る醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和二年中娼妓及び藝妓附婦の健康診斷成績左の如し。

第一	三	雪
一〇	四	水
一七	八	空
三六	二	參
三〇	一	一

第七節 飲料水及冰

現に上水道の設備あるは豊原町及泊居町のみにして真岡町、本斗町、名好村、野田町及大泊町の一部には

簡易上水道あるも、其の他の地に於ては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供し居れり。最近各地共人口激増しが飲料水の供給に關しては相當考慮せられつゝありて、大泊町に於ては既に起工し眞岡町に於ても其の人口の増加に鑑み設計を急ぎつゝあれば近く之が實現を見るに至るべし。尙飲料に供する井水に就ては頗次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計算申なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮浜村、大泊町、眞岡町及本斗町にあり、其の水質並に製品に對し理化學的試験を行ひ且つ販賣業に就ては製品の検査を施行して不良品の取締を施行せり。昭和二年中に於ける製造高はラムネ八四、八五六本、サイダー類六一二、六六七本、果實蜜其の他一七九、五七五本なり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然氷は冰結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與

べ、尚成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和二年中に於ける營業者二七（内一名は人工製氷者）天然氷四六六、五五七貫を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企てるもの較出するの状況にあり。

第八節 傳染病

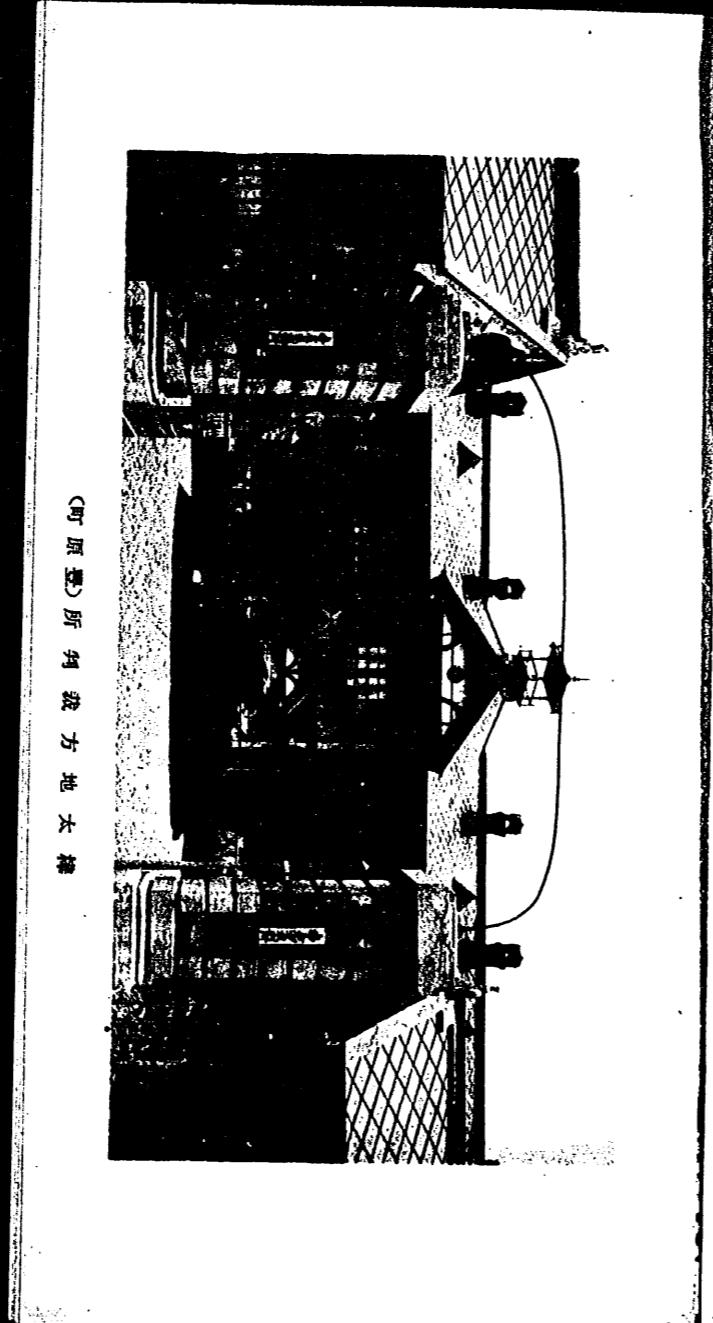
法定傳染病 法定傳染病は腸チブスを首位としヂフテリア、バラチブス之に強き、其の他赤痢、猩紅熱、流行性闌脊膜炎、痘瘡、發疹チブス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ベストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來國に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大

二九〇

正十四年六月總令を以て傳染病豫防法施行規則及同施行細則を公布し各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外姪の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防退に努め居れり。左に最近六年間に於ける發生状況を表示すべし。

區別	年次	開チーブス	患者	死亡	患者
チフテリア	大正十一年	死亡	患者	死亡	患者
バラチーブス	大正十二年	死亡	患者	死亡	患者
	大正十三年	死亡	患者	死亡	患者
	大正四年	死亡	患者	死亡	患者
	昭和元年	死亡	患者	死亡	患者
	昭和二年	死亡	患者	死亡	患者



(阿原豊) 所有 我方地 大輔

醫事衛生

二九二

結核患者は毎年其の数を増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者及死亡左の如し。

年次	區別	呼吸器結核		結核性胸膜炎		腺結核		其の他の結核		死亡率%	一般結核死る者數	總死る者數
		患 者死 亡	計									
大正十二年	第一期	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、六八	一、六八	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六九	三、六九
大正十三年	第二期	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、六七	一、六七	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六八	三、六八
大正十四年	第三期	一、七五	一、七五	一、七五	一、七五	一、六六	一、六六	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六七	三、六七
昭和元年	遺傳性	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、六五	一、六五	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六六	三、六六
昭和二年	計	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、六四	一、六四	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六五	三、六五
	軟性	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、六三	一、六三	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六四	三、六四
	麻痺性	一、七一	一、七一	一、七一	一、七一	一、六二	一、六二	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六三	三、六三
	合計	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、六一	一、六一	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六二	三、六二
	半する人口罹病對	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九	一、六〇	一、六〇	一、五〇	一、五〇	一・四	三、六一	三、六一

性病 性病患者は人口増加に伴ひ連増しつゝあり。最近五年間に於ける患者の数を示せば左の如し。

年次	區別	微		毒		軟性		麻痺性		合計		半する人口罹病對
		第一期	第二期	第三期	遺傳性	計	下疳	諸症	合計	半する人口罹病對	半する人口罹病對	
大正十二年	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、六八	一、六八	一、六八	一、六八	一、六八	一、六八
大正十三年	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七
大正十四年	一、七五	一、七五	一、七五	一、七五	一、七五	一、七五	一、六六	一、六六	一、六六	一、六六	一、六六	一、六六
昭和元年	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、六五	一、六五	一、六五	一、六五	一、六五	一、六五
昭和二年	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、六四	一、六四	一、六四	一、六四	一、六四	一、六四

癲病 癲病は殆ど算するに足らざる少數にして、大正十五年醫療を受けたる患者は四名、昭和二年度に於ては内地人四名、内地外一名なり。

其他 其の他の傳染性疾患者は昭和二年中麻疹三、七九五名あり、トラホーム八、五一一名、流行性感冒四、

九一名を算せり。而して流行性感冒は漸次其の數を減じつゝあるもトドホームは逐年増加の傾向を示せり。

第九節 汚物掃除

●
○此年人口増加するに伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大治、真岡の各市街地に於ては町にて之を經營せるも、泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

●
○屎尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に蓄積し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては尙充分の研究を要す。

第十五章 法 制

権太は各般の狀態未だ未開の域を脱せず、尙ては我が領土たりし地なりと雖も腹味なる土人の在るあり之を本土と同一に律する能はざる實狀に鑑み、軍政撤廢と同時に明治四十一年法律第二十五號を以て特に権太に施行を要する法律は勅令を以てすることとし、一定の事項に關しては尙之が特例を定め得ることとなれり。

爾來右に依り権太に施行の法律漸を逐ふて増加し、現在全部施行のもの民法外百四十二件一部施行のもの訴願法外七件に達し、尚明治四十年勅令第九十四號等を以て特例を定め來りたるが、大正九年勅令第百二十四號を以て之を統一し以て施政の圓滑を期せり。

(◎権太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (明治四十年法律第二十五號)

法律ノ全部又ハ一部ヲ権太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令

ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

法 制

二九五

法 制

二九六

- 一 土人ニ關スルコト
- 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三 法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

◎権太施行法律特例 (大正九年勅令第百二十四號抄)

- 第一條 権太ニ於ケル土人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ對スル刑事ニ關スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル。
- 前項ニ規定スル事項ニ關スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ。
- 第二條 権太廳支廳長及稅務、林務、鐵業又ハ水產ニ關スル事務ヲ管掌スル官吏ハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職權ヲ有ス。
- 刑事訴訟法中地方長官ノ職務ハ権太廳長官之ヲ行フ。

法 制

二九七

第三條 民法又ハ商法ニ規定スル登記ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス。

第四條 民事訴訟法第一百六十七條第一項及刑事訴訟法第八十二條ノ場合ニ於テハ海陸路四里毎ニ一日ヲ伸長ス。

第五條 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得。

第六條 漁業法第七條ノ規定ハ土人ノ漁業ニ關シテ之ヲ適用セス権太廳長官ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得。

第二十二條 商業會議所法中農商務大臣及地方長官ノ職務ハ権太廳長官之ヲ行フ。

第二十三條 戸籍法ニ規定スル届出又ハ申請ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス。

第二十四條 國籍法及明治三十一年法律第二十一號中內務大臣ノ職務ハ内閣總理大臣之ヲ行フ。

第十六章 司法

第一節 沿革

二九八

明治三十八年八月本島を占領するや軍令第二號を以て民政を布くと共に民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。亞で同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中に就き民政長官の任命せる民政署司法委員が民事及刑事の審判(軍令裁判所の権限に)を發すこととなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三年軍政の撤廃せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至りたり。

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廃と共に同年法律第二十八號を以て四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を設置せられ、尙勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律を樺太に施行せられ、特殊

の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。即ち樺太に於ける裁判所は司法大臣の管轄に屬し裁判所構成法に依り構成せられ、其の組織に關しては内地に於ける裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地 方 裁 判 所	區 裁 判 所	區 裁 判 所出張所	設 置 年 月 日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所			
	眞岡區裁判所			
	大泊出張所	元泊出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 明治四十年十一月一日 大正十二年十月十六日 明治四十年四月一日 大正八年七月一日 大正十一年十月十六日	豊原郡豊原町 豊原郡豊原町 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村 眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町 鶴城郡鶴城村
	泊居出張所			
	鶴城出張所			

司 法

二九九

司 法

三〇〇

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少數なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件数も少からしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に其の内容亦複雑となり来るも人事訴訟は極めて少數なり。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事案件亦逐年増加し詐欺、軍人服役及召集に關する犯罪最も多く、窃盜、殺傷、横領、漁業及賭博に關する犯罪之に次ぐ。殺傷犯、詐欺犯、横領犯及び軍人服役に關する犯罪の比較的多きは漁業林業等に從事する労働者の犯すもの其過半を占むるに因る。

新受理件數（地方裁判所）

種別 年次	民				
	審 第一 控 訴 抗 告 假 處 分 其 他 件 計	審 第一 控 訴 再 審 抗 告 私 訴 其 他 件 計	刑 事 件 計	豫 審 件 計	
大正十三年	一四				
大正十四年	九三	二八	九六	五四	
昭和元年	六三	二	一七	一三	
昭和二年	一	三	一	二	
昭和十三年	五三	三	三	四	
昭和十四年	八	六	九	八	
昭和十五年	二八	三	三	五	
昭和十六年	六三	二四	二六	三六	
昭和十七年	四三	二	三	三	
昭和十八年	三三	九	三	三	
昭和十九年	三三	一	一	一	
昭和二十年	三六	二	一	一	
昭和二十一年	五	二	三	二	
昭和二十二年	六	空	九	五	
昭和二十三年	一三	三	三	四	

區 別	民				
	審 第一 控 訴 抗 告 假 處 分 其 他 件 計	審 第一 控 訴 再 審 抗 告 私 訴 其 他 件 計	刑 事 件 計	豫 審 件 計	
第一 和 解 調 和 議 和 解 告 假 處 分 執 行 賣 事 件 其 他 事 件 計	九三	二八	九六	五四	
第二 私 件 其 他 事 件 計	六三	二	一七	一三	
第三 私 件 其 他 事 件 計	一	三	一	二	
第四 私 件 其 他 事 件 計	五三	三	三	四	
第五 私 件 其 他 事 件 計	八	六	九	八	
第六 私 件 其 他 事 件 計	二八	三	三	五	
第七 私 件 其 他 事 件 計	六三	二四	二六	三六	
第八 私 件 其 他 事 件 計	四三	二	三	三	
第九 私 件 其 他 事 件 計	三三	九	三	三	
第十 私 件 其 他 事 件 計	三三	一	一	一	
第十一 私 件 其 他 事 件 計	三六	二	一	一	
第十二 私 件 其 他 事 件 計	五	二	三	二	
第十三 私 件 其 他 事 件 計	六	空	九	五	
第十四 私 件 其 他 事 件 計	一三	三	三	四	

備考 左側数字は民事の部は故意事件、刑事の部は保釋請求なり。

司法

三〇一

司	強殺	罪
盜人		名
法	十六 三年正	
三	十大 四年正	
九	元昭	
五	年和	
四	二昭	
四	年和	
三	誘橫	罪
拐領		名
三	十六 三年正	
一	十大 四年正	
四	元昭	
元	年和	
三	二昭	
三	年和	
六	元昭	
三	二昭	
三	年和	

卷之二

備考	左側数字は故障事件	閏	四	大正十四年
昭和二年	一	三	三	昭和元年
	二	四	二	一
	三	五	三	一
	四	六	四	一
	五	七	五	一
	六	八	六	一
	七	九	七	一
	八	十	八	一
	九	十一	九	一
	十	十二	十	一
	十一	十三	十一	一
	十二	十四	十二	一
	十三	十五	十三	一
	十四	十六	十四	一
	十五	十七	十五	一
	十六	十八	十六	一

真	區	原	豐
大正十三年	大正十二年	昭和元年	大正十四年
六 六	公 公	四 四	三 三
五 五	三 三	三 三	一 一
二 二	三 三	一 一	三 三
三 三	四 四	四 四	二 二
一 一	一 一	一 一	一 一
五 五	空 空	公 公	公 公
三 三	六 六	五 五	四 四
三 三	七 七	六 六	五 五
五 五	五 五	七 七	六 六
四 四	七 七	八 八	七 七
九 九	六 六	九 九	八 八
六 六	五 五	十 十	九 九
一 一	四 四	九 九	八 八
三 三	三 三	八 八	七 七
二 二	二 二	七 七	六 六
一 一	一 一	六 六	五 五
四 四	四 四	五 五	四 四
九 九	九 九	四 四	三 三

二三

司 法

三〇六

の便宜を圖る爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり。是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くのもの漸次多きを加へ最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り尙處理し得ること々せり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は支廳に於て掌理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手帳上の不便は勿論局地開拓の上に及ぼす影響妙からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他關係法令施行せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられ、爾來樺太に轉籍するもの相隨ぎ大正十三年末に於て既に二、九二六戸一六、五六七人を算じ、尙逐年増加の趨勢にありて本島開發上樺太益する所大なるものあり。昭和二年末現在本籍を有するもの八、一八七戸四二、九〇四人にして同年中に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

種別	件数		
	本籍人	非本籍人	
出生	二六〇	二三	
認養	一五	一五	
子	一五	一五	
離婚	一五	一五	
婚姻	一五	一五	
配偶者	一五	一五	
離婚後見及保佐	一五	一五	
隠匿	一五	一五	
死亡及失踪	一五	一五	
相続	一五	一五	
合計	一、一六	一、一六	
種別	件数	種別	
推定家督相續人の廢除	二	本籍人	件数
家督相續人の指定	二	本籍人	件数
入籍離籍及復籍拒絶	二	本籍人	件数
廢家及絕家	一	本籍人	件数
分家及廢絶家再興	一	本籍人	件数
氏名族稱の變更及製	一	本籍人	件数
就籍及轉籍	一	本籍人	件数
追完訂正其の他	一	本籍人	件数
合計	一、一六	本籍人	件数

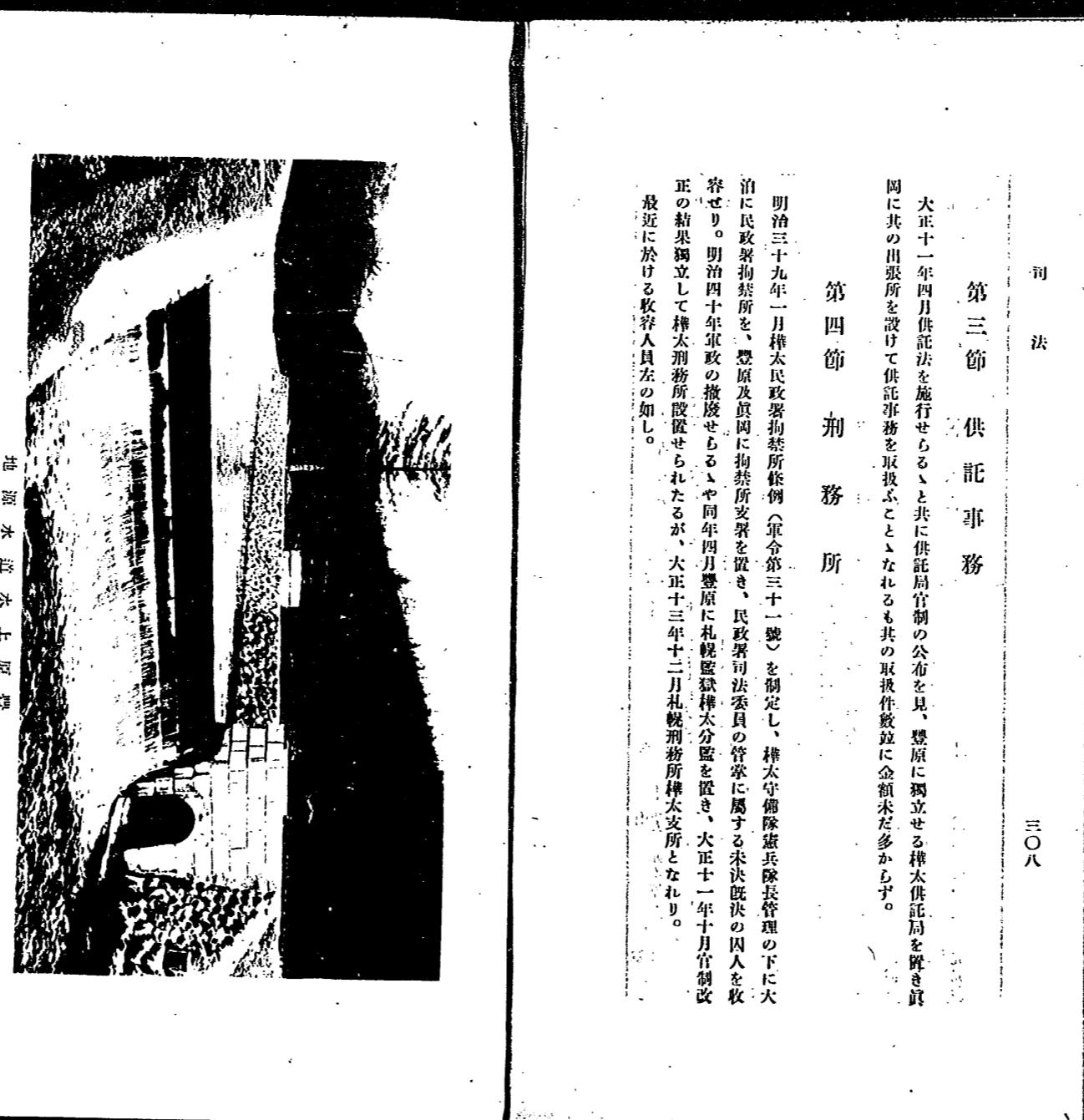
第三節 供 記 事 務

大正十一年四月供託法を施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に独立せる樺太供託局を置き、眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなれるも其の取扱件数並に金額未だ多からず。

第四節 刑 務 所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例（軍令第三十一號）を制定し、樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及眞岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に属する未決既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廃せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となれり。

最近に於ける收容人員左の如し。



地獄水道水止原標

入告被刑事	者刑受	種別	年次
年出新前年 末現 在所入越	年出新前年 末現 在所入越		
三 五 七 元	二 八 三 二八		大正十一年
二 四 一 三	一 七 一 二九		大正十二年
一 五 七 二	一 七 一 二九		大正十三年
一 三 三 七	一 七 一 二四		大正十四年
一 三 三 一	一 七 一 二四		昭和元年
一 三 三 一	一 七 一 二四		昭和二年
二 一 一 一	一 七 一 二八		

計		人置留場役勞			
年	出	新	前年	年	前年
末	現	在	より	末	より
四 一 五 七 三 二 一 九 三 二 一 九 二 元	委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委	呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑 呑	三 四 四 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	八 一 一 九 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	八 一 一 九 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
司 法		人置留場役勞			
年		人置留場役勞			
末		人置留場役勞			
現		人置留場役勞			
在		人置留場役勞			
所		人置留場役勞			
入		人置留場役勞			
越		人置留場役勞			

三一〇

第十七章 公共施設

第一節 水道

領有當時本島には上水道の施設せるものなきを以て衛生及火防上之が急務の必要を認め、廳に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居及北名村の各市街地に木縄木管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となるるを以て從來の簡易水道と共に水道に關する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は新規計畫を爲すもの或は又既に完成せるもの等あり、左に其の概況を述べし。

豊原町水道 将來の發展を豫想して永久的設計を爲し、工費六拾五萬圓（内參拾萬圓は桟太廻補助）を投じて大正十二年七月起工翌大正十三年十月竣工せり。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人と

公共施設

三一二

假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如く將來擴張に亘費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。

水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の上流約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設け、淨水場は旭ヶ岡北施の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。

配水管は内徑四吋乃至十六吋鐵管一萬五千七百九十九間を網狀形に敷設し、制水弁大小七十三個を付して局部の断水に便し、專用給水を受くる能はざる者の爲めに供用栓二十九個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓百八個を配置せり。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混擬土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費拾萬武千餘圓(内六萬圓は樺太廳補助)を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣工せり。水源地は泊居川の支流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の渇水を慮り鐵筋混擬土を以て現河底以上二十呎四吋高の堤壠を築造して貯水池となせり。

本斗町水道 従來の簡易水道を改修し木樅水管を鐵管に替へ、工費貳萬零九百貳圓(内六千圓は樺太廳補助)を以て大正十四年六月起工同七月竣工せり。

大泊町水道 吉敷露助澤地内大泊川支流に水源を探り工費百五拾六萬餘圓を投じ昭和二年七月起工し同五年度完成の豫定なり。

其の他 真岡村は四拾貳萬餘圓の豫定を以て日下永久的工事計畫中にして、其の他の地に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

第二節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豐原市街一間に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次て大泊、真岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業延々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地に大バルブ工場建設せられ工場の動力及燃用として自家用の電氣施設勃興し、其の發電餘力を以て電氣事業の經營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等挙出し、供給區域として開業せるもの全局三十八町村中二十四町村に及び最近は逐次事業の整理合団せられむとする傾向あり。其の概況左の如し。

公共施設

三一三

公共施設
電氣事業一覽（昭和二年未現在）

三一四

種別	供給事業	自家用		前年比 (△増減)	摘要
		開業	事業者数		
電氣設備固定資本金	未開業	五	八	△-1,000	
發電力	落成	三	二	△-1,000	
電燈	需要	三	二	△-1,000	
電燈	實數	三	二	△-1,000	
換算	戶數	三	二	△-1,000	
光	數	三	二	△-1,000	
電柱	長	三	二	△-1,000	
電線路	直	三	二	△-1,000	
電力	裝電	三	二	△-1,000	
從業員	員	三	二	△-1,000	

從業員	電力	需要		開業	事業者数
		戶數	箇数		
七、三三人	七、三三人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
七、三三人	七、三三人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
六、九九人	六、九九人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
六、九九人	六、九九人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
五、二二人	五、二二人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
五、二二人	五、二二人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
四、三三人	四、三三人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
四、三三人	四、三三人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
三、一一人	三、一一人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人
三、一一人	三、一一人	一、二八人	三、四九人	一、五八人	一、五八人

備考 昭和二年未現在の供給事業五、自家用二、開業せるもの供給事業一、自家用一、廢業せ

るもの一、自家用一

市街別事業概況（供給事業）

公共施設

三一五

卷之三

公
步
加
誌

卷之三

備考 電燈數には屋外燈を含む。電燈料金は昭和二年末現在のものなり。
經營者別事業概況 (供給事業)

減(△印は減)

富内電氣株式會社		公共施設	
施設者	種別	年使用開始月	目的
王子製紙株式會社	燈	昭和二年三月	富内村汽
泊太居株式會社	發電力及電燈裝置	同	三
同	原動力	同	四
同	電力裝置	同	五
同	電線長路	同	六
同	電線延長	同	七
同	資本金	同	八
同	電氣設備	同	九
同	資本金	同	十
同	電氣設備	同	十一
同	資本金	同	十二
同	電氣設備	同	十三
同	資本金	同	十四
同	電氣設備	同	十五
同	資本金	同	十六
同	電氣設備	同	十七
同	資本金	同	十八
同	電氣設備	同	十九
同	資本金	同	二十
同	電氣設備	同	二十一
同	資本金	同	二十二
同	電氣設備	同	二十三
同	資本金	同	二十四
同	電氣設備	同	二十五
同	資本金	同	二十六
同	電氣設備	同	二十七
同	資本金	同	二十八
同	電氣設備	同	二十九
同	資本金	同	三十
同	電氣設備	同	三十一
同	資本金	同	三十二
同	電氣設備	同	三十三
同	資本金	同	三十四
同	電氣設備	同	三十五
同	資本金	同	三十六
同	電氣設備	同	三十七
同	資本金	同	三十八
同	電氣設備	同	三十九
同	資本金	同	四十
同	電氣設備	同	四十一
同	資本金	同	四十二
同	電氣設備	同	四十三
同	資本金	同	四十四
同	電氣設備	同	四十五
同	資本金	同	四十六
同	電氣設備	同	四十七
同	資本金	同	四十八
同	電氣設備	同	四十九
同	資本金	同	五十
同	電氣設備	同	五十一
同	資本金	同	五十二
同	電氣設備	同	五十三
同	資本金	同	五十四
同	電氣設備	同	五十五
同	資本金	同	五十六
同	電氣設備	同	五十七
同	資本金	同	五十八
同	電氣設備	同	五十九
同	資本金	同	六十
同	電氣設備	同	六十一
同	資本金	同	六十二
同	電氣設備	同	六十三
同	資本金	同	六十四
同	電氣設備	同	六十五
同	資本金	同	六十六
同	電氣設備	同	六十七
同	資本金	同	六十八
同	電氣設備	同	六十九
同	資本金	同	七十
同	電氣設備	同	七十一
同	資本金	同	七十二
同	電氣設備	同	七十三
同	資本金	同	七十四
同	電氣設備	同	七十五
同	資本金	同	七十六
同	電氣設備	同	七十七
同	資本金	同	七十八
同	電氣設備	同	七十九
同	資本金	同	八十
同	電氣設備	同	八十一
同	資本金	同	八十二
同	電氣設備	同	八十三
同	資本金	同	八十四
同	電氣設備	同	八十五
同	資本金	同	八十六
同	電氣設備	同	八十七
同	資本金	同	八十八
同	電氣設備	同	八十九
同	資本金	同	九十
同	電氣設備	同	九十一
同	資本金	同	九十二
同	電氣設備	同	九十三
同	資本金	同	九十四
同	電氣設備	同	九十五
同	資本金	同	九十六
同	電氣設備	同	九十七
同	資本金	同	九十八
同	電氣設備	同	九十九
同	資本金	同	一百
同	電氣設備	同	一百零一
同	資本金	同	一百零二
同	電氣設備	同	一百零三
同	資本金	同	一百零四
同	電氣設備	同	一百零五
同	資本金	同	一百零六
同	電氣設備	同	一百零七
同	資本金	同	一百零八
同	電氣設備	同	一百零九
同	資本金	同	一百一十
同	電氣設備	同	一百一十一
同	資本金	同	一百一十二
同	電氣設備	同	一百一十三
同	資本金	同	一百一十四
同	電氣設備	同	一百一十五
同	資本金	同	一百一十六
同	電氣設備	同	一百一十七
同	資本金	同	一百一十八
同	電氣設備	同	一百一十九
同	資本金	同	一百二十
同	電氣設備	同	一百二十一
同	資本金	同	一百二十二
同	電氣設備	同	一百二十三
同	資本金	同	一百二十四
同	電氣設備	同	一百二十五
同	資本金	同	一百二十六
同	電氣設備	同	一百二十七
同	資本金	同	一百二十八
同	電氣設備	同	一百二十九
同	資本金	同	一百三十
同	電氣設備	同	一百三十一
同	資本金	同	一百三十二
同	電氣設備	同	一百三十三
同	資本金	同	一百三十四
同	電氣設備	同	一百三十五
同	資本金	同	一百三十六
同	電氣設備	同	一百三十七
同	資本金	同	一百三十八
同	電氣設備	同	一百三十九
同	資本金	同	一百四十
同	電氣設備	同	一百四十一
同	資本金	同	一百四十二
同	電氣設備	同	一百四十三
同	資本金	同	一百四十四
同	電氣設備	同	一百四十五
同	資本金	同	一百四十六
同	電氣設備	同	一百四十七
同	資本金	同	一百四十八
同	電氣設備	同	一百四十九
同	資本金	同	一百五十
同	電氣設備	同	一百五十一
同	資本金	同	一百五十二
同	電氣設備	同	一百五十三
同	資本金	同	一百五十四
同	電氣設備	同	一百五十五
同	資本金	同	一百五十六
同	電氣設備	同	一百五十七
同	資本金	同	一百五十八
同	電氣設備	同	一百五十九
同	資本金	同	一百六十
同	電氣設備	同	一百六十一
同	資本金	同	一百六十二
同	電氣設備	同	一百六十三
同	資本金	同	一百六十四
同	電氣設備	同	一百六十五
同	資本金	同	一百六十六
同	電氣設備	同	一百六十七
同	資本金	同	一百六十八
同	電氣設備	同	一百六十九
同	資本金	同	一百七十
同	電氣設備	同	一百七十一
同	資本金	同	一百七十二
同	電氣設備	同	一百七十三
同	資本金	同	一百七十四
同	電氣設備	同	一百七十五
同	資本金	同	一百七十六
同	電氣設備	同	一百七十七
同	資本金	同	一百七十八
同	電氣設備	同	一百七十九
同	資本金	同	一百八十
同	電氣設備	同	一百八十一
同	資本金	同	一百八十二
同	電氣設備	同	一百八十三
同	資本金	同	一百八十四
同	電氣設備	同	一百八十五
同	資本金	同	一百八十六
同	電氣設備	同	一百八十七
同	資本金	同	一百八十八
同	電氣設備	同	一百八十九
同	資本金	同	一百九十
同	電氣設備	同	一百九十一
同	資本金	同	一百九十二
同	電氣設備	同	一百九十三
同	資本金	同	一百九十四
同	電氣設備	同	一百九十五
同	資本金	同	一百九十六
同	電氣設備	同	一百九十七
同	資本金	同	一百九十八
同	電氣設備	同	一百九十九
同	資本金	同	二百

(柏原多字泊郷大村地廣都町) 落部「ヌイア」人土



第十八章 土人

第一節 總說

我が南部樺太に在住する所謂土人とはアイヌ、ニクアン、オロツコ、サンダー及キーリンの五種族を指稱せるものなり。彼等は從順にして民族極めて低く到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業共の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自活思想を養ひ、子弟に教育を授けるの外彼等の風習を毀けざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。然るに彼等の或る民族の人口は増加せざるのみならず却て減少の傾きにあり、殊にキーリンは滅亡に瀕しサンダーの如きは既に其の跡を絶てり。

第二節 種族及戸口

•••••
アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの説あり。領有當時に於ては南樺太の東西海岸及中央内

瀬川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集閑せしむる必要を認め大正十年より同十年に至る三箇年間に於て東海岸は富内、白濱、樺保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は多羅泊、登富津、智来及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも、鶴城管内のみは尙依然として散在の狀態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めりと雖も體質は漸次劣弱に赴く様あり。其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の激變移住者增加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等其の主たるものゝ如く之等弊害の除去に努め居れり。

ニクアン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして本島の北部幌内川流域に居住し、先住民たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期惰眠を貪ることなく孜々として常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得は相當發展を期し得べし。

•••••
オロツコ族 トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部幌内川流域に在り馴鹿を飼育す

土人

三二四

ると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出て、海豹を捕へ、五月より八月迄は鮫漁に従ひ、八月の候魚族の廻河するに至れば川を廻り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智勝昧且つ怠惰にして、三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり。斯くて生

活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの状態なり。

キーリン族 本種族の現に我が南部樺太に居住するもの僅かに四十人に過ぎず。其の本島に渡來したるは他種族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性狀亦アイヌ族、ニクブン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコの如く卑屈に偏せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移す。

サンダル族 我が國に於て往昔山丹人（又は山越人）と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶つに至れり。其の言語習俗は、ニクブン族、オロツコ族と大同小異なりき。

各種族の戸数人口を示せば左の如し。

（昭和二年末現在）

種別	管轄地		戸数	人口	種別	管轄地		戸数	人口	種別	管轄地		戸数	人口	種別	
	アイヌ	ニクブン				アイヌ	ニクブン				アイヌ	ニクブン				計
計	豊原	大泊	眞元	泊斗	泊居	香	泊居	岡斗	泊原	計	豊原	大泊	眞元	泊斗	泊居	香
合	五	五	五	五	五	三	三	三	三	合	五	五	五	五	五	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七	七	三
合	七	七	七	七	七	三	三	三	三	合	七	七	七	七	七	三
公	七	七	七	七	七	三	三	三	三	公	七	七	七	七	七	三
見	七	七	七	七	七	三	三	三	三	見	七	七	七	七		

第三節 風俗習慣（主としてアイヌ族につき記述す）

第一款 概説

夏期は河海に於て漁撈に從事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つゝありしも、半農半漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を取得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し、勞力の需要増加し來れるを以て、之等労働に從事し漸次獨立自賛の域に進みつゝあり、從つて生活狀態も不知識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に處築に驅られ、金錢を得れば之を酒食に費すにあらざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遭はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却て依頼の念を助長する懃みなきを得ず。

第二款 衣食住

衣服・多く草木の皮を以て裹したるアツシを用ゆ、アツシはオヒヨウ（木の名）又はエラ草（一名カイ草）

の皮を剥ぎて水に溝し、冬期越年中に糸に織して之を縫る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、領、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鮑及イトウ（魚の名）の皮にて製し、鳥毛にて裝飾を施す。其の他犬の皮を以て外套、脱引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帶、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する僅に求め得らるゝを以てなり。

裝飾・身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人は一般に上唇に跡をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は真鍮の輪若くは穴明錢を紐に通して帶の如く腰に締むるものあり。頭飾りとして男子は十二三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色々を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠とす、要は頭髪の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物・主食物は魚類にして其の主なるは鰯及鮭なり。何れも収穫期に之を刺しあらわして乾燥して貯蔵し冬期の食料とす。夏期は生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を

土人

鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを拘ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに春ね時藏して隨時使用す。其のアメマス、鱈、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食としては野生の百合根、キトー、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯蔵して用ふ。極めて酒を嗜み青年以上にして酒を飲食せざるものなく、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋・家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け尤も清淨の地を選ぶ。之を述つるに大小廣狹の別あれど一定の規矩ありて何れも規を一にする。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周囲は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし、木根、藤蔓等にて縛繩するのみ。土間の中央には大きな爐を造り其の上部に煙出笠採光のため二、三尺角の天窓を開け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寝臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯蔵する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くことなし。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に酋長あり絶對支配權を持して部落を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總

て自ら之を裁斷して異議を挙むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の主權者なり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往来し、吉凶禍福を別つの美風今尚存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、室内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相続するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を譲る(一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むるの挽なしと)。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては双方の合意に依り他より何等干涉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡単にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無断にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、

三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斎罪の具を備へ親族古舊相集り喪哭數日にして終る。生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものあるも多くは之を用ひず。埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日にして塙の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壊ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨てゝ省みず。

第四款 經済及法律關係

往昔に於ける物資の交易は草物々交換に依り有無相通せり。即ちギリヤーク族は敷香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマメイ山道を經て灣内に來り錦、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂羆、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、鈎、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徵せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は纏に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは

一年又は二年にして其の時期は縫時、縫時、又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追索せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卒下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財產刑なるも稀には體罰をも行へり。財產刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、體罰は笞杖、指切、死刑等にして是が執行は被告の尤も親近のものをして行はしめたり。

第五款 娯樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては琴樂、音樂、舞蹈及遊戲等あり、琴樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌ふ男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭文の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（昔歌）、トイタ（伽噺）等あり。

樂器には左の二種及圓扇形の太鼓あり、撥音鹿の皮にて作り主に新婚者が之を使用す。

トソコリ（三味線に酷似し五弦なり）

土人

三三二

ムツキナ（竹を以て作り、口に衔て吹く）
舞踊は我が盆踊の如く八人づゝ一團となりて環狀を爲し、中腰と爲りて一足づゝ飛びつゝ手を拍ち、リリーリリーと叫びながら踊り廻り、多くは熊祭のときに爲す。

遊戯には綱曳、角力、縄飛び、棒飛及輪投等あり。
祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等祝するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り、盛装して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亘り、青年男女の情事は多く此の際に行はる。

第四節 文化

第一款 教育

土人の教育に關しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智穂の啓發、生活の改善其他指導誘掖に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアイヌ族集落部落に各一箇所を設置し、其つ子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上之を公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり。從て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一にして、現在々學兒童二百餘名、公立小學校に委託教授中のもの四箇所四十名にして、年々十數名乃至三十名の卒業生を出しつゝあり。其の成績を見るに甚方、圓畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、級方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信矣其の家庭の用務を辨ずるは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。現在の土人教育所を舉ぐれば左の如し。

教育所	學級數	教員配置數	兒童數	所	在地
白濱土人教育所	二	二	六三	菜濱郡菜濱村大字相濱	
土人					

三三三

落机土人教育所
多蘭泊土人教育所
智來土人教育所
新聞土人教育所

五七 富内郡富内村大字落机
五九 真岡郡廣地村大字大穗泊
二一 泊居郡名寄村大字智來
二〇 敦香郡泊岸村大字新聞

社会教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尚夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓發に努め居れり。

第二款衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虛弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重慶となるに及び始めて

醫藥を求めて病苦少しく減するか若は短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾莫からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を賄託して診療せしめ、各種薬品、器具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を傳ほし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀賞せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天產物によりて衣食したるを以て、一定の產業に從事して將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも、唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が勞動を爲すも、勤労を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を食用に供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如き

も計数の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周囲の刺戟とは漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救恤

土人の救恤については特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參照して遺憾なきを期し居れり。

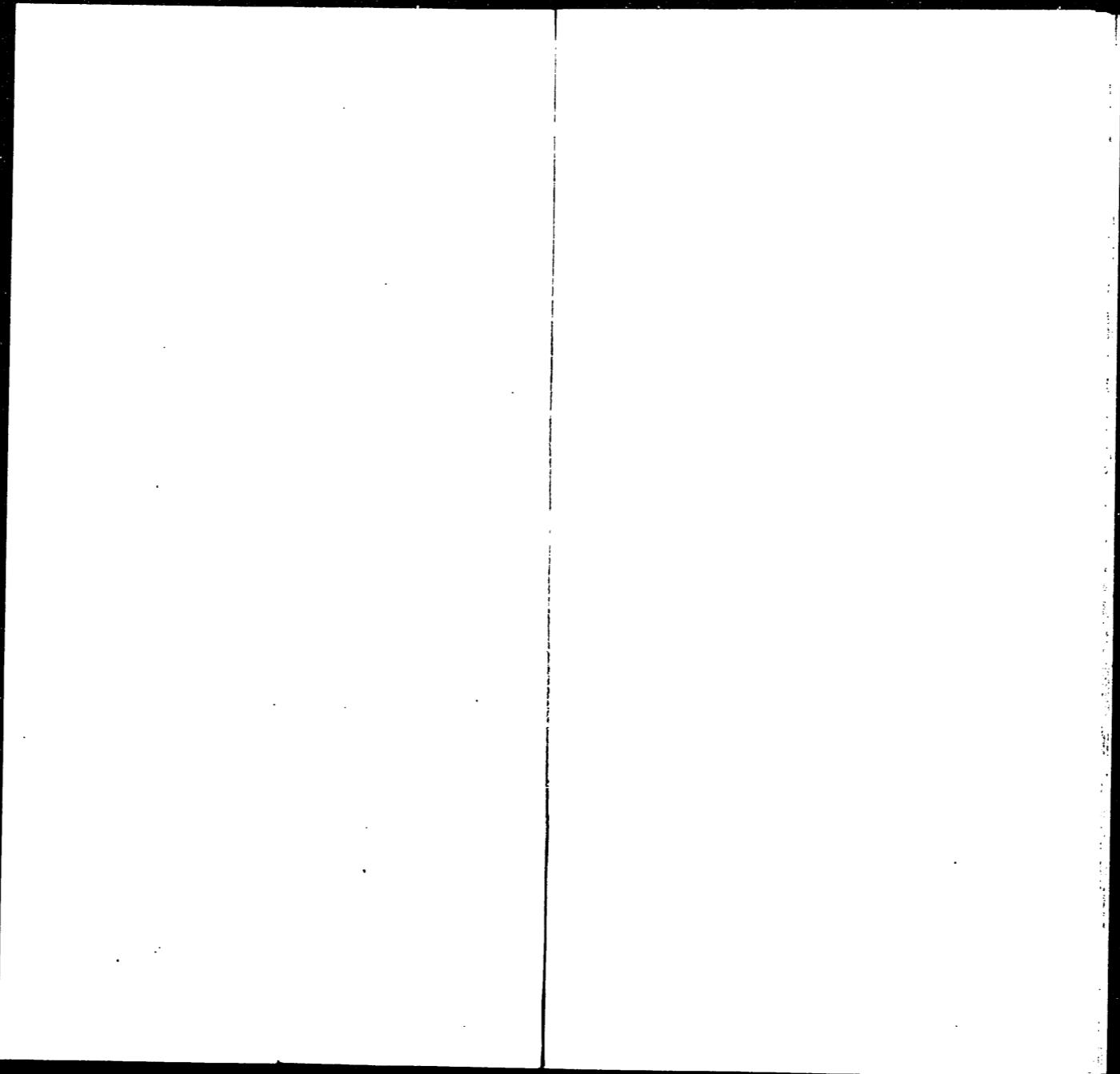
即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を憐み、不具廢疾を憐み、鳏寡孤獨を救ひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救濟に關し遺憾なきを期しつゝあり。

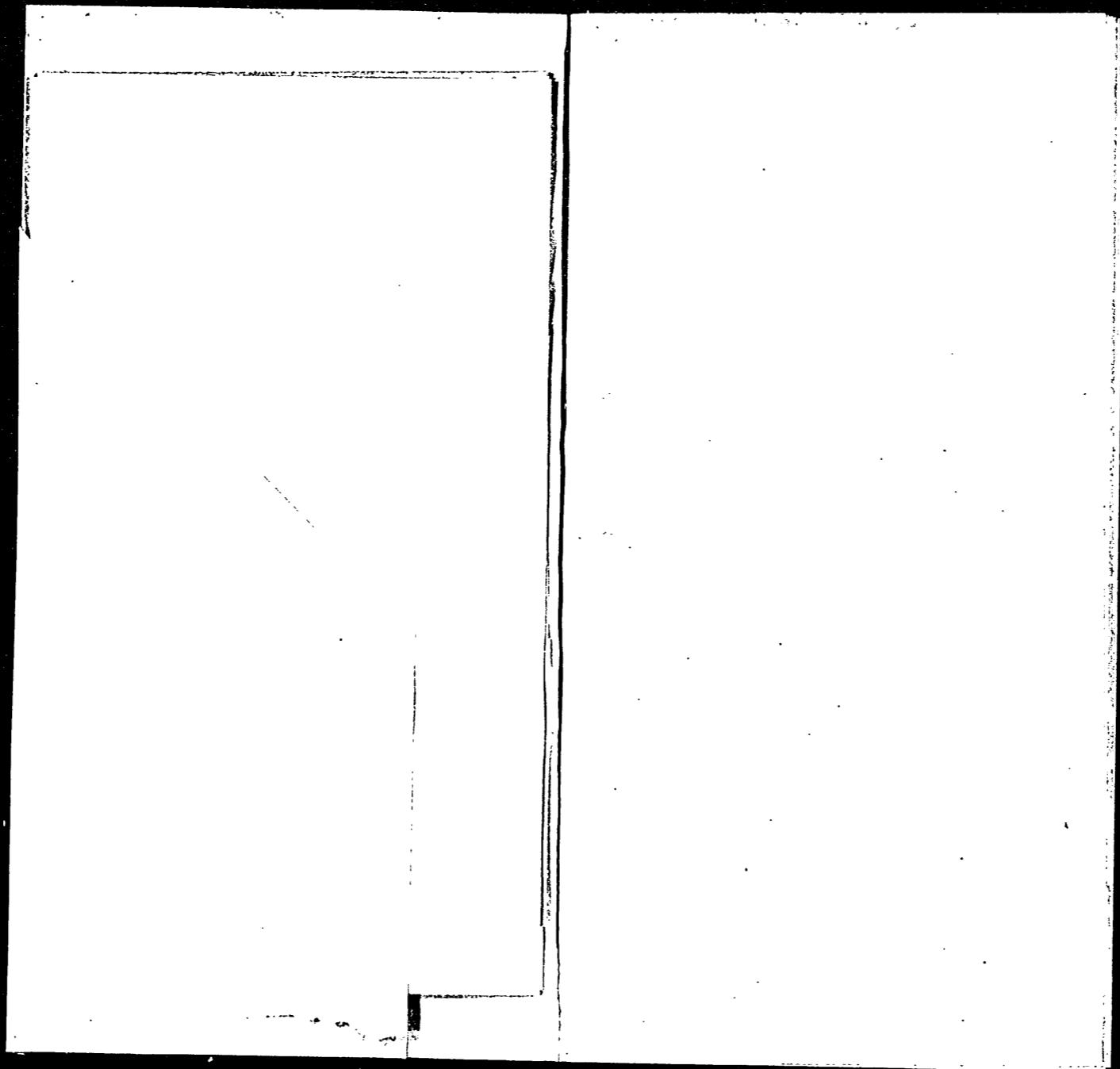
樺太要覽 総

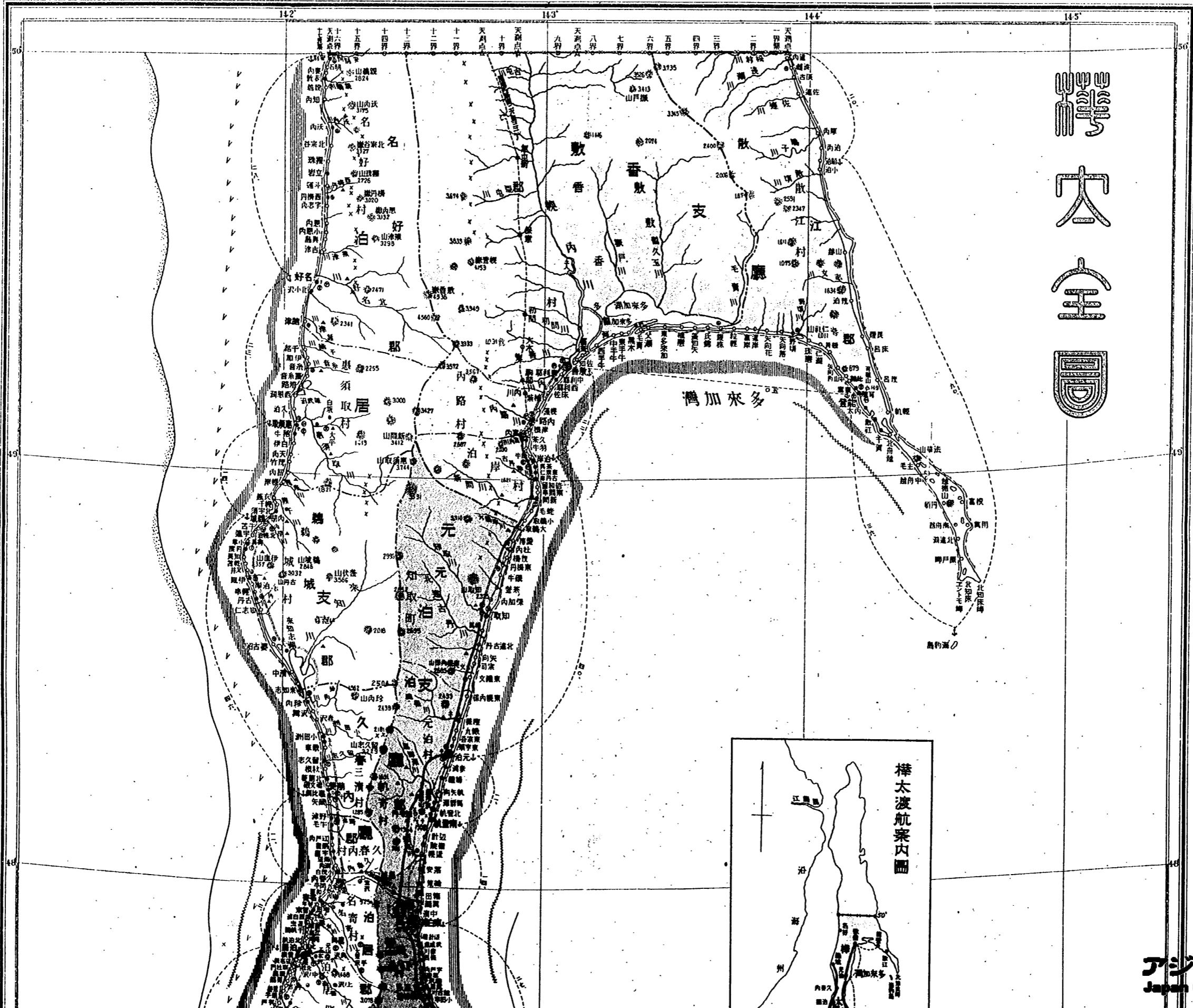
昭和三年六月十三日印刷
昭和三年六月十五日發行

樺太應

東京市芝區新宿町三丁目二番地
印 刷 人 牛九勝三郎
東京市芝區新宿町三丁目二番地
印 刷 所 東洋印刷株式會社





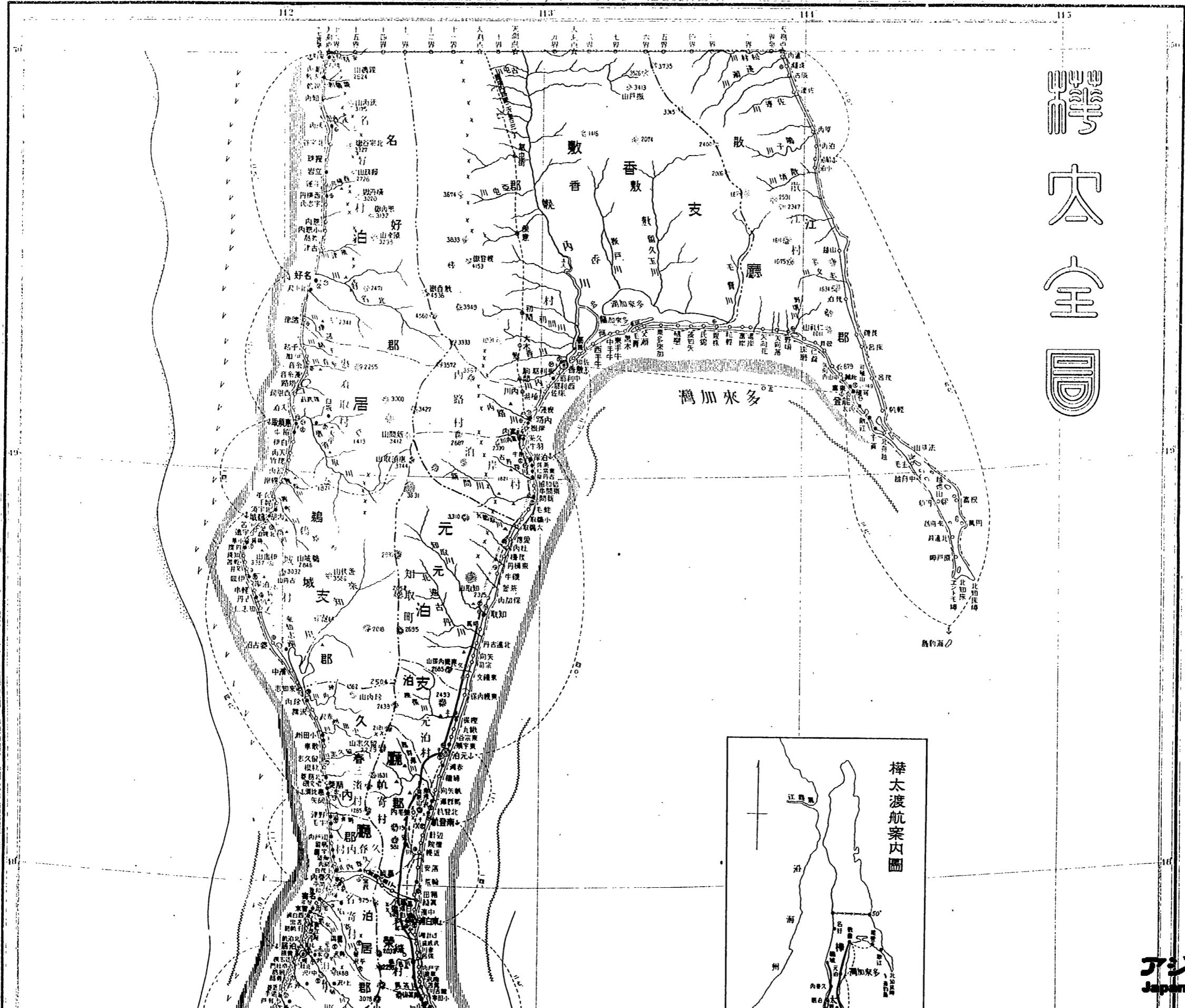
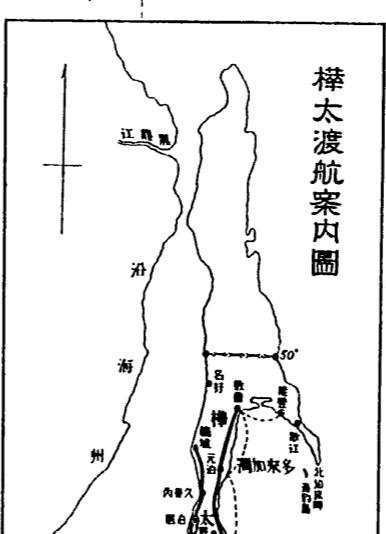


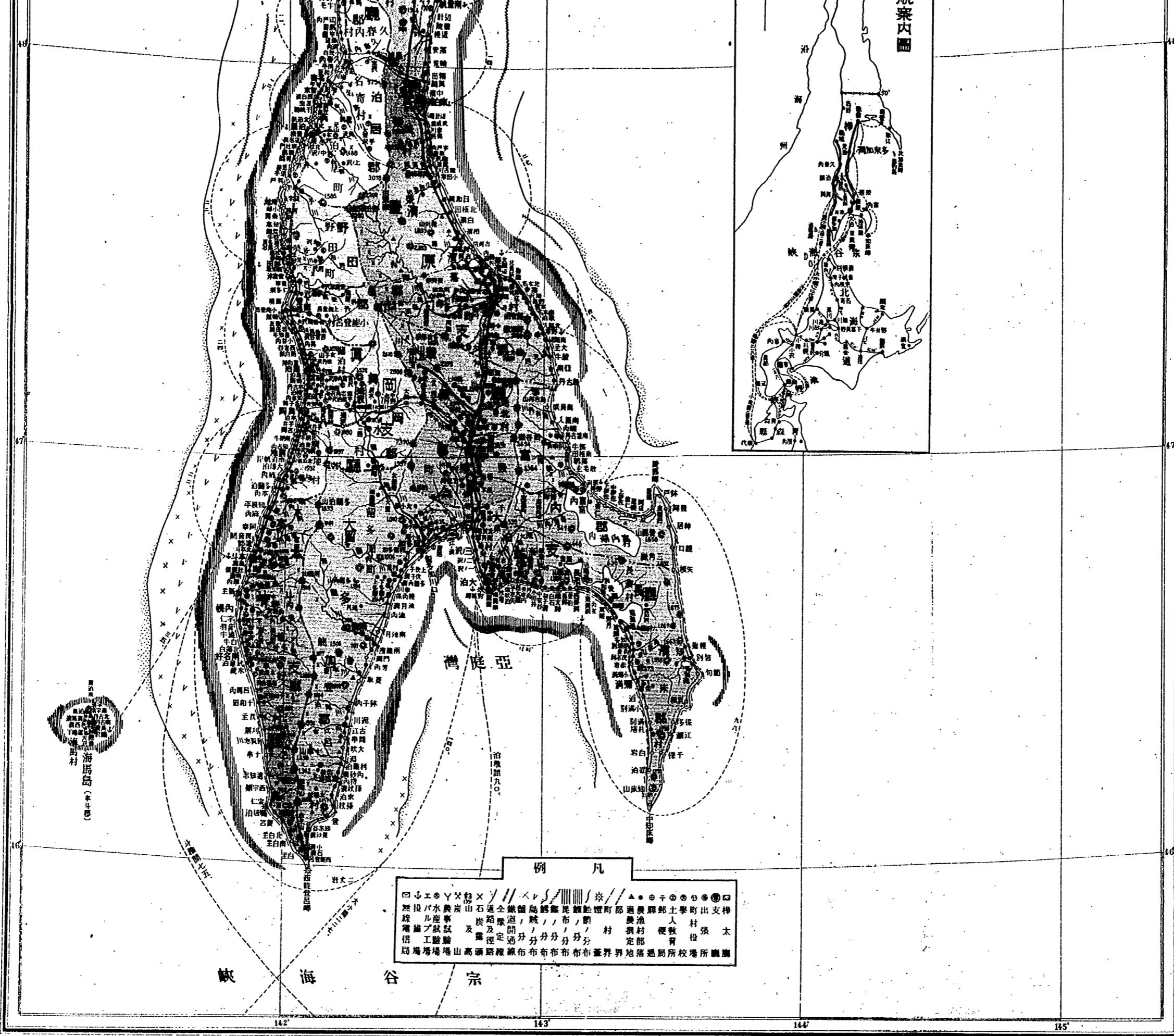
露光量違いにより重複最形

封筒在中物

露光量違いにより重複撮影

櫛太全圖





露光量違いにより重複撮影

